

第3章

■ 地震・津波災害応急対策計画

地震災害シナリオ（鳥取県沖合（F55）断層の地震・冬の18時に発生）

・：災害状況、予想される事象等 ●：市の活動 ○：県、関係機関、消防団、自主防災組織、事業所等の活動

		発災期		被害拡大期				
		時間経過	地震発生直後～ （午後6時）	10分後～ （午後6時10分）	1時間後～ （午後7時）	3時間後～ （午後9時）	6時間後～ （午後12時）	12時間後～ （翌日午前6時）
地震、津波の状況			・冬の平日18時頃、鳥取県沖合(F55)断層を震源とするマグニチュード8.1規模の地震が発生 ・松江市では震度9強の揺れを観測 ・地震発生6分後に津波第1波が到達 ・大津波警報発表			・最大震度5弱～6強の余震が発生		
建物被害	建築物	建築物	・揺れによる建物崩壊が発生（積雪の影響により被害が拡大） ・全壊6,835棟、半壊18,604棟				・余震や積雪により、被害が進行する	
		液状化	・穴道溝・中海間川を中心広い範囲で液状化が発生 ・全壊157棟、半壊346棟					
		斜面崩壊	・市内各地で急傾斜地崩壊及び地すべりが発生 ・全壊104棟、半壊243棟				・余震や積雪・降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生	
		津波	・津波による被害が発生 ・全壊6棟、半壊222棟、床上浸水420棟、床下浸水878棟					
		火災	・火気の使用が多い時間帯のため出火が多くなる ・67件の出火があり、そのうち30件が炎上	・床上30件のうち22件が消防機関や自主防災組織の活動により、消火あるいは自然鎮火、8件が延焼		・消防機関による消火を継続するが、さらに延焼	・消防機関による消火を継続するが、さらに延焼 ・6時間後の全壊棟数は1,643棟	・気象条件や消火活動支障等により延焼する可能性 ・12時間後の全壊棟数は1,945棟
		津波火災		・津波により倒壊家屋、車両、ガスボンベ、屋外タンクなどが打ち寄せられて出火し、火災が発生 ・津波によって危険物が流出し、火災が発生 ・港湾、漁港では停泊している船舶から津波により火災発生				
災害廃棄物発生			・全壊した建物を中心に廃棄物が発生					
インフラ	ライフライン	上水道	・配管390箇所が被災し、地震発生1日後には30,230世帯で断水				・ライフライン断絶による生活支障が発生	
		下水道	・延長19kmで被害が発生し、4,169人に影響				・災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生	
		通信	・転機により電話網の通話に支障発生し、1,535回線が不通				・ライフライン復旧要員及び資機材の不足	
		電力	・499本の電柱被害が発生し、7,094件で停電					
		都市ガス	・1箇所のガス施設に被害が発生し、供給停止					
		LPGガス	・マイコンメータで停止・家庭用34件、業務・商業・工業用3件で潮流被害発生					
交通		・緊急輸送道路の橋梁は大規模損傷が1箇所発生し、通行止め箇所が発生 ・港湾6箇所、漁港7箇所の岸壁で被害が発生 ・鉄道は被害がないが、点検のため一時運休又は地震発生当日は運休、沿岸地域の路線は津波警報・注意報が解除されるまで運休				・細街路の閉塞による応急活動に支障 ・地震被害による道路閉塞及び自動車による避難者増加により、大規模な交通渋滞が発生 ・迂回できる幹線道路がなく、域外からの救援の遅れ		
	人的被害	・死者合計：死者244人、負傷者1,854人（建物倒壊：死者123人、負傷者1,487人、急傾斜地崩壊：死者4人、負傷者52人、家具転倒：死者2人、負傷者24人、ブロック塀等倒壊：死者0人、負傷者7人、津波：死者31人） ・建物棟の下敷きになり、自立脱出困難者が多く発生				・要救助者が多数発生したことにより、救助活動が遅れる		
被災者	避難者		・松江市内では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ・避難路の被災や避難時の混乱による二次被害発生				・避難所へ避難する住民が増える ・避難所開設時に混乱が発生 ・物資必要量は、食料142,175食/日、飲料水2,431トン/日、毛布78,986枚（1人2枚）必要となる ・避難所におけるベットの問題 ・仮設トイレが437基必要となる	
		災害時要配慮者	・災害時要配慮者の安否確認や避難支援者が必要				・在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ・災害時要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難	
		帰宅困難者対策	・鉄道の停止により、松江・出雲・雲南地区で帰宅困難者が多数発生 ・主要駅周辺に多くの帰宅困難者が発生する			・鉄道の運休決定により、帰宅困難者が駅周辺の避難所に移動	・翌日鉄道が運行再開し、帰宅困難者が帰宅し始める	
鳥根県の活動（鳥根県災害対策本部）			○職員の非常参集開始 ○推定被害情報収集	○県内市町村の被害情報収集 ○災害対策本部の設置	○県内の応援要請（消防、警察、自衛隊、海上保安庁等） ○物資確保・供給拠点開設準備 ○被災市町村への職員派遣 ○ライフライン、交通機関の被害情報収集	○応援部隊の配分を検討 ○関係機関へ応援要請 ○救護班派遣、後方搬送の準備 ○輸送手段の確保	○追加の応援派遣を検討 ○孤立地区への輸送検討	○救出活動に関する調整 ○孤立地区への救援部隊投入、活動調整始まる ○県防災ヘリによる情報収集開始
松江市の活動（松江市災害対策本部）								
活動体制の確立								
第1節	応急活動体制	p93	●災害対策本部の設置 ●職員の非常参集開始	●機能班職員による全体活動体制調整 ●各課の従事可能による各課活動体制調整 ○3月への転機は参集不能	●災害対策本部会議の開催（当面随時、早期に定例化）		●災害対策本部会議の開催 ●人員不足のため個々への被害の対応困難	
第2節	災害情報の収集、伝達	p109	●情報管理体制の確立 ●震度速報、津波警報の受信	●前位の観測、警戒 ●被害状況の確認困難	●被害情報の収集・報告（即報・速報レベル） ・夜間、ライフライン障害のため、被害の全貌は確認できず		●職員の見回りや住民の通報により、少しずつ被害の全容が明らかになる	
第3節	災害広報	p115		●総合的な災害広報体制の確立	●一般広報の実施（被害情報、避難情報等の提供）			
第4節	広域応援体制	p118		●応援要請の必要性の判断（消防、県、協定締結自治体及び関係機関等）		●応援要請の実施		●応援の受け入れ準備、実施
第5節	自衛隊の災害派遣体制	p121			●応援要請の必要性の判断			●応援の受け入れ準備、実施
第6節	海上保安庁への応援協力体制	p126			●応援要請の必要性の判断			●応援の受け入れ準備、実施
第7節	災害救助法の適用	p127					●災害救助法の適用見込みの判断	●被害の認定（被災世帯数の判定） ●災害救助法の適用申請
避難活動								
第8節	避難活動	p130	●避難所及び一時避難所の開設準備 ●避難勧告又は指示の発令、伝達 ●避難誘導	●避難所情報の収集と避難所の開設指示 ●避難所への職員の派遣 ●避難所の開設 ●撤収の安全確認と二次災害の防止 ●避難者収容スペース及び連絡手段の確保	●避難者の受け入れと誘導 ●避難状況の報告等		・避難者が多く、人数、名簿の正確な把握が困難	
第28節	帰宅困難者対策	p193					●帰宅困難者の支援体制確立 ●一時避難所への避難 ●帰宅支援活動の実施	●情報提供、必要に応じ輸送手段の確保
消火、救急・救助、医療								
第9節	消防活動	p140	●消防団員の招集 ●消防体制の確立 ・郊外では消防車が来ない箇所発生	・119番回線殺到、繋がらず	●情報収集・整理、並びに活動の基本方針確立 ●応援要請 ●災害現場活動の実施			
第10節	救急・救助活動	p142	●消防団員の招集 ●消防体制の確立	○消防団の活動開始、負傷者の応急措置、安全な場所へ搬送の実施 ・自主防災組織、事業所等が安否確認、救出活動を開始するが夜間のため遅延	●救急・救助、搬送活動の実施 ○警察と消防の現場活動の調整			○救急、救助活動がピーク
第11節	医療救護	p144		●医療機関の被害状況の把握 ○入院患者の避難、病床確保	○消防が医療機関へ負傷者を搬送 ●救護班の派遣要請 ●救護班の編成、受け入れ及び救護所の設置	●後方医療活動の実施 ・負傷者が医療機関に殺到	●重傷者を災害拠点病院へ搬送 ●郊外では病床不足が発生、重傷者を市外へ移送	●医療救護活動状況の把握と地域医療体制への移行
交通確保、輸送								
第12節	警備活動	p146			○警戒区域の指定			
第13節	交通確保、規制	p148			●道路被災状況の調査、情報収集・整理	●障害物除去作業及び応急補修工事の実施 ●除去障害物の処分		○県防災ヘリを活用した救出救助活動、救急患者搬送、対策活動人員、救援物資輸送の実施
第14節	緊急輸送	p153			●保有車両の被害状況の確認	●保有車両による災害対策本部人員や応急活動用資機材の輸送 ●貴重物資の避難所への移送 ●輸送機関等に対し緊急輸送を依頼	●津波収束後、海路利用の可能性確認	●到着した物資を集積場所から避難所等へ配送
二次災害防止、施設・住宅等の復旧								
第15節	浸水対策	p157	●水防体制の確立 ●水防警報等の受信・伝達 ●水位・雨量等の観測 ●水防活動の実施 ●被害状況の把握・通報、警戒監視 ●被害状況の把握・通報、警戒監視					○危険箇所住民の避難開始
第16節	土砂災害対策	p158				●土砂災害による被害の拡大防止（危険箇所の点検・調査、二次災害防止のための応急措置等）		○危険箇所住民の避難開始
第17節	施設等の応急対策	p159	●○上下水道、ガス、電力、電話関係の職員非常参集一全員は参集できず	●被害状況の把握 ○電話会社は転機対策（通信規制）開始、災害伝言ダイヤルを設置	●応急措置の実施 ●災害応急体制の確立 ・被害箇所が多いうえ、夜間であること等により全容把握が困難	○応急復旧計画の検討、策定 ○協力会社等に連絡し作業要員を確保	○医療機関等の優先復旧箇所の応急復旧	
第26節	住宅確保及び応急対策	p189				●建物の被害情報の調査 ●住宅を失った住民に関する情報収集		●応急危険度判定の準備
第27節	農林漁業関係被害の拡大防止	p191						●被害状況の把握
救援活動								
第18節	要配慮者の安全確保	p166			●高齢者、障がい者の緊急援護（福祉施設等での受け入れ）		●要配慮者の救助・誘導及び安否確認	
第19節	孤立地区対策	p169	●孤立地区が発生		●孤立実施の把握		●物資供給・救助活動の実施 ●交通の確保 ●ライフライン断絶への対応	●孤立地区の救助開始
第20節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給	p170	●応急活動体制の確立 ●被害情報の収集		●保有車両による人員・資機材の輸送 ・備蓄が少ない地区では不足発生	●輸送機関、協定締結先等へ輸送手段派遣を要請	●食糧及び生活必需品等の調達、受け入れ、配分	●応急給水の開始
第21節	災害ボランティアの受け入れ、支援	p178						
第22節	文教対策	p179						
保健衛生・防疫・適応対応、廃棄物の処理								
第23節	廃棄物等の処理	p183						
第24節	防疫・保健衛生、環境衛生対策	p185						
第25節	遺体の捜索、収容及び埋葬・火葬	p187						

●：災害状況、予想される事象等 ●：市の活動 ○：県、関係機関、消防団、自主防災組織、事業所等の活動									
災害鎮静期					復旧・復興期				
		時間経過	24時間後(1日後)～ (翌日午後6時)	48時間後(2日後)～	72時間後(3日後)～	1週間後～	2週間後～	1ヶ月後～	～数年後
地震、津波の状況			・余震が頻発 ・津波警報・注意報の解除			・余震が次第に減少			
建物被害	建築物損壊								
	液状化								
	斜面崩壊								
	津波								
	火災		・さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は2,151棟 ・その後、鎮火			・電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ			
	津波火災				・平野部では鎮火 ・山間部では山林火災が広がり、鎮火まで長時間を要する				
災害廃棄物発生			・建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ・発生した廃棄物処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ・可燃物215千トン、不燃物938千トン発生						
インフラ	ライフライン	上水道					・上水道の復旧作業が概ね完了		・下水道の復旧作業が概ね完了
		下水道							
		通信			・通信回線の復旧が概ね完了				
		電力				・電力の復旧が概ね完了			
		都市ガス LPガス						・都市ガスの復旧作業が概ね完了	
	交通		・各需要家において安全確認次第復旧		・一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化	・緊急輸送道路が概ね復旧 ・陸路遮断箇所への道路が復旧	・徐々に交通基盤が復旧		
人的被害			・大災により、死者84人、負傷者284人発生 ・気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ・負傷者多数だが、各医療圏域内で対応可能						
被災者	避難者		・避難者が39,493人に達し、避難者数がピークになる ・親戚等を頼り、21,222人が疎開 ・車やテントなど、避難所以外の施設に避難している人も多数	○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフライン復旧とともに避難者が徐々に減少	・1週間後の避難者は37,362人 ・1週間後の疎開者は20,118人 ・こころのケアを要する ・避難所生活者の一部に廃用性症状群発症		・1か月後の避難者は22,301人と依然として多い ・1か月後の疎開者は12,008人 ・仮設住宅や公営住宅等への移動 ・自宅の修理完了により帰宅 ・長期にわたってPTSDへのケアを要する		
	災害時要配慮者		・透析患者等内部確保が困難な者への医療対応の難航 ・災害時要配慮者の避難所での生活における負担大 ・福祉避難所の不足				・高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化 ・生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される		
	帰宅困難者対策								
島根県の活動 (島根県災害対策本部)			○他県からの応援人員受け入れ ○輸送拠点等の開設、運賃 ○建設機械等の調達		○積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒	○災害復旧体制の整備			
松江市の活動 (松江市災害対策本部)									
活動体制の確立									
第1節 応急活動体制	p83	●災害対策本部会議の開催 ・ボランティア受入れの混乱 ・応急復旧委員の到着	●災害対策本部会議の開催	●災害対策本部会議の開催 ・ボランティアの活動が軌道に乗る	●体制見直し(復旧活動に移行) ・被災者個人へのケア体制の整備	●災害対策本部廃止、災害復旧本部設置			
第2節 災害情報の収集・伝達	p109	●被害情報の収集・報告(詳細レベル) ●被害情報の定期的な報告(詳細レベル)							
第3節 災害広報	p115	●一般広報の継続及び相談窓口の開設(生活支援情報、ライフラインの復旧予定時期等)							
第4節 広域応援体制	p118								(応援要員の撤収)
第5節 自衛隊の災害派遣体制	p121								(応援要員の撤収)
第6節 海上保安庁への応援協力体制	p126								(応援要員の撤収)
第7節 災害救助法の適用	p127	・災害救助法の適用 ○災害救助法に基づく活動展開							
避難活動									
第8節 避難活動	p130	●他避難所への振り分け ●他避難所への移動	●避難所運営委員会の設置 ●避難所管理体制の確立	●避難者名簿の作成 ●備蓄物資の確認と配分方針の決定及び不足物資の要求 ●備蓄・救援物資の受領・保管・配給(自主運営体制への移行)			●避難者への撤収の働きかけ ●避難所閉鎖後の正常業務体制の準備(避難所の閉鎖)		
第28節 帰宅困難者対策	p193								
消火、救急・救助、医療									
第9節 消防活動	p140	・延焼火災がほぼ鎮火							
第10節 救急・救助活動	p142	○救助活動を次第に収束、遺体捜索に切り替え ・埋没者の約50%が救助							
第11節 医療救護	p144			○避難所や要配慮者世帯の巡回診療開始					
交通確保、輸送									
第12節 警備活動	p146								
第13節 交通確保、規制	p148								(工事の完了及び交通の開放)
第14節 緊急輸送	p153			●ボランティアとの連携による救援物資配送体制の確立					
二次災害防止、施設・住宅等の復旧									
第15節 浸水対策	p157					○住宅にのこる土砂障害物の除去			
第16節 土砂災害対策	p158								
第17節 施設等の応急対策	p159	○復旧作業箇所及び手段の調整	●応急復旧工事の実施						
第26節 住宅確保及び応急対策	p189	●応急危険度判定の実施 ●被災家屋調査の実施体制の確立	●応急危険度判定の実施結果の把握 ●被災家屋調査の実施体制の確立	●被害状況及び応急住宅需要の把握 ●応急住宅の確保戸数の決定 ●被災家屋調査の実施 ●災害台帳の作成	●住宅の応急修理の実施 ●市営住宅等の空き家の確保及び提供 ●災害証明の発行 ●災害証明発行台帳の整備	●応急仮設住宅の建設 ●入居者資格の決定、入居者の決定	●応急仮設住宅の管理・保全(応急仮設住宅の処分)		
第27節 農林漁業関係被害の拡大防止	p191	●関係機関への被害状況報告		○応急復旧の実施					
救援活動									
第18節 要配慮者の安全確保	p166	●要配慮者データベースの作成		●福祉避難所、社会福祉施設等への移送	●巡回相談チームの組織と避難所への派遣 ●自宅・仮設住宅等における接遇の				
第19節 孤立地区対策	p169			●孤立解消、地区外への避難完了					
第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給	p170			●救援物資を集積場所から避難所等へ配送	●救援物資の配送				
第21節 災害ボランティアの受け入れ、支援	p178	●災害ボランティアセンターの設置準備 ●災害ボランティアセンターの設置 ●地区活動拠点の設置 ●災害ボランティアの受け入れ、配置	●災害ボランティアセンターの設置 ●地区活動拠点の設置 ●災害ボランティアの受け入れ、配置						(撤収後の対応)
第22節 文教対策	p179	●文教施設の危険度判定			●応急教育の実施 ●学習用品の支給、授業料の減免、応急給食の実施等 ●避難所の運営支援				
保健衛生・防疫・遺体対応、廃棄物の処理									
第23節 廃棄物等の処理	p180	●廃棄物収集・運搬体制の確立 ●土壌処理の基本方針策定		●廃棄物・し尿の処理実施 ●仮設トイレの設置 ●被災動物への措置	●被災者の心身不調への対応 ●PTSDへのケア実施	●被災建築物の除去に係る特例措置の適用 ●保健師等の巡回健康診断			
第24節 防疫・保健衛生、環境衛生対策	p182		●保健衛生、防疫活動の実施 ●入浴施設の確保・開放						
第25節 遺体の捜索、収容及び埋葬・火葬	p184	●行方不明者の捜索		●遺体の火葬 ●遺体の搬送・安置 ●遺体の仮埋葬					

第1節 応急活動体制

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。

1 応急活動体制の基準

地震災害にかかる応急活動体制の基準は、災害の種類、規模、程度等に応じ、次のとおりとする。
なお、震度の階級については資料編に記載のとおり。

体制	設置基準	任務
準備体制	1 市域で震度3の地震が観測されたとき。 2 災害時応援協定締結市町村において、地震による被害が予想されるとき。 3 防災部長が必要と認めたとき。	・ 地震情報（余震等含む）の収集・伝達 ・ 災害時応援協定締結市町村における被害情報の収集
警戒体制	1 市域で震度4の地震が観測されたとき（自動設置）。 2 市沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）。 3 副市長が必要と認めたとき。	・ 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を行う ・ 各課職員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える
災害体制	1 市域で震度5弱以上の地震が観測されたとき（自動設置）。 2 市沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき（自動設置）。 3 市長が必要と認めたとき。	・ 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、所掌する業務を行う ・ 各課職員は、当該対策本部員の指示を受け、所掌する業務を行う

→ 資料編 [資料1-15] 気象庁震度階級関連解説表

2 災害対策本部設置前の体制（本庁）……………【防災危機管理課ほか関係各課】

(1) 準備体制

ア 配備基準

防災部長は、次の場合に準備体制を配備する。

- (ア) 市域で震度3の地震が観測されたとき。
- (イ) 災害時応援協定締結市町村において、地震による被害が予想されるとき。
- (ウ) 防災部長が必要と認めたとき。

イ 事務局

- (ア) 事務局は防災部に置く。
- (イ) 事務局内に、必要に応じて機能班を設置し、準備体制における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。機能班の分掌事務は災害対策本部に準ずる。

ウ 廃止

準備体制の廃止は、上記にかかる要因がなくなつたと認めたとき、防災部長が決定する。

エ 配備及び廃止の通知

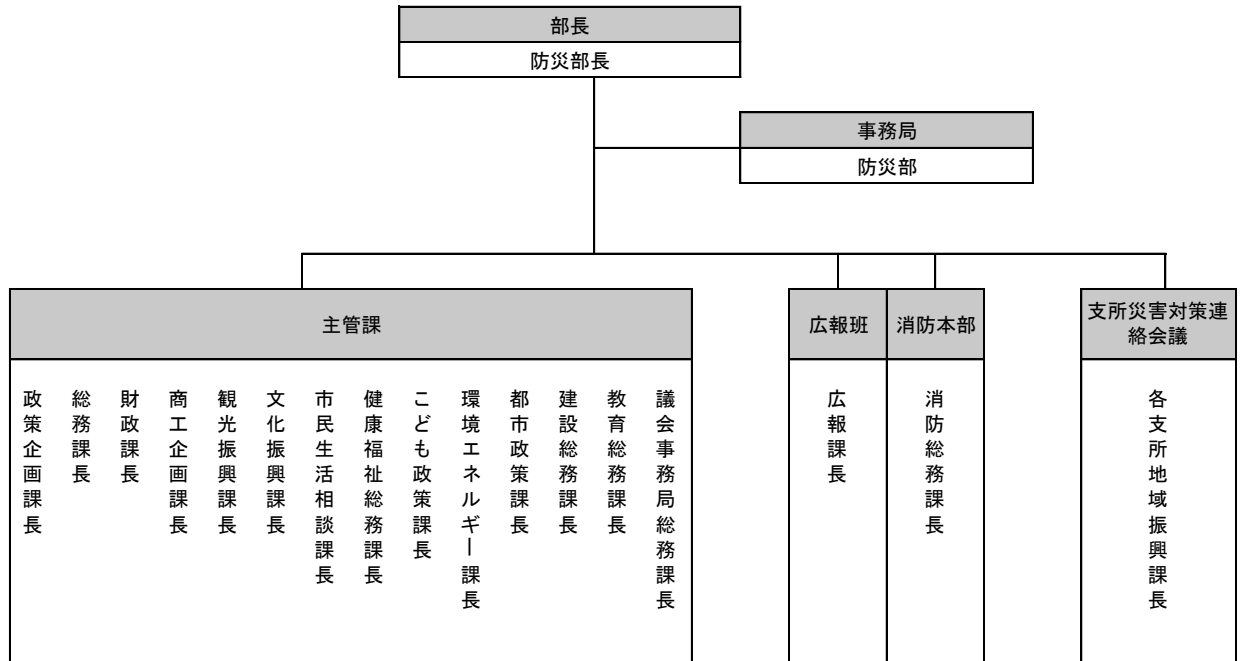
準備体制を配備又は廃止したときは、事務局は速やかに関係各課及び支所に通知する。

オ 防災活動の内容

- ・ 防災部長は、必要に応じ災害対策連絡会議を招集する。
- ・ 災害対策連絡会議は、関係各課、支所及び関係機関等の把握する災害情報を一元的に収集・整理し、情報の共有化を図る。
- ・ 関係各課は、地震・津波の状況や被害状況等の情報を収集し、的確な情報連絡活動及び応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、警戒体制の配備ができるよう準備する。

- 職員配備は動員計画に定める人員を標準とするが、各課長の判断により増減することができる。
- 勤務時間外の場合、警戒体制の関係職員は、地震・津波情報等に留意し時間外の登庁に備え自宅等で待機する。
- 防災部長は、必要に応じ避難指示等の発令について市長に進言を行うことができる。

図：災害対策連絡会議構成図



※必要に応じ、関係課長(公営企業局)を招集する。

(2) 警戒体制

ア 設置基準

副市長（防災部を所管する副市長）は、次の場合に警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。

- 市域で震度4の地震が観測されたとき（自動設置）。
- 市沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）。
- 副市長が必要と認めたとき。

イ 事務局

- 事務局は防災部に置く。
- 事務局の構成員は、防災部職員及び関係各課からの派遣職員とする。
- 事務局内に、必要に応じて機能班を設置し、警戒本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。機能班の分掌事務は災害対策本部に準ずる。

ウ 設置場所

警戒本部は、原則として市役所本庁舎5階防災センターに設置する。

エ 廃止

警戒体制の廃止は、上記にかかる要因がなくなつたと認めたとき、副市長が決定する。

オ 設置及び廃止の通知

警戒本部を設置又は廃止したときは、災害対策本部の設置、廃止の場合に準じて事務局は本庁各部、支所、公営企業及びその他防災関係機関に通知を行う。

カ 任務

警戒本部の任務は次のとおりとする。

- 警戒本部長

- 警戒本部長は、副市長（防災部所管）とする。
- 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し警戒本部の職員を指揮監督するとともに、警戒対策実施上の事項について基本方針を決定する。
- 警戒本部長に事故あるときの代理順位は次のとおりとする。
①その他の副市長 ②その他の副市長 ③防災部長 ④政策部長 ⑤総務部長

(イ) 警戒本部員

- 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、警戒本部長とともに警戒本部会議を構成し、警戒対策に関する基本方針を審議する。
- 警戒本部員に事故あるときは、あらかじめ当該警戒本部員が指名する者が、職務を代理する。

(ウ) 警戒本部連絡員

- 警戒本部連絡員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える。
- 警戒本部連絡員は、あらかじめ当該本部員が指名した者とする。

キ 警戒本部会議

- (ア) 警戒本部長は、災害の進展、被害の発生等に応じ警戒本部会議を招集する。
- (イ) 警戒本部会議の開催通知は、災害対策本部会議の場合に準ずる。
- (ウ) 警戒本部会議の審議事項は次のとおりとする。

- 職員の配備体制（動員を含む）に関すること。
- 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 警戒対策（応急対策を含む）の実施にかかる調整に関すること。
- 市民への避難指示等に関すること。
- その他必要な警戒対策に関すること。

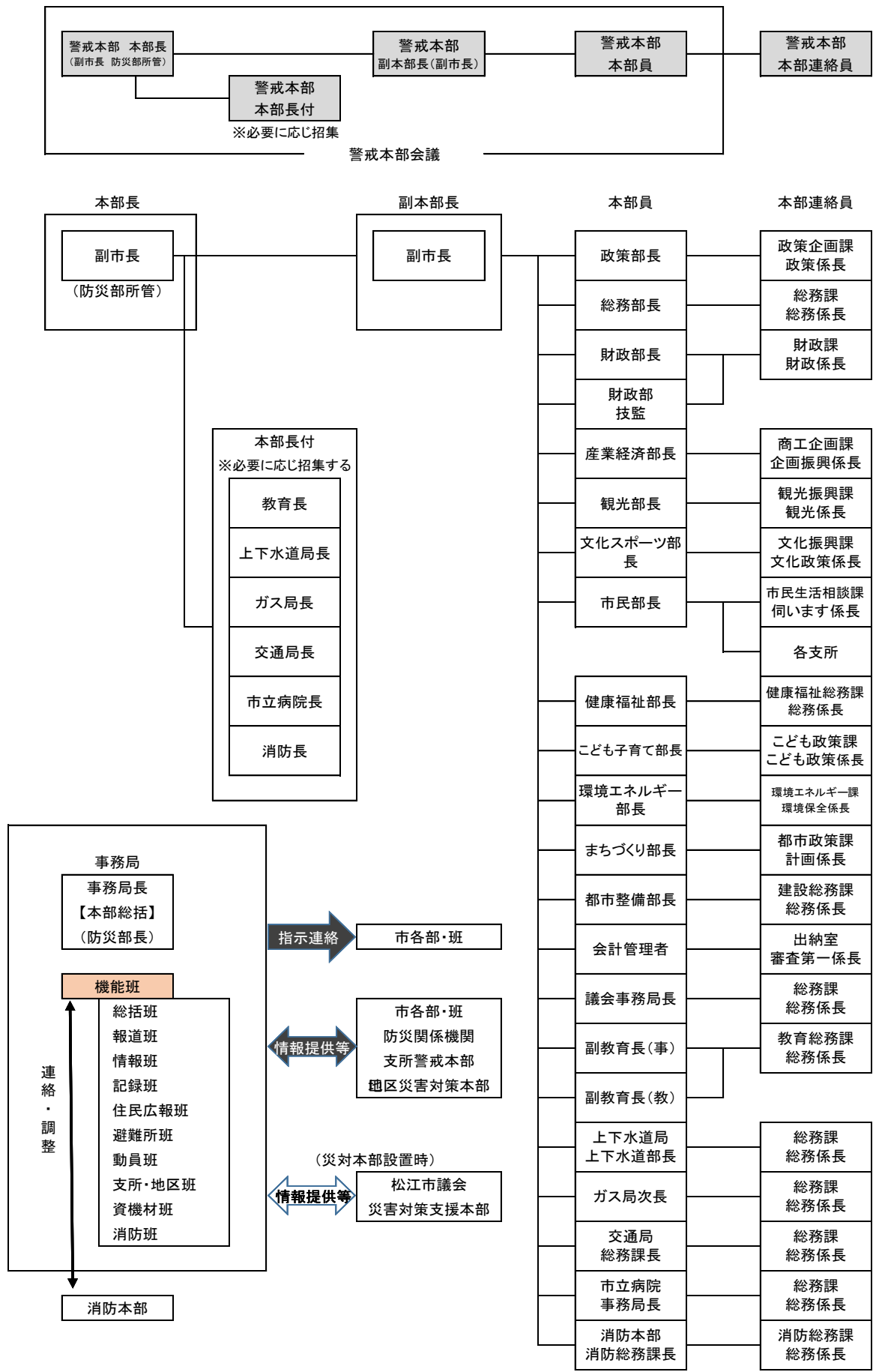
ク 防災活動の内容

- 関係部課は、継続して情報収集及び相互の情報連絡・協議を行い、応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、即座に災害体制に移行できるよう準備する。
- 職員の配備計画は、動員計画に定める人員を標準とし、各課長は状況に応じ増減する。
- 勤務時間外の場合、職員は、気象情報等に留意し登庁に備え自宅等で待機する。

ケ 組織

警戒本部の組織は次のとおりとする。

図：警戒本部組織図



3 災害対策本部設置以降の体制（本庁）……………【防災危機管理課ほか関係各課】

市域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害体制を配備する。

(1) 設置基準

- ア 市域で震度5弱以上の地震が観測されたとき（自動設置）。
- イ 市沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき（自動設置）。
- ウ 市長が必要と認めたとき。

(2) 事務局

- 事務局は防災部に置く。
- 事務局の構成員は、防災部職員及び関係各課からの派遣職員とする。
- 事務局内に機能班を設置し、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。
- 事務局の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。

→ **資料編** [資料2-1]災害対策本部の事務分掌

(3) 設置場所

災害対策本部室は、原則として市役所本庁舎5階防災センターに設置する。

ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。

- ①消防本部庁舎
- ②公営企業その他の市関連施設庁舎
- ③支所庁舎

(4) 標識の掲示

本部の標識を本庁舎正面玄関前及び本部室前に掲示する。

(5) 廃止

本部長は次の場合に本部を廃止する。

- ア 市域において発生が予想された災害による危険がなくなったと認められるとき。
- イ 当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき。

(6) 設置及び廃止の通知

- 災害対策本部を設置した場合は、県総合防災情報システムを通じて県に通知するとともに、報道機関に公表することにより市民に周知する。
- 災害対策本部を廃止した場合の通知は、設置の場合に準じて行う。
- 災害対策本部の設置、廃止については本庁各部及び支所に対しても通知する。なお、通知先のうち、支所及び関係機関の連絡先電話番号等は次のとおり。

名称	一般加入電話	災害時用電話	IP無線機	県防災行政無線
本庁 (防災センター)	55-5115 55-5174 55-5617 (FAX)	25-0171 25-0190 25-0173 25-0192 25-0178 25-0193 25-0179 25-0194 25-0184 25-0198	(00001) 防災危機管理課1 (00002) 防災危機管理課2	ぼうさいまつえ 410-5, 410-2-5115 しまね 202 (携帯局)
鹿島支所	55-5700 55-5719 (FAX)	82-3137 (地域振興課)	(00013) 鹿島支所	
島根支所	55-5720 85-3184 (FAX)	85-3170 (地域振興課)	(00014) 島根支所	
美保関支所	55-5740 72-2115 (FAX)	72-2113 (地域振興課) 72-2114 (市民生活課)	(00015) 美保関支所	

名称	一般加入電話	災害時用電話	IP 無線機	県防災行政無線
八雲支所	55-5760 55-5779 (FAX)	54-2476 (地域振興課)	(00016) 八雲支所	
玉湯支所	55-5780 62-3015 (FAX)	62-3013 (地域振興課)	(00017) 玉湯支所	
宍道支所	55-5800 55-5819 (FAX)	66-3037 (地域振興課)	(00018) 宍道支所	
八束支所	55-5820 55-5839 (FAX)	76-3126 (地域振興課)	(00019) 八束支所	
東出雲支所	55-5840 52-2416 (FAX)	52-2338 (地域振興課)	(00020) 東出雲支所	
消防本部	32-9141 (通信指令) 32-9131 (警防)		(00021) 消防本部	ぼうさいまつえしょうぼう 422-5, 422-2-142
県防災危機管理課	22-5885 22-5930 (FAX)			ぼうさいしまねけんちょう 300-2-5885, 300-2-5889
松江合同庁舎	32-5720 (県土整備事務所)			ぼうさいまつえごうちょう 321-2-5720
松江警察署	28-0110		(00101) 松江警察署	443-5

(7) 任務

災害対策本部の任務は、「松江市災害対策本部条例」の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 本部長及び副本部長

- (ア) 本部長は市長とし、副本部長は副市長をもってあてる。
- (イ) 本部長は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- (ウ) 副本部長は本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (エ) 本部長の代理順位は、次のとおりとする。
 - ①防災部を所管する副市長 ②その他の副市長 ③その他の副市長
 - ④防災部長 ⑤政策部長 ⑥総務部長

イ 本部長付

- (ア) 本部長付は、教育長、消防長、及び公営企業管理者をもってあてる。
- (イ) 本部長付は、本部長を補佐する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長、本部長付、本部総括とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。
- (イ) 本部員は、次に掲げる職員をもってあてる。
 - ①各部長、会計管理者 ②議会事務局長 ③副教育長
 - ④上下水道局上下水道部長 ⑤ガス局次長 ⑥交通局総務課長
 - ⑦市立病院事務局長 ⑧消防本部消防総務課長 ⑨その他本部長が指名する者
- (ウ) 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

エ 本部連絡員

- (ア) 本部連絡員は、本部員所管の主管課主管係長及び支所長の指名する職員とする。
- (イ) 本部連絡員は、当該本部員の指示を受け、次の業務を遂行する。
 - 当該部局の所管事項に関する被害状況、応急対策の実施状況等の本部への報告。
 - 本部長の指示、命令及び本部会議審議事項の当該部局主管課長への伝達。
- (ウ) 本部連絡員に事故あるときは、当該本部員が指名する者が、本部連絡員の職務を代理する。

(8) 災害対策本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、本部会議を招集する。

ア 本部会議の招集

本部会議の開催通知は、庁内放送により行うことを原則とするが、下図に示す部署及び関係機関については、IP 無線機又は一般加入電話により開催を通知する。

連絡先	IP 無線機	一般加入電話
本庁（防災センター）	(00001) 防災危機管理課 1 (00002) 防災危機管理課 2	55-5115
環境エネルギー部		55-5271, 55-5687
教育委員会		55-5410, 55-5424
消防本部	(00021) 消防本部	31-9119
上下水道局	(00109) 松江市上下水道局	55-4888
ガス局	(00110) 松江市ガス局	21-0011
交通局	(00111) 松江市交通局	60-1111
市立病院	(00102) 松江市立病院	60-8000

イ 本部会議の報告事項及び審議事項

- (ア) 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること。
- (イ) 被害情報の収集及び伝達に関すること。
- (ウ) 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関すること。
- (エ) 市民への避難指示等に関すること。
- (オ) 国（自衛隊を含む。）、他の地方公共団体等への応援要請及び受け入れに関すること。
- (カ) 災害救助法の適用申請等、各種救済措置に関すること。
- (キ) その他重要な災害対策に関すること。

ウ 関係機関の職員の出席

本部長が被害状況の報告等に際し必要であると認める場合は、自衛隊、警察機関その他の関係機関の職員等に対し、本部会議への出席を要請することができる。

エ 本部会議における議事内容の周知

本部会議における議事内容及び決定事項等については、庁内放送、庁内 LAN 等により会議終了後速やかに全職員に周知する。

(9) 現地災害対策本部の設置

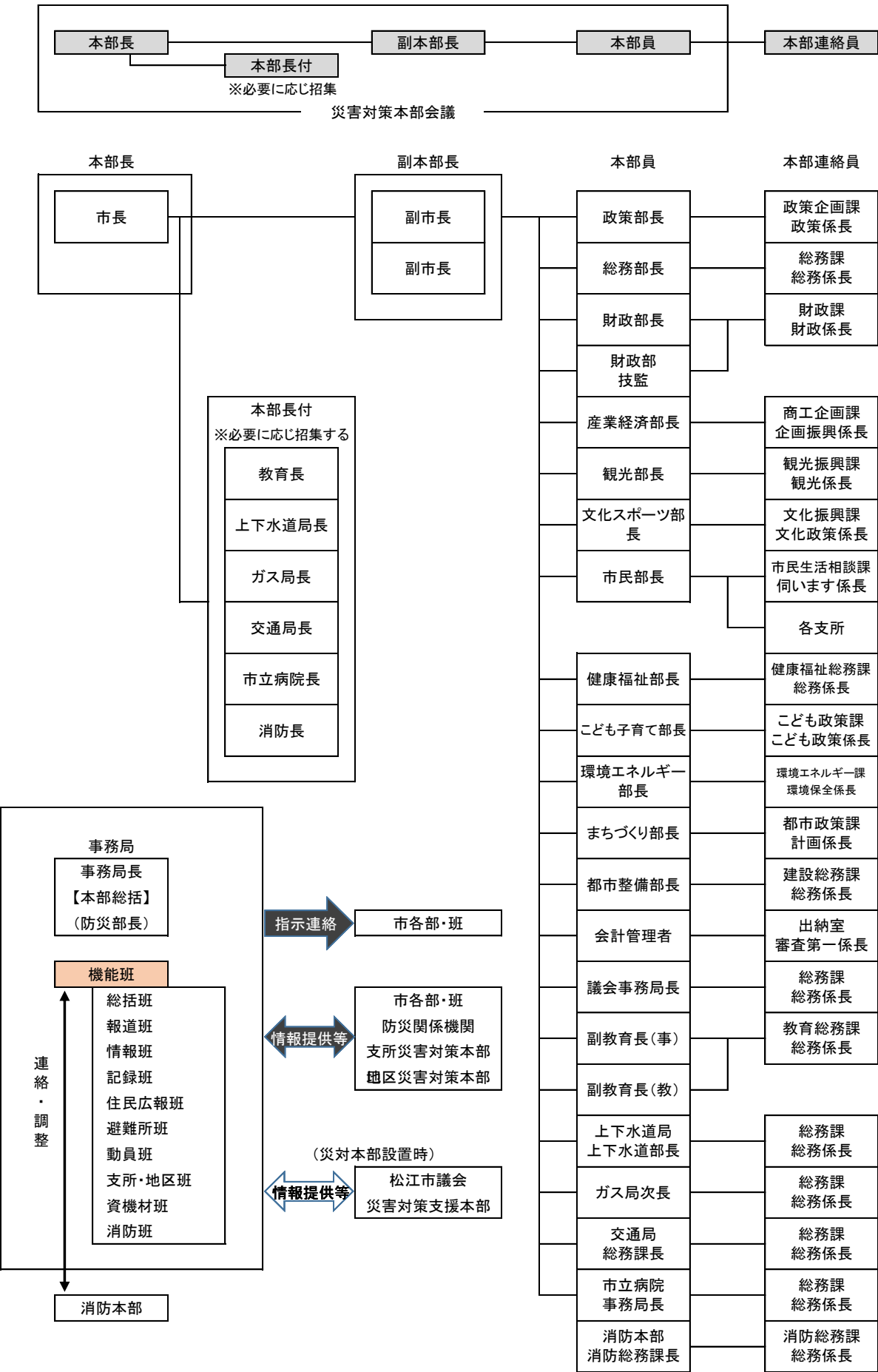
- 本部長は、必要と認めるときは、被災地において災害対策本部の事務の一部を行うため、〇〇地区現地対策本部を設置する。
- 現地対策本部は、当該地区の公民館又は災害対応に必要な箇所へ設置する。
- 現地対策本部には、現地対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもってあてる。
- 現地対策本部は、関係機関の現地指揮本部と緊密な連携を図り、応急対策を実施する。
- 現地対策本部長は、定期的に災害対策本部に災害情報を伝達するとともに、必要に応じ連絡員を本部に派遣する。
- 情報伝達は、IP 無線機、一般加入電話等により行う。

(10) 組織

災害対策本部の組織及び班編成は次のとおりとする。なお、各部・班の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。

→ 資料編 [資料 2-1] 災害対策本部の事務分掌

図：災害対策本部組織図



各部・各班に所属する課（室、局）

部名	班名	班に所属する課
政策部	情報管理班	市長公室、政策企画課（地域政策室）、SDGs 推進課
	広報報道班	秘書課、広報課
	通信対策班	デジタル戦略課
総務部	総務班	総務課、選挙管理委員会事務局
	人事班	人事課、組織戦略課
財政・出納部	財政班	財政課
	物資調達班	資産経営課、新庁舎整備課、公共建築課、契約検査課（建設工事監理室）
	被害調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課
	出納班	出納室
産業経済部	商工対策班	商工企画課、新産業創造課、ものづくり産業支援センター、定住企業立地推進課（企業団地整備室）
	農林対策班	農政課（農業委員会事務局）、農林基盤整備課
	水産対策班	水産振興課
観光部・文化スポーツ部	観光対策班	観光振興課（小泉八雲・セツのドラマ応援室）、観光施設課、文化振興課（ジオパーク推進室）、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館
	体育施設班	スポーツ課（総合体育館整備室）
	外国人支援班	国際観光課（国際交流会館）
市民部	広報支援班	市民生活相談課（消費・生活相談室）
	総合窓口班	人権男女共同参画課（男女共同参画センター）、市民課（マイナンバーカード交付室）
健康福祉部・こども子育て部	避難対策班	健康福祉総務課、家庭相談課、障がい者福祉課、生活福祉課、保険年金課
	救護防疫班	介護保険課、健康推進課（予防接種室）、保健衛生課、こども家庭支援課
	児童対策班	こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、市立幼稚園、市立保育所（園）、市立幼保園
環境エネルギー部	環境保全班	環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、西持田不燃物処理場、エコクリーン松江、西持田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ
まちづくり部・都市整備部	都市政策班	都市政策課、（まちづくり推進室）、交通政策課（公共交通戦略室）、大橋川治水・国県事業推進課
	公営・民間住宅班	住宅政策課、建築審査課
	土木班	建設総務課（道・緑・水辺相談室）、道路課、土地対策課、河川課
	公園緑地班	公園緑地課
支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局
教育部	教育総務班	教育総務課（皆美が丘女子高等学校事務室）、学校管理課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課（北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター）
	教育施設班	生涯学習課（中央図書館、青少年支援室）

*上下水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

4 支所の体制 【防災危機管理課、各支所】

(1) 準備体制

ア 配備基準

支所長は、支所管内で災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合に、必要に応じ

て支所に準備体制を配備する。また、防災部長から体制配備の指示があったときも同様とする。

イ 廃止

体制の廃止については、防災部長と協議し、支所長が決定する。

ウ 設置及び廃止の通知

支所長は、準備体制を配備又は解除したときは、遅滞なく防災危機管理課に連絡を行う。

エ 支所災害対策連絡会議

- 支所に準備体制を配備したとき、支所長は必要に応じ支所災害対策連絡会議を招集する。
- 支所災害対策連絡会議の活動の内容は本庁に準ずる。
- 支所災害対策連絡会議の事務局は地域振興課に置く。

(2) 警戒体制

ア 配備基準

支所長は、支所管内で災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合に、必要に応じて支所に警戒体制を配備する。また、防災部長から体制配備の指示があったときも同様とする。

イ 廃止

体制の廃止については、防災部長と協議し、支所長が決定する。

ウ 設置及び廃止の通知

支所長は、警戒体制を配備又は解除したときは、遅滞なく防災危機管理課に連絡を行う。

エ 支所警戒本部

- 支所に警戒体制を配備したとき、支所長は必要に応じ支所警戒本部を設置する。また、防災部長から本部設置の指示があったときも同様とする。
- 支所警戒本部の活動の内容は本庁に準ずる。
- 支所警戒本部の事務局は地域振興課に置く。
- 支所警戒本部の組織は支所災害対策本部に準ずる。

(3) 災害体制

ア 配備基準

支所長は、支所管内で災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合に、必要に応じて支所に災害体制を配備する。また、防災部長から体制配備の指示があったときも同様とする。

イ 廃止

体制の廃止については、防災部長と協議し、支所長が決定する。

ウ 設置及び廃止の通知

支所長は、災害体制を配備又は解除したときは、遅滞なく防災危機管理課に連絡を行う。

エ 支所災害対策本部

支所に災害体制を配備したとき、支所長は必要に応じ支所災害対策本部を設置する。また、防災部長から本部設置の指示があったときも同様とする。

(4) 支所災害対策本部

ア 設置基準

支所長は、次の場合に、必要に応じて支所災害対策本部を設置する。また、防災部長から設置の指示があったときも同様とする。

- (ア) 相当規模の災害が発生するおそれがあり、災害応急対策、災害救助その他緊急措置等を総合的に実施する必要があると認められるとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要すると認められるとき。

(ウ) その他支所長が必要と認めるとき。

イ 事務局

支所災害対策本部の事務局は地域振興課に置く

ウ 設置場所

支所災害対策本部は、原則として支所に設置する。

エ 廃止

体制の廃止については、防災部長と協議し、支所長が決定する。

オ 設置及び廃止の通知

支所災害対策本部を設置又は廃止した場合、支所長は電話、FAX 又は無線により遅滞なく防災危機管理課に連絡する。

カ 任務

- 支所災害対策本部長は、支所長とする。
- 支所災害対策本部長は所属職員を指揮監督し、別に定める所掌事務にあたる。

キ 支所応援職員への応援要請

支所災害対策本部長は、所管区域内の災害対策を所属職員のみで実施できないと判断した場合、支所応援職員に応援を要請することができる。なお、応援要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。

(ア) 応援期間

(イ) 作業（勤務）の内容

(ウ) 携行品、その他必要事項

(エ) 応援の種類

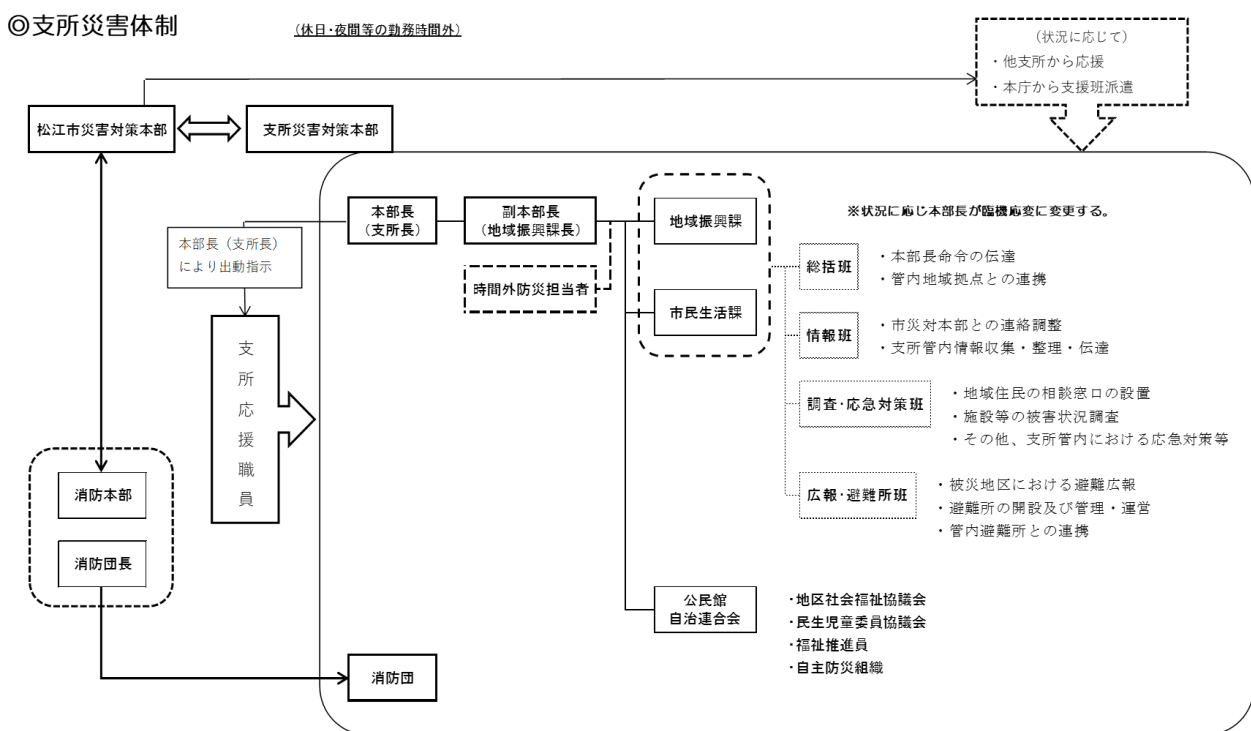
(オ) 就労（勤務）の場所

上記の応援職員要請を実施した場合は、防災危機管理課に速やかに上記要請事項を報告する。

ク 組織

支所災害対策本部の組織は次のとおりとする。

図：支所災害対策本部組織図



※

平日の勤務時間内については、「時間外防災担当者」を置かない体制となる。

(5) 留意事項

- 各支所の体制は、所管する区域の被害発生の状態及び程度により決定するので、他の支所の体制と必ず一致するものではない。
- 本庁管内では災害が発生していない場合、若しくは本庁管内においては災害体制の配備は必要ないが支所管内においては災害体制の配備が必要な場合、本庁の体制は、災害の発生している当該支所において十分な災害対応を行うために必要な支援を行うことのできる体制をとる。

5 地区の体制（本庁管内（旧市））・・・【防災危機管理課、人事課、健康福祉総務課、市民生活相談課、生涯学習課、消防本部】

(1) 地区災害対策本部

ア 設置基準

地区災害対策本部は、公民館区内に災害が発生し、又は発生の危険性が非常に高い場合に、必要に応じて設置する。

イ 事務局

地区災害対策本部の事務局は公民館に置く。

ウ 設置場所

地区災害対策本部は、原則として公民館に設置する。

エ 解散

地区災害対策本部は、本部内で検討し、地区に予想された災害の危険がなくなつたと判断した場合解散する。

オ 組織

地区災害対策本部は、下記の者を中心に各地区の実情にあわせ構成する。

(ア) 代表者

構成員の中から選任し、地区災害対策本部を代表して情報収集・情報提供を中心とする活動の総括を行う。

(イ) 副代表者

構成員の中から選任し、代表者を補佐し、代表者に事故あるときはその職務を行う。

(ウ) 構成員

- ①町内会・自治会連合会の代表者
- ②公民館長
- ③自主防災組織の代表者
- ④分団で選任した消防団員
- ⑤地区社会福祉協議会の代表者
- ⑥民生児童委員の代表者
- ⑦松江市職員（当該地区の公民館参集職員）
- ⑧その他地区で必要と認める者

カ 設置及び廃止の通知

地区災害対策本部を設置又は廃止した場合、本部代表者は電話、FAX 又は無線により遅滞なく防災危機管理課に連絡する。

キ 業務（活動）内容

地区災害対策本部は災害対策本部と連携し、地区内の被害状況と被害拡大の防止に必要な情報収集及び地区住民への情報提供並びに支援のため、下記の業務を行う。

- ①地区内の各種団体、地区住民等を通じた以下の情報収集及び把握
 - ・災害情報、被害情報
 - ・交通に関する情報
 - ・要配慮者及び避難行動要支援者に関する情報
 - ・その他

- ②収集した情報の災害対策本部及び地区住民への伝達
- ③災害対策本部からの情報の収集及び地区住民への伝達
- ④対応が可能な範囲での被害の軽減及び救護等の災害対応
- ⑤必要とされる支援の災害対策本部への要請
- ⑥その他必要な対応

→ **資料編** [資料 2-12] 地区災害対策本部 災害状況報告書

(2) 留意事項

地区災害対策本部は、地区における自助、共助による助け合いと、行政と住民の協働により災害対応を迅速かつ的確に行うことを目的に設置することから、地区の実情にあわせた柔軟な運用を行うとともに、その活動はあくまでも義務を伴うものではなく、第一に活動を行う者の安全を確保した上で、可能な範囲で行うものとする。

6 動員計画 【防災危機管理課】

(1) 動員の基準

- 災害対策活動に際し所要の人員を確保するため、資料編「震災対策動員計画表」に定める体制別の職員数に基づき、職員の動員を行う。人員については、所管する部課長等が災害の状況により増減を行うことができるが、その場合には速やかに防災危機管理課に報告を行う。
- 市域で震度 4 以上の地震が観測されたとき、及び市沿岸に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときについては、動員対象となる職員は下記「動員方法」における指令の伝達を待つことなく、自主的に速やかに所定の参集場所へ参集しなければならない。
- 震度 3 以下の地震発生時においても、必要に応じて動員の指令を発令することがあるので、職員はテレビ・ラジオ等の地震・津波情報に常に注意しておかなければならない。
- 災害対策活動に際し所要の人員を確保するため、資料編「津波対策動員計画表」に定める体制別の職員数に基づき、職員の動員を行う。人員については、所管する部課長等が災害の状況により増減を行うことができるが、その場合には速やかに防災危機管理課に報告を行う。
- 動員対象となる職員は、市沿岸に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときには、自主的に速やかに所定の参集場所へ参集しなければならない。また、それが、勤務時間外であった場合、昼夜の別あるいは交通機関の有無にかかわらず、最も短時間に指定された参集場所に到着するよう努めなければならない。

→ **資料編** [資料 2-3] 震災対策動員計画表

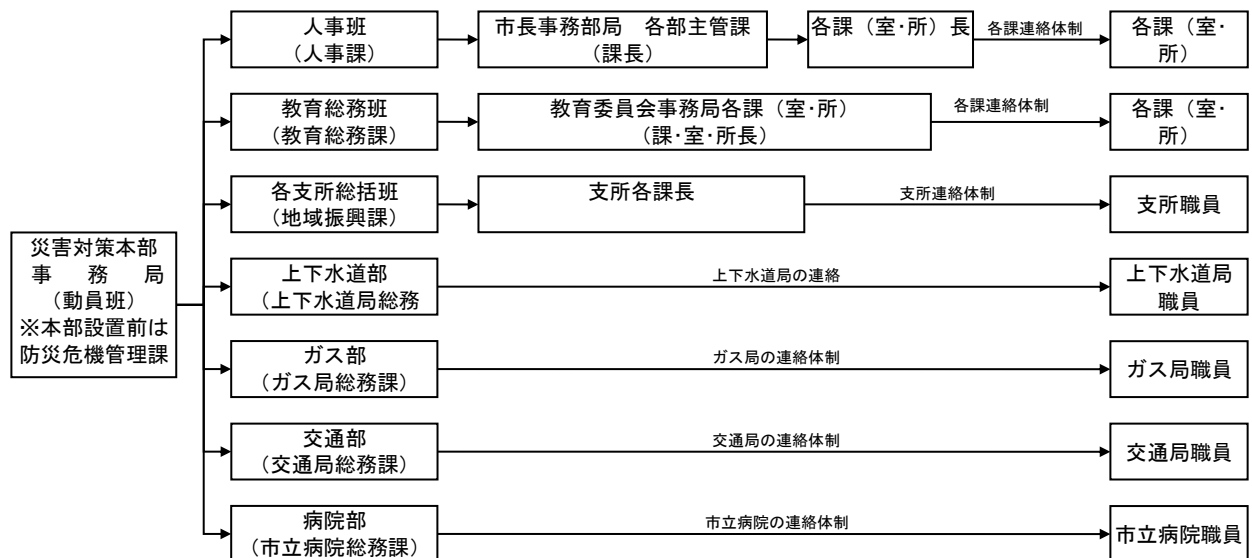
→ **資料編** [資料 2-4] 津波対策動員計画表

(2) 動員方法

ア 伝達系統

職員の動員に当たっては、次の系統により伝達を行う。なお、各部局及び関連施設等においては、事前に定める連絡体制（動員の順位、連絡方法等）に基づき、伝達を行う。

図：職員の動員伝達系統



イ 勤務時間外における動員

- 勤務時間外における災害体制の決定、対策本部の設置及び動員の通知は、防災メール、電話又は伝令等最も迅速な方法により行う。
- 勤務時間外に動員の通知があった場合、昼夜の別あるいは交通機関の有無にかかわらず、最も短時間に指定された参集場所に到着するよう努めなければならない。
- 勤務時間外における指令の伝達及び配備を円滑に行うため、各部局の長及び市関連施設の管理者は、各課(室、所)に緊急時連絡網を作成し、あらかじめ防災部長に提出する。

ウ 通信途絶時等の自主参集

職員は、動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合には、動員計画表に基づき直ちに登庁しなければならない。

(3) 参集場所

職員の参集場所は、次のとおりとする。

①係長級以上の職員	勤務する庁舎
②上記以外の職員	居住地の所在する区域の庁舎(本庁又は支所)

- ①に該当する職員で、発災時の所在地や被害の状況等により勤務する庁舎への参集に1時間以上を要すると判断される場合は、最寄りの庁舎(本庁又は支所)に登庁し、所属部局に所在を連絡し、応急対策実施に必要な指示事項の伝達を行った上で、防災危機管理課の指示に従う。
- ②に該当する職員で、自宅以外にいるときに発災した場合は、最寄りの庁舎に登庁し、所属部局に所在を連絡の上、所属部局の指示に従う。

(4) 参集状況の報告

各部局の長は、職員の参集状況を記録し、定期的(本部長が指示する時間ごと。指示がない場合は1時間ごと。)に、防災危機管理課へ報告を行う。

(5) 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により自発的かつ速やかに行動する。

ア 参集時の服装・携行品

- 参集に当たっては、安全な服装等を着用するとともに、職員証、筆記用具、タオル、水筒、食料(若干)、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な範囲において携行する。
- 速やかに動員に応じられるよう、平常時から非常持出用品の準備に努める。

イ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等の現場に遭遇したときは、可能な限り、最寄りの消防機関、警察機関等に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置をとる。

ウ 情報収集及び被害状況等の報告

- 参集途上に知り得た被害状況又は災害情報は、参集後、速やかに各部局の責任者に報告する。特に、病院、道路、橋梁等の重要施設の被害情報は、できるだけ詳しく把握して報告する。
- 各部局の責任者は、参集職員からの情報を集約し、速やかに防災危機管理課に報告する。

(6) 各部間・部内における応援

各部間において、職員の応援を受けようとするときは、災害対策本部に次の事項を示して要請する。なお、部内において応援を必要とする場合は、各部間において行う場合に準ずる。

- ア 応援期間
- イ 作業（勤務）の内容
- ウ 携行品、その他必要事項
- エ 応援の種類、男女の別及び人員
- オ 就労（勤務）の場所

7 労働力の確保 【防災危機管理課、人事課、消防本部】

災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できない場合は、各部局の要請に基づき奉仕団への応援要請又は労務者の雇上げを行う。なお、市において奉仕団の動員及び労務者の雇上げを行った場合において、必要な人員を確保することができないときは、県に対し応援の要請を行う。

(1) 応援要請事項

応援を必要とする部局の長は、次の事項を示して災害対策本部へ要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事機関
- カ 集合場所

また、応援を要請した部局長は、奉仕団の団体名及び責任者を定めるとともに、炊き出しの応援、清掃、防疫、物資資材の輸送等の活動内容を指示し、連絡系統を定める等、活動体制を整備する。

(2) 奉仕団の応援協力

各部局長からの要請に基づき、市長が必要と認めたときは、協力要請対象団体のうち適当な団体の責任者又は管理者に応援要請を行う。なお、奉仕団の作業内容は、危険を伴わない比較的軽易な作業とする。協力要請対象団体と作業内容については次のとおり。

協力要請対象団体	● 女性団体 ● 大学生、高等専門学校生及び高校生 ● 日本赤十字社奉仕団その他勤労奉仕を申し出た団体
奉仕団の作業内容	● 炊き出し、保育その他災害救助活動の協力 ● 清掃及び防疫 ● 災害応急対策用物資、資材等の輸送 ● 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

(3) 労務者の雇い

労務者の雇上げを必要とする場合には、松江公共職業安定所と協議を行った上で実施する。

(4) 従事命令、協力命令の実施

ア 従事命令、協力命令の種類と執行者及び対象者

災害応急対策実施のための要員が一般の動員の方法によってなお不足する場合、又は緊急措置を必要とする場合において他に供給の方法がないときは、協力命令及び従事命令等強制命令の執行により要員を確保する。強制命令の種類と執行者及びその対象者等は次のとおり。

対象	区分	根拠法令	執行者	命令区分	従事対象者
消防作業	従事	消防法第29条5項	消防吏員又は団員	消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	従事	水防法第24条	市長又は水防班長	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事協力	災害対策基本法第71条	知事(委任を受けた部分については市長)	災害対策基本法による知事の従事命令	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 自動車運送業者及びその従業者 8 船舶運送業者及びその従業者 9 港湾運送業者及びその従業者
災害応急対策全般	従事	災害対策基本法第65条第1項及び第2項	市長、警察官又は海上保安官	災害応急対策全般(災害対策基本法による市長、警察官等の従事命令)	市区域内の住民又は当該緊急措置を実施すべき現場にある者

イ 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事したことにより負傷し、疫病にかかり又は死亡した者の遺族に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

執行者	根拠法令	補償等の種類	支給額
市長、消防吏員又は団員、水防班長	松江市消防団員等公務災害補償条例	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償	条例で定める額

8 県防災ヘリの活用 【防災危機管理課、消防本部】

大規模な災害が発生した場合、県防災ヘリコプターを効果的に運用し、被害情報等の情報収集、緊急輸送等の救援活動に活用できる体制を迅速に確立する。なお、県防災ヘリの活用にあたっては、関係法令のほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

→ **資料編** [資料3-9]島根県防災ヘリコプター運航管理要綱(抜粋)
[資料3-10]島根県防災ヘリコプター緊急運航要領(抜粋)
[資料3-11]島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

(1) 県防災ヘリの応援要請

市長は、必要と認める場合、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、知事に対して応援要請を行う。

→ **資料編** [資料2-14]島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書
[資料4-(3)-1]島根県防災ヘリコプター応援協定

(2) 県防災ヘリの運用

ア 活動内容

- (ア) 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- (イ) 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- (ウ) 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- (エ) 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- (オ) その他

イ ヘリの運用

原則として、上記アの活動内容について、運航要領に基づいた運用が行われるが、市が応援を求めた場合は、「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用が徹底される。なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用を行う。

ウ 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、県が適当な場所を選定し活用する。市は、離発着場の選定後速やかに、関係機関等にその旨を周知する。

エ 離着陸に当たっての諸準備

県防災ヘリ離着陸時の諸準備については、本章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照のこと。

第2節 災害情報の収集・伝達

地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

1 情報管理体制の確立 【防災危機管理課、デジタル戦略課、消防本部】

(1) 市の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

県防災行政無線、IP 無線機及び有線通信を基幹的な通信系統とするが、被災状況等により困難な場合には、実情に即した方法で行う。なお、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話の指定による窓口の明確化や、不要不急の問合せが入らないようにしておく等の事前措置を講じておく。

→ **資料編** [資料 2-6] 松江市 IP 無線機 端末・グループ一覧

イ 情報管理手段の確保

IP 無線機のほか、一般加入電話、ケーブルテレビ、専用電話、アマチュア無線等の各種通信手段を適宜組合せ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

ウ 移動無線局及び移動電源車の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、県防災危機管理課を通じて中国総合通信局に移動無線局及び移動電源車の派遣を要請する。

エ 情報共有システムの活用

常にシステムの防災端末を立ち上げ、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、地震・津波情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等に活用する。

(2) 防災関係機関等の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

関係機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 情報管理手段の確保

関係機関等は、関係機関相互の通信が可能な総合防災情報システムや防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。特に、総合防災情報システムの防災端末を設置している機関相互においては、システムの活用による被害情報等の共有化を図る。

2 地震情報の収集・伝達 【防災危機管理課、消防本部、各支所】

(1) 地震に関する情報の発表、伝達及び種類

ア 発表基準

(ア) 県内で震度 1 以上を観測したとき。

(イ) その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

イ 発表、伝達

気象庁は発表基準により「震度速報」以外の情報を津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

ウ 種類及び内容

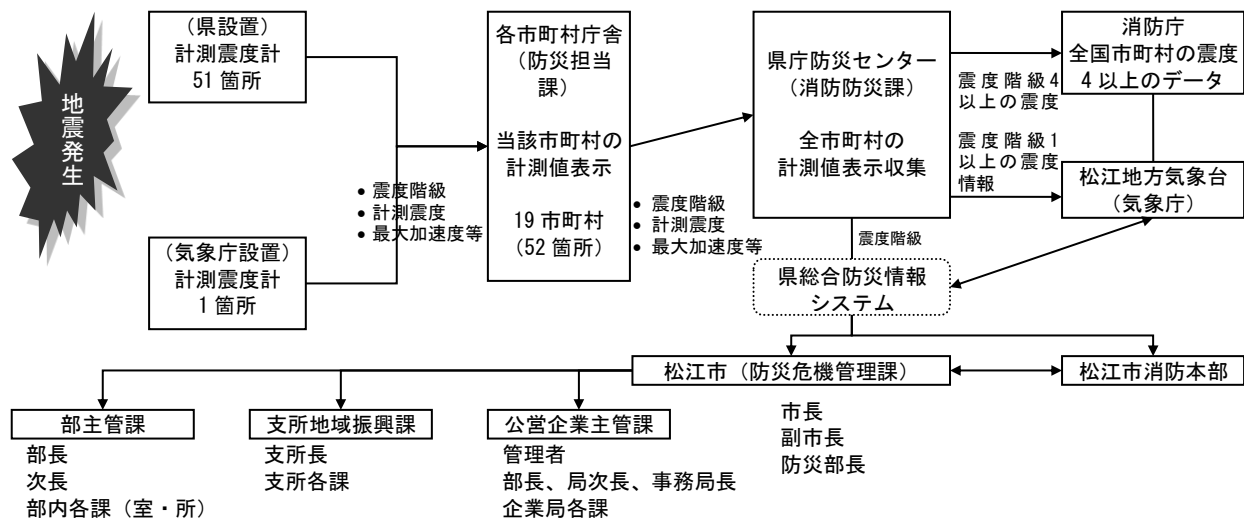
地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	海域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値ほか、地点毎に、長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報※	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を各地した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 地震情報の伝達経路

防災危機管理課は、市内に設置された震度計により、震度階級、測定震度及び最大加速度等の震度情報を収集するとともに、島根県震度情報ネットワーク（下図）を通じて、県総合防災情報システム及び松江地方気象台等より本市及び周辺地域の震度情報を収集し、関係各課等へ直ちに伝達を行う。

図：島根県震度情報ネットワーク及び伝達系統



松江市内の震度観測地点 一覧表

震度観測点名称	設置者
松江市西生馬町	気 象 庁
松江市西津田	気 象 庁
松江市学園南	防 災 科 研
松江市美保関総合運動公園	防 災 科 研
松江市鹿島町佐陀本郷	島 根 県
松江市玉湯町湯町	島 根 県

震度観測点名称	設置者
松江市島根町加賀	島 根 県
松江市八束町波入	島 根 県
松江市東出雲町揖屋	島 根 県
松江市八雲町西岩坂	島 根 県
松江市宍道町宍道	島 根 県

3 津波情報の収集・伝達 【防災危機管理課、消防本部、各支所】

(1) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の種類と発表基準、内容等

ア 津波警報・注意報

津波警報・注意報の種類と発表基準、発表される津波の高さ等は次のとおりで、津波予報区単位で発表される。

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (予想される津波の高さ 区分)	巨大地震の 場合の発表
大 津 波 警 報	予想される津波の最大 波の高さが高いところ で3mを超える場合	巨大な津波が襲い木造家屋が全壊・流失 し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高 台や避難ビルなど安全な場所へ避難して ください。	10m超 (10m<予想される津波 の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の 最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の 最大波の高さ≤5m)	

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (予想される津波の高さ 区分)	巨大地震の 場合の発表
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

イ 津波情報

津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が発表される。なお、発表される津波情報は次のとおり。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区（「島根県出雲・石見」および「隠岐」）にもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

*1 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。

*2 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。なお、発表される津波予報は次のとおり。

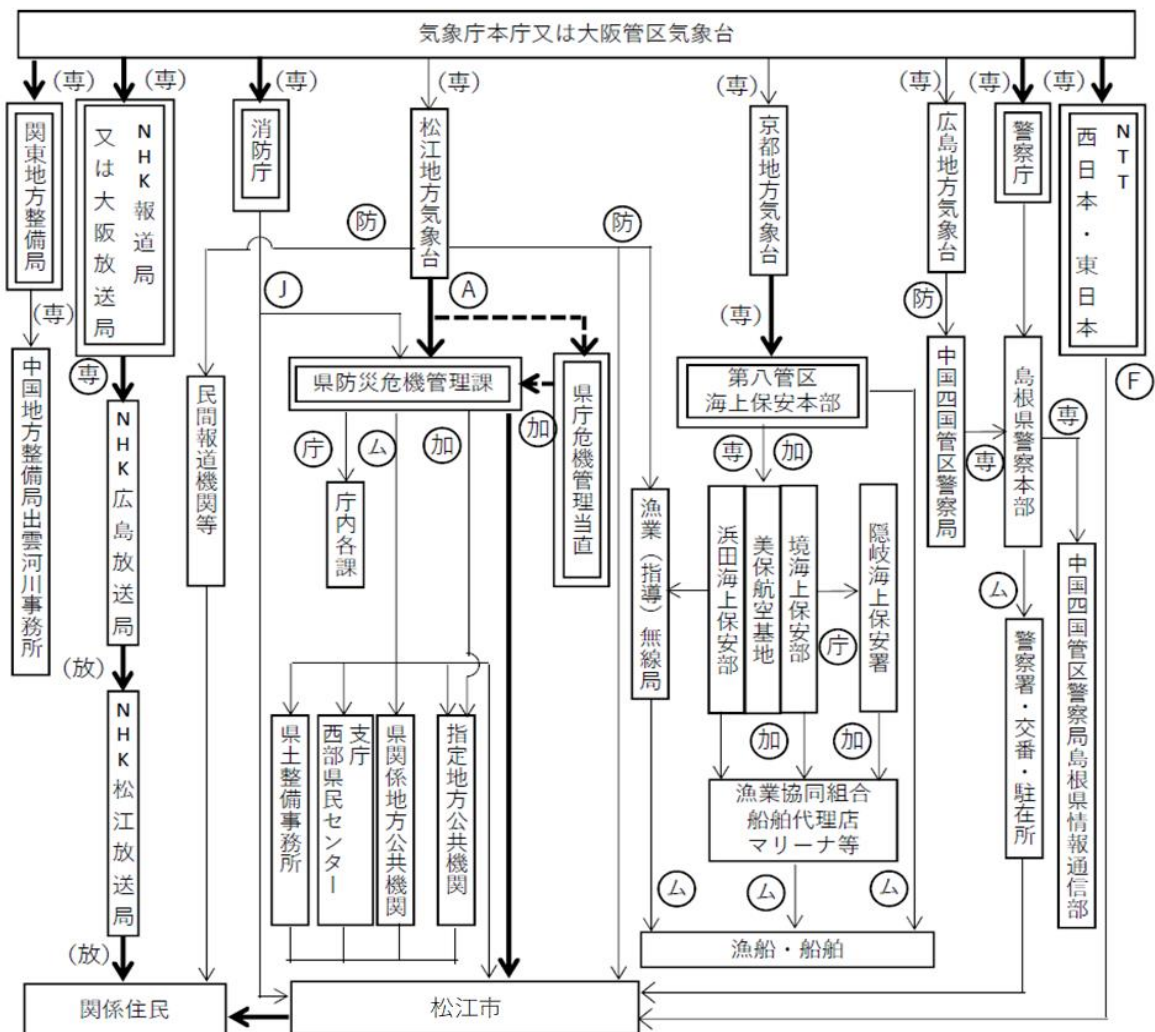
発表される場合	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表

0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波警報等の伝達経路

- 津波警報等の伝達経路は次のとおり。なお、津波予報の解除についても、この経路により伝達が行われる。また、地震発生後における震源に関する情報、震源・震度情報等についても、この経路に準じて伝達が行われる。
- 防災危機管理課は、収集した情報を、関係各課及び支所に直ちに伝達する。
- 消防本部は、収集した情報を、消防団に直ちに伝達する。

図：津波に関する情報の伝達経路



(注1) NTT (西日本・東日本) による伝達は、大津波警報、津波警報及び津波注意報 (のうち津波警報解除) に限る。

① 専 …… 専用電話 ② 加 …… 加入電話 ③ F …… ファクシミリ ④ J …… J-ALERT

⑤ 防 …… 防災情報提供システム (インターネット) ⑥ 庁 …… 庁舎内線 ⑦ A …… アデス・総合防災情報システム

(専) …… 専用回線 (放) …… 放送 無印は、適宜の方法による。

(注2) 線は通報の時間を示す。

実線 …… 昼夜とも 破線 …… 勤務時間外のみ

〔勤務時間外の定義〕

勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

ア. 平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間

イ. 土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日

ウ. 年末、年始 (12月29日～1月3日) 全日

(注3) NHK松江放送局は、大津波警報、津波警報を緊急警報システム (EWS) により放送する。民間報道機関等は山陰放送テレビ、山陰中央テレビ、日本海テレビ、記者クラブ、JR山陰支社等である。

(注4) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

4 被害情報等の収集・伝達 …… 【防災危機管理課、各支所ほか関係各課】

(1) 災害通信計画

ア 有線通信施設の優先利用によるもの

有線通信施設の被害のため、緊急通話の確保等連絡不十分な状況の場合においては、災害対策基

本法第 57 条の定めるところにより、有線通信の優先利用による通信の確保を図る。

(ア) 普通電話による通信 ……非常・緊急通話扱いとする

(イ) I P ネットワーク

(ウ) 警察電話による通信 ……警察電話を通じて通信する

(エ) 鉄道電話による通信 ……鉄道事業者の内線電話により、駅を通じて通信する。

イ 無線通信施設の利用によるもの

有線通信施設が被災のため、通信途絶の状態になった場合において、人命救助又は非常災害に関し緊急措置を要する事態が発生したときは、IP 無線機、県防災行政無線、自治体衛星通信ネットワークシステム等を利用して連絡を図る。

ウ 県移動無線機又は自衛隊通信隊の派遣要請

被災した有線通信施設の復旧見込時期を勘案し、必要があると認めたときは、島根県松江地区災害対策本部、松江県土整備事務所又は県に対し、移動無線機又は自衛隊通信隊の派遣を依頼する。

(2) 被害状況の調査

ア 調査対象

市の所管する公共建物、公共土木等施設及びその他の一般被害（鉄道、電気通信、電力等公共・公益事業関係及び防災関係諸機関の施設被害を除く）を対象とする。

イ 調査実施者

- 被害調査は、県及び防災関係諸機関（鉄道、電気通信、電力等公共・公益事業機関を含む）の管理する施設の災害を除き、市において行う。
- 次頁の図に定める担当課を情報収集主管課として調査する。ただし、被害の調査に技術を要する場合、被害が激甚で市において調査不能な場合は、県に応援を求めて行う。
- 情報収集主管課は、支所の所管区域の被害状況について、支所に調査を指示することができる。
- 県の所管する公共建物、公共土木施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を所管する県の部局又は関係地方機関に通知する。
- その他防災関係機関の所管する施設において災害が発生した場合は、当該関係機関に状況の調査及び報告を要請する。

ウ 調査の種別

調査は、災害時期別に次のとおり実施する。

発生調査	● 災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する。 ● 応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。
中間調査	● 災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。 ● 被害の変動にともない諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、可能な限りその都度行う。
確定調査	● 災害が終了し、その被害が確定したときに調査を行うが、土木関係、農作物、山林、農業施設その他技術的被害調査及び教育関係被害調査は各所管部（課）において、その他の調査は各所管部（課）及び支所において行う。 ● 応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるため、正確を期する。

(3) 被害状況等の判定基準

被害状況等の判定基準については、資料編に記載のとおり。

→ 資料編 [資料 2-10] 災害状況の判定基準

(4) 災害情報の通報及び被害状況報告

ア 災害状況の通報及び被害状況報告の伝達系統図

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告を行う。

災害情報・被害情報

☆被害発生
☆災害発生の恐れ

住民
自主防災組織
松江警察署
松江地方気象台

情報収集
通報
報告

情報収集・通報管理

情報収集主管課

人事課
国際観光課
資産経営課
観光施設課
商工企画課
農政課
農林基盤整備課
水産振興課
市民課
健康福祉総務課
保健衛生課
環境エネルギー課
環境対策課
都市政策課
建築審査課
公園緑地課
道路課
建設総務課
住宅政策課
河川課
教育総務課
生涯学習課
文化振興課、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館
スポーツ課
企業局
その他事業団等

被害情報の種類

職員被害
外国人関係被害
庁舎関係被害
観光・文化施設被害
自然公園関係被害
商業・鉱工業被害
その他の事業関係被害
農業関係被害
山林関係被害
水産関係被害
港湾関係被害
火葬場関係被害
福祉施設関係被害
高齢者福祉施設関係被害
医療施設関係被害
災害廃棄物及び廃棄物処理施設関係被害
都市計画施設関係被害
一般宅地関係被害
一般建物関係被害
公園関係被害
道路関係被害
土砂災害被害
公営住宅被害
河川・雨水渠関係被害
教育関係被害
公民館関係被害
文化財関係被害
体育施設関係被害
公営企業関係被害
所管施設の被害

報告(詳報)
報告(速報)
伝達
伝達
報告・伝達

島根県

県所管課・機関
松江県土整備事務所
松江地区災害対策本部
防災危機管理課
災害対策本部
本部長(市長)
副本部長(副市長)

本部設置前 防災危機管理課
本部設置後 災害対策本部

災害情報・被害情報の取りまとめ(機能班)

被災者支援班
被害・対策状況
松江警察署
報道機関
防災関係機関
市民
公民館

災害対策本部各部

本部員(部・局長)
本部連絡員(主管課主管係長)
部局内各課・室

支所

支所長
地域振興課
支所各課・室

消防団
消防本部

情報収集・通報
通報・伝達

関係機関が、それぞれの機関において収集した災害情報を系統機関に報告する際、必要な場合には、系統機関への報告内容について、関係機関に対し報告を求める。

市民からの災害通報の受付については、原則として災害対策本部（機能班）において行う。

なお、災害対策本部設置前においては、各課及び支所にて受付を行い、各課及び支所は受け付けた内容を災害情報共有システムまたは報告書により防災危機管理課に速やかに報告する。

資料編

- 担当部課及び支所は、調査した被害状況を取りまとめ防災危機管理課へ報告する。
- 防災危機管理課は、市内の被害状況を取りまとめ、災害対策本部において実施し又は実施しようとする災害応急対策に関する情報と併せ、関係機関へ報告する。なお、関係機関へ報告した事項については、その都度松江警察署へ連絡する。
- 防災危機管理課は、島根県総合防災情報システムにより所定の様式にて県へ報告を行う。システムによる報告ができない場合は、FAXまたは電話で報告を行う。また、県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、消防庁へ報告を行う。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。
- 地震が発生し、市区域内で震度 5 強以上を記録した場合、第一報を県及び消防庁に対し可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。
- 人的被害のうち行方不明者数については、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該市町村又は県（外国人のうち旅行者等の住民登録対象外の者は、直接または必要に応じ外務省を通

じて在京大使館等）に連絡する。

- 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

オ 報告の種類及び内容等

報告の種類及び内容等は原則として次表による。

種類	内容	時期及び経路	備考
災害発生即報	1 災害の発生状況 2 災害に対してとった措置 3 県等に対する応援要求 4 被害の概要（判定基準「即報用」以上のもの） ※様式第0号	防災危機管理課→松江県土整備事務所・県防災危機管理課 左の1～4のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるもので、昼夜間を問わず電話、無線等を利用して報告する。
被害情報速報	各種被害等の概況 ※様式第1号	防災危機管理課→松江県土整備事務所→県防災危機管理課 概況が判明次第、随時	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第20号	関係各課→県地方機関・関係各課→県防災危機管理課 状況が判明次第、逐次	応急対策決定のもとになるので、平素から情報収集体制を整える。
確定報告	同上	関係各課→県地方機関・関係各課→県防災危機管理課 応急措置完了後20日以内	復旧計画等のもとになるので正確を期する。
災害対策本部	災害対策本部の設置 災害対策本部の解散	災害対策本部→県防災危機管理課・松江県土整備事務所	
被害地点報告	被害現場の状況、位置及び画像	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	*準備体制においては災害対策連絡会議、警戒体制においては警戒本部。
ライフライン	電気、都市ガス、電信電話、上・簡易水道、下水道の被害状況	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	
交通情報	道路（国道・主要地方道・市道の全面通行止）、鉄道、港湾、空港の被害状況	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	
林野火災	焼損面積20ha以上の林野火災	消防本部→県防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日まで	

* 上記による報告は原則として県の災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等の設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

カ 報告様式及び様式別報告系統

報告様式別の報告系統は次のとおりとし、各課から県担当課へ報告された内容については、必ず防災危機管理課にも報告を行う。なお、報告様式は資料編「被害状況報告様式」による。

		→ 資料編 [資料 2-13]被害状況報告様式	
様式	担当課	報告先	
様式第0号 災害発生即報	防災危機管理課	→ 県防災危機管理課 → 松江県土整備事務所	
様式第1号 被害状況速報	防災危機管理課	→ 松江県土整備事務所	
様式第3号の1 教育関係被害(休校関係)	学校教育課	→ 県教育事務所	
様式第3号の2、3 教育関係被害(学校施設関係)	学校管理課	→ 県教育庁教育施設課	
様式第4号 福祉施設関係被害	健康福祉総務課	→ 県健康福祉部各課	
様式第6号 商業及び鉱工業 その他事業関係被害	商工企画課	→ 県商工労働部商工政策課	

様式		担当課	報告先
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び 公営住宅関係を除く	建設総務課	→ 松江县土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾関係	水産振興課	→ 松江县土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※都市計画関係	都市政策課	→ 松江县土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※下水道関係	上下水道局	→ 松江县土整備事務所
様式第8号の2	公営住宅関係被害	住宅政策課	→ 松江县土整備事務所
様式第9号	農地農業用施設被害	農林基盤整備課	→ 松江县土整備事務所
様式第9号の4	農林水産業共同利用施設・国 庫補助事業で整備した施設・ 非共同利用施設及び農畜産物 の被害状況報告書	農政課	→ 東部農林水産振興センター
様式第10号の1 様式第10号の2 様式第10号の3 様式第12号 様式第13号	農作物関係被害 果樹等樹体被害 農業非共同利用施設被害 畜産関係被害 農業共同利用施設被害	農政課	→ 東部農林水産振興センター
様式第14号の1 様式第15号の1	山林関係被害(治山) 山林関係被害(林道)	農林基盤整備課	→ 松江县土整備事務所
様式第15号の2 様式第15号の3 様式第15号の4 様式第15号の5 様式第15号の6 様式第15号の7	山林関係被害(造林地等) 山林関係被害(苗木等) 山林関係被害(苗畑施設等) 山林関係被害(林産物) 山林関係被害(林産施設) 山林関係被害(林産加工施設)	農林基盤整備課	→ 東部農林水産振興センター
様式第16号の1 様式第16号の2 様式第16号の3	水産施設被害 水産物被害 漁港被害	水産振興課	→ 東部農林水産振興センター
様式第17号	医療関係施設被害	保健衛生課	→ 松江保健所
様式第18号	水道関係被害	上下水道局	→ 松江保健所 → 県健康福祉部薬事衛生課
様式第19号の1	災害廃棄物関係被害	環境対策課	→ 松江保健所
様式第19号の2	一般廃棄物処理場関係被害	施設管理課	→ 松江保健所
様式第19号の3	産業廃棄物処理場関係被害	環境対策課	→ 松江保健所
様式第20号	火葬場施設被害	市民課	→ 松江保健所
様式第22号	自然公園関係被害	観光施設課	→ 県環境生活部自然環境課

第3節 災害広報

災害発生時には、市民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織、事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

災害時に様々な環境下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等に放送要請を行い、災害や避難等に関する様々な情報を的確に伝達する。

実施目標	災害発生から30分以内に広報体制を確立 災害発生から1時間以内に一般広報を開始
------	--

1 市による災害広報の実施 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、広報課、市民生活相談課、各支所ほか関係各課】

(1) 広報の体制

- 災害対策本部は、地震に関する災害情報のうち、延焼火災、崖崩れ等による避難指示等や避難所の開設状況等、市民の身体・財産にかかる「緊急広報」を実施する。
- 各支所は災害対策本部事務局と連携し、当該地域における災害の状況や避難所の開設状況等の広報を実施する。
- 広報課は、災害時の報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、報道発表の会場及び時間等の調整、その他報道対応全般に関することを実施する。
- 市民生活相談課は、一般情報（緊急広報を含む災害情報、生活関連情報、救済措置情報等）の総合的な広報活動を実施する。
- 各部局等は、所管する施設等に対して、必要に応じて災害の状況を連絡するとともに、災害対策本部に対して定期的に災害情報、生活関連情報等を報告する。
- 災害対策本部事務局は、各部局及び関係機関等から報告を受けた情報を整理して資料を作成するとともに、各部局への情報提供を行い情報の共有化を図る。

(2) 広報の内容

関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

災害情報	1 地震及び津波等に関する気象情報 2 災害発生状況（地盤災害・土砂災害等の発生状況等） 3 災害対策本部等の設置と活動状況 4 避難誘導及びその他注意事項 5 市内の被害情報（人的被害、住家被害等の概括的被害状況） 6 家庭・職場での対策と心得 7 帰宅困難者（観光客含む）への広報 8 その他必要な事項
生活関連情報	1 電気、ガス、水道、下水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み 2 食料、生活必需品等の供給実施状況 3 道路交通状況（通行止等による交通規制区間等） 4 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害・運行状況） 5 医療機関の活動状況、救護所の設置状況 6 その他必要な事項

救援措置情報	1 罹災証明書等の発行状況 2 各種相談窓口の開設状況 3 税、手数料等の減免措置の状況 4 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等） 5 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報 6 災害援護資金等の融資情報 7 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況 8 市業務の再開状況 9 その他必要な事項（防災機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望、被災地への救援物資発送に当たっての送り先、内容明示等の要望）
--------	---

(3) 広報の方法

ア 緊急広報

避難指示等の緊急広報の実施方法については、本章第8節「避難活動」を参照のこと。

なお、避難指示等を行った場合、広報課は、島根県避難情報等情報伝達連絡会において定めた「避難情報等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

イ 一般広報

関係各課、関係機関等と連携し、次表の手段により効果的な広報活動を実施する。警戒体制以降については、機能班を中心に、各担当課が連携して広報を実施する。

なお、災害の程度により広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関への協力要請を行う。

手 段	放送場所等	概 要
防 災 行 政 無 線 （ 同 報 系 ）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送
屋 内 告 知 端 末 （ お し ら せ 君 ）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送
ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送
防 災 メ ー ル	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災メールによる文字情報
公 式 L I N E	・災害対策本部（防災危機管理課）	・公式LINEによる文字情報等
防 災 情 報 X（エックス）	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災情報X（エックス）による文字情報等
Yahoo!防災速報	・災害対策本部（防災危機管理課）	・Yahoo!防災速報による文字情報等
ホ ー ム ペ ー ジ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・ホームページによる文字情報等
ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送
自 治 会 F A X	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会FAX（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等
広 報 車	・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送

手 段	放送場所等	概 要
現 地 広 報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）
広 報 刊 行 物 等 （臨時市報等）	・災害対策本部（広報課）	・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行

ウ 報道機関への発表

- ・報道機関への情報提供は、原則として広報課を窓口とする。なお、現地災害対策本部を設置した場合は、現地に報道機関対応窓口を設置する。
- ・災害対策本部を設置した場合、広報課は速やかに記者発表を行い、市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。また、報道機関に対して、発表時間を示し、災害情報、生活関連情報及び救護措置情報等の提供を行う。
- ・災害対策本部等の活動状況については、原則として毎日定時に広報課が報道機関に発表する。発表内容については、速やかに市民に提供を行うよう、報道機関に対し協力を求める。
- ・広報する災害発生状況のうち人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、市町村及び防災関係機関は、県と連携し報道機関へ情報提供を行う。

エ 要配慮者に対する広報

- ・聴覚障がい者に対しては、防災行政無線（文字表示付戸別受信機）等により情報提供を行うとともに、手話通訳や文字情報を取り入れた報道を報道機関に対して要請する。
- ・視覚障がい者に対しては、防災メール等により情報提供を行う。
- ・各種障がい者団体やボランティア団体等に対して、情報提供を行う。
- ・外国人住民に対しては、SNS等により多言語や「やさしい日本語」で情報提供を行う。避難所においては、通訳・翻訳・サポート体制を整備し、多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行う。
- ・要配慮者が利用する施設への災害広報については、市が有する各種広報媒体等によりそれぞれの状況に配慮した適切な情報提供を行う。

オ 避難者への広報

情報入手手段が限られる、避難所等にいる被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に対して、それぞれの状況に配慮した適切な情報提供を行う。

カ 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

キ 住民からの問い合わせに対する対応

国、県及び関係機関等と連携し必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

2 防災関係機関による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市及び報道機関に広報の実施を要請する。

(1) 防災関係機関の行う広報の内容

市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 防災関係機関の行う広報の方法

- 各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携をとりながら広報活動を実施する。
- 広報の実施に当たっては、視聴覚障がい者、高齢者、観光客、外国人等に十分配慮して行う。

第4節 広域応援体制

大規模地震災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。

1 災害情報・被害情報の収集・分析……………【防災危機管理課、消防本部】

災害対策本部は、把握した災害状況、被害状況、各班の応急対策等の情報収集・分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討を行う。

なお、応援協力の要請に当たっては、次の事項を要請先に示して行う。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事期間
- エ 従事場所
- オ 人員
- カ 集合場所
- キ その他参考となる事項

2 市における相互応援協力……………【防災危機管理課】

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- 災害が発生した場合、隣接する市町村との間で応急措置の実施について相互に応援協力を行う。
- 発生した災害が更に拡大した場合、県の松江地区災害対策本部の管轄区域内における応援について、県への要請を行う。
- 被害が大規模となり、県の松江地区災害対策本部のブロックを越える応援が必要と判断される場合、県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請するとともに、県への依頼又は協定等に基づき、他県又は他県の市町村、防災関係機関等に応援を要請する。

→ 資料編 [資料 4-(1)-1～4-(1)-19]市町村相互間及び県外との応援協定

(2) 市内所在機関相互間及び民間団体等との応援協力

応急措置の実施にあたり必要な場合には、市内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関、市域を活動領域とする公共的団体及び民間団体等に対し応援要請を行う。

→ 資料編 [資料 4-(2)-1～4-(2)-58]関係機関及び民間団体等との応援協定

(3) 自衛隊、海上保安庁への災害派遣要請

自衛隊への災害派遣要請、海上保安庁への応援協力要請については、次節以降に示す。

「自衛隊の災害派遣体制」	→	震災対策編	本章第5節
「海上保安庁への応援協力体制」	→	震災対策編	本章第6節

(4) 他機関への出動

- 公共機関及び重要な施設の管理者等から消防団等の出動の要請があった場合、市長は状況を判断し必要があると認めたときは、職員を出動させることができる。
- 近隣市町村からの要請又は知事の指示に基づく応援出動については、市長はやむを得ない事情がある場合を除きこれに応ずる。応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に活動する。
- 協定等に基づく応援要請等により職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(5) 応援職員派遣にあたっての感染症対策の徹底

感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

3 消防における相互応援協力……………【消防本部】

(1) 県内消防本部の応援

ア 消防・救急相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 4-(3)-2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

イ 知事による応援出動の指示

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動を要請する。

ウ 応援要請上の留意事項

(7) 要請の内容

応援の要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- 市への進入経路及び結集場所（待機場所）
- 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(イ) 応援消防隊の受け入れ体制

応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、消防本部は連絡係を設け次に示す体制を整える。ただし、準備が困難な場合はその旨を連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣について要請を行う。

- 消防隊の誘導方法
- 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

(2) 緊急消防援助隊による応援

ア 応援要請

- 市長は、被害が甚大で、迅速な消火、救出・救助等を行うために高度な資機材を要する場合等において必要と判断したときは、速やかに全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援要請を知事に依頼する。この場合において知事と連絡が取れないときは、消防庁長官に対して直接要請を行う。
- 知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に要請を行う。
- 知事は、要請にあたり事前に消防本部との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を消防本部及び市長に報告する。
- 知事は、消防庁長官から応援決定通知を受けたときは、速やかに消防本部及び市長に連絡する。

イ 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合、必要に応じ消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という）を設置する。

調整本部の名称	消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁 本庁舎 6 階講堂
調整本部長	島根県知事
調整副本部長	島根県防災部消防総務課長及び総括指揮支援隊長
調整本部員	- 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 - 代表消防機関の職員 - 現地消防本部の職員 - 出動した指揮支援部隊長
調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること

* 代表消防機関は松江市消防本部とするが、松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部、出雲市消防本部とする。

ウ 航空運用調整班の設置

大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが被災都道府県に集結することを想定し、これら各救難機関のヘリコプターの迅速な運用を図るとともに、運用調整を掌るため航空運用調整班を設置する。

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。

また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

エ 指揮体制

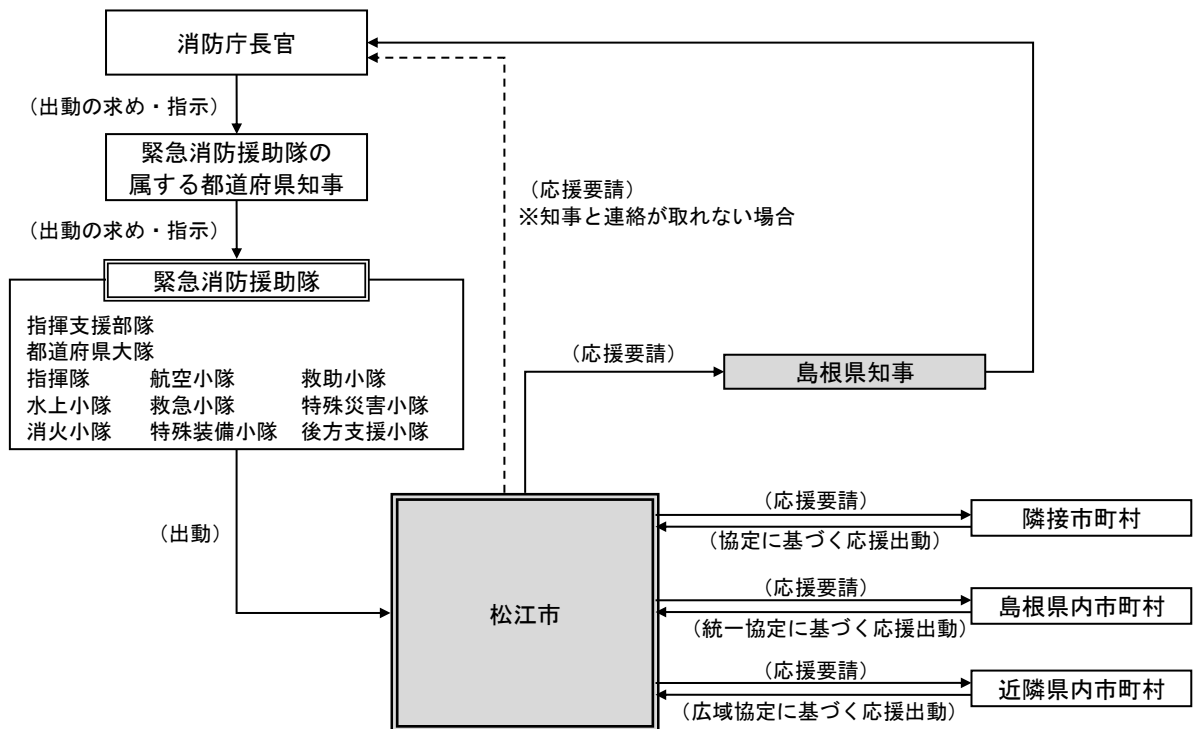
- 指揮本部は災害発生消防本部ごとに設置し、災害発生市町村の市長が指揮者として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。
- 指揮支援部隊長は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置し、指揮支援本部長として配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる。

オ 経費負担

「緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

(3) 応援要請系統

図：応援要請系統



第5節 自衛隊の災害派遣体制

大規模災害による被害が拡大し、市及び防災関係機関では対処することが困難な事態が生じた場合における自衛隊の災害派遣要請及びその受け入れ体制について定める。

1 知事に対する災害派遣要請の要求 【災害対策本部、防災危機管理課、政策企画課】

(1) 自衛隊の派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならないこと必要性があること。(公共性の原則)
- イ 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- ウ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。(非代替性の原則)

(2) 要請基準

激甚な被害が発生し、市、関係機関及び隣接市町村の応援等により次に掲げる応急対策が不可能で、上記派遣基準を満たし、市長が必要であると認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

- ア 人命救助
- イ 消防、水防
- ウ 救援物資の輸送
- エ 道路の障害物除去
- オ 応急の医療、防疫、給水、
- カ 緊急な公共施設の応急復旧

(3) 要請手続

次の事項を記載した文書を知事(県防災部長)に提出し、派遣要請を依頼するとともに、この際、必要に応じてその旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域、活動内容
- エ その他参考となる事項
 - 派遣を希望する人員、任務(水防、給水、輸送等)及び装備の概要(特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき)
 - 連絡場所(又は連絡者)

→ **資料編** [資料 2-25]災害派遣要請依頼書様式
[資料 2-26]災害派遣撤収要請依頼書様式

(4) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがない時、又は通信の途絶等により知事への依頼ができない時は、その旨及び災害の状況を、次に示す指定部隊等の長に対し直接通知することができる。この場合、知事に連絡が取れ次第、速やかにその旨の報告を行う。

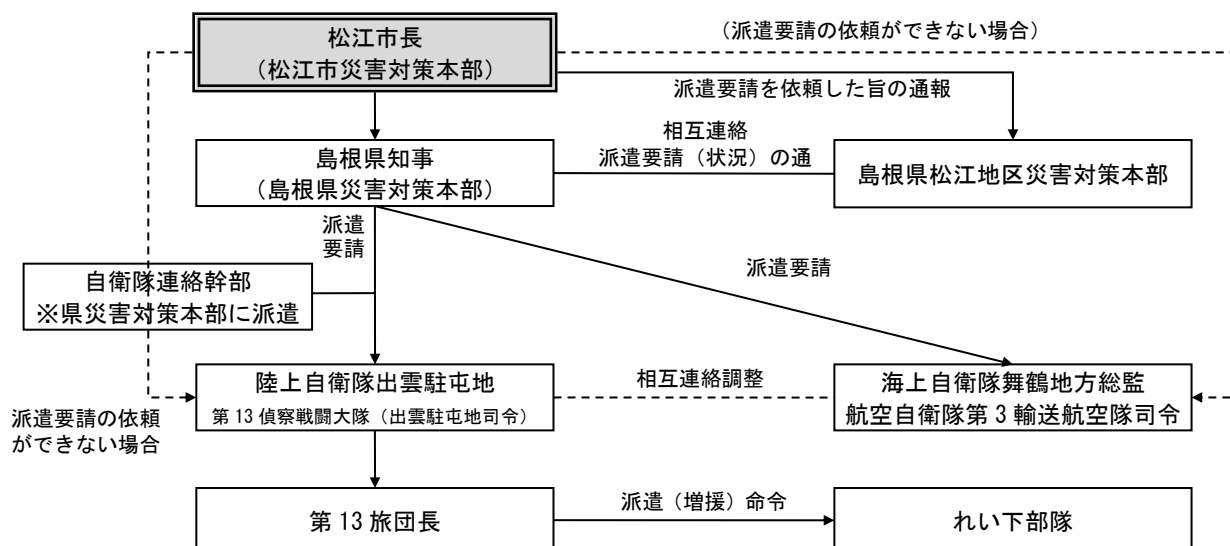
機関名	所在地	連絡先
陸上自衛隊出雲駐屯地 第13偵察戦闘大隊	出雲市松寄下町1142-1	電話 0853-21-1045 衛星電話 7-526-5, 7-526-6 FAX 7-526-1
海上自衛隊舞鶴基地 海上自衛隊舞鶴地方總監部	京都府舞鶴市余部下1190	電話 0773-62-2250 FAX 0773-62-2255

航空自衛隊美保基地 第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	電話 0859-45-0211 衛星電話 7-445-5, 7-445-6 FAX 7-445-1
----------------------	----------------	---

(5) 派遣要請系統

災害派遣に当たっての要請系統は次のとおり。

図：自衛隊の災害派遣要請系統



2 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣時に実施する救護活動の範囲は、通常次のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	知事、市長等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去にあたる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合は、被災者の応急医療、防疫、病虫防除等の支援を行う。薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動の必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水、入浴支援	被災者に対し、炊飯及び給水、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものに

項目	活動内容
び除去	ついて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等……………【防災危機管理課ほか関係各課】

(1) 派遣部隊との連絡

派遣部隊の任務等については、直接派遣部隊に申し入れを行わず、県を通じて行う。

(2) 受け入れ準備

ア 宿営施設等

派遣部隊の宿営には、活動が必要な地区の学校、公民館等の公共建物をあてるものとし、水道、照明、寝具、炊事用具その他宿営に必要な設備を整える。

また、本庁舎及び本庁舎駐車場も派遣部隊の活動拠点として活用する。

イ 使用資器材等の準備

- 派遣部隊の作業に必要な資器材は、派遣部隊が携帯する次のものを除きすべて市において調達することを原則とするが、市において調達が不可能な場合は、県又は関係公共機関に要請し確保を図る。
 - ① 部隊等装備資材
 - ② 食料
 - ③ 燃料
 - ④ 衛生資材等
- 市又は関係公共機関による調達が不能な場合において、派遣部隊が携行している材料、消耗品等を使用したときは、原則として部隊撤収後に部隊へ返還又は代品弁償する。
- 使用資器材の準備については、事前に市の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して、所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な準備を行う。

ウ 交通規制

派遣部隊が市内で移動する場合は、松江警察署及び道路管理者と連携し必要な交通規制を行う。

エ 誘導等

派遣部隊が応急対策に従事している間、関係各部は、被災地内における誘導並びに災害対策本部との連絡にあたるため、必要な職員を派遣部隊とともに行動させる。

オ 飛行機等による輸送

飛行機等による物資投下が決定したときは、直ちに職員を投下地点に派遣し、物資投下についての現地の指揮にあたる。また、緊急にヘリポートを設けた場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

カ 応援作業

関係各部は、必要に応じて災害派遣部隊の作業を応援するため、関係機関並びに地元関係者と協議をし、応援作業計画を立て派遣部隊と連絡をとり作業を実施する。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。また、本市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して決定する。

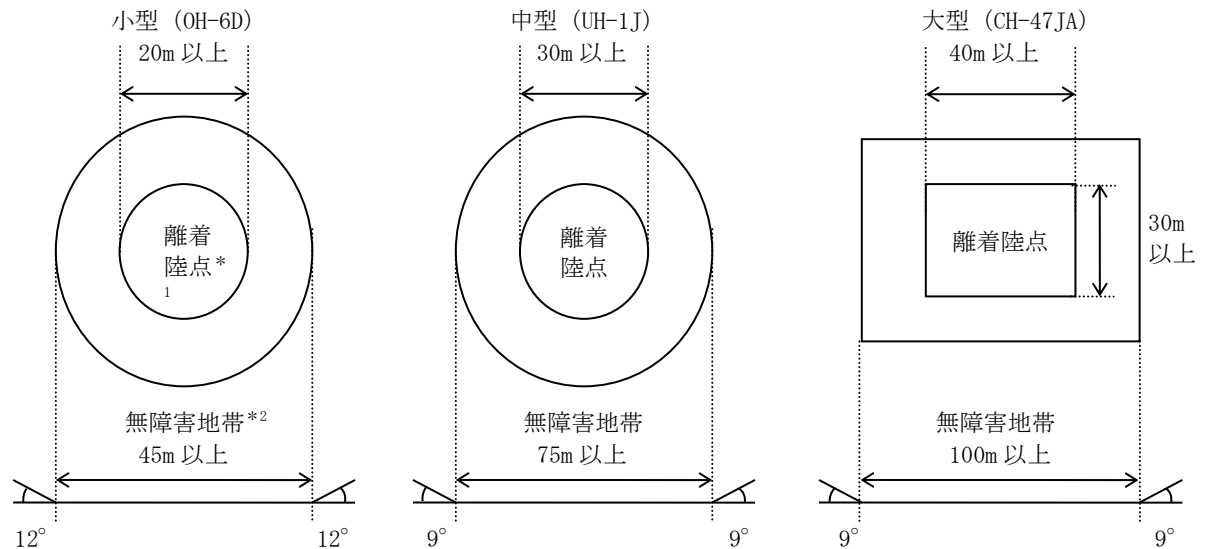
- ア 必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

(4) ヘリコプターの離着陸に当たっての諸準備

ヘリコプターの離着陸場の適地として、平坦（勾配 4° ～ 5° 以下）な無障害地帯（基準ア）が必要である。また、積雪のある場合は無障害地帯（基準の倍）の除雪及び踏み固める等の準備をする。

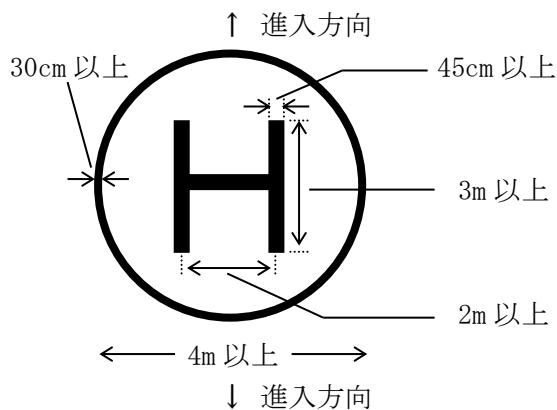
ア 離着陸のための必要最小限の無障害地帯



*1 離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点をいう。

*2 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域をいう。

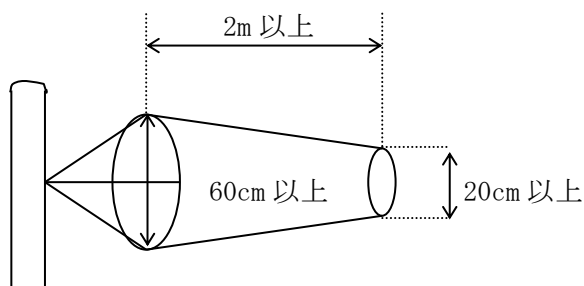
イ 標識



半径 2m 以上で石灰表示
積雪時は墨等で明瞭に表示

ウ 吹き流し（風向指示器）

無風地帯外に吹き流し又は旗（細長い布）を設置・固定し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



色は背景と反対色
大きさは基準であり、緊急の場合は異なってもよい

エ 危険防止の留意事項

- 発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- 着陸点付近に物品等を放置しないこと。
- 発着場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

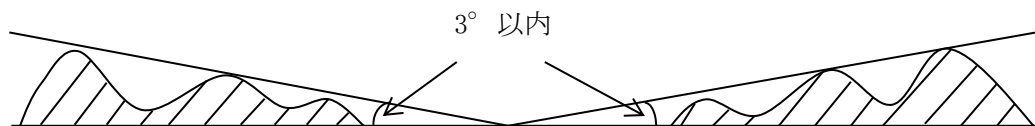
(5) 飛行機（有翼機）による物料投下

天候、地形等により制限を受けるが、次の要領により自衛隊航空機による物料投下を受けることができる。

ア 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。

- 投下地点を中心とした半径 5km の円内に、中心点を高度 0 として約 1.5km の円周上に 300m 以上の山又は障害物、約 3km の円周上に 400m、約 5km 円周上に 500m 以上の障害物がなく、かつ、投下地点付近約 300m 以内に人家が存在しない場所。
- 幅 300m 以上の溪谷等、谷地や下図のような地形も投下地点に使用できるが、この場合は、事前に部隊の空中偵察による現地確認が必要である。



イ 投下地点と表示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物を約 20 枚程度用意し、風上に対して T 字型に並べる。この T 字の左右 100m の地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。

第6節 海上保安庁への応援協力体制

地震・津波災害による被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなった場合における海上保安庁への応援要請及びその受け入れ体制について定める。

1 海上保安庁への救援協力要請……………【防災危機管理課】

(1) 救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により要請する。なお、文書を送付するいとまがない場合は、口頭又は電話等で要請を行い、事後速やかに文書での要請を行う。

- ア 要請者の氏名（職業、地位）
- イ 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- ウ 救援活動を必要とする期間
- エ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- オ 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

(2) 要請先

要請に当たっての連絡先は次のとおり。

機関名	所在地	電話
第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100

第7節 災害救助法の適用

地震災害に際して一定規模以上の被害が生じた場合に適用される災害救助法について、実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、迅速な応急的救助の実施に資する。

1 災害救助法の実施機関

- 災害救助法適用前の救助事務は、市長が行う。
- 災害救助法適用後の救助事務は、知事が国からの法定受託事務として実施し、市長はそれを補佐することとなっているが、救助の実施に関する権限の一部については、救助活動を迅速に行うために、知事から市長に委任されている（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。市へ委任されている事項は次のとおり。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅入居者の決定
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索・処理
- サ 医療・助産
- シ 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

災害対策本部は、次の基準に基づき、災害救助法適用に該当するかどうかの判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合、災害救助法の適用手続を行う。

- ア 市内の住家滅失世帯数が、100世帯以上であるとき。（1号基準）
- イ 県内の住家滅失世帯数が1,000世帯以上の場合で、かつ、市内の住家滅失世帯数が50世帯以上であるとき。（2号基準）
- ウ 県内の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、かつ、市域の被害状況が特に援助を必要とする状態にあったとき。（3号前段基準）
- エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（3号後段基準）
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（4号基準）

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の認定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。なお、床下浸水及び一部破損は換算しない。

滅失世帯数＝（全壊・全焼・流失）＋（半壊・半焼×1/2）＋（床上浸水等×1/3）

(2) 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の認定に当たっての基準は次のとおり（内閣府「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き[令和3年5月]」による）。

被害区分	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合わせて1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

4 災害救助法の適用要請 【災害対策本部、生活福祉課】

(1) 被害報告及び適用要請

市長は、災害が前記に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあ

るときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課防災係：電話 22-5885）に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

(2) 適用事務

災害救助法の適用要請事務は、生活福祉課が行う。県に対して報告する内容は次のとおり。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ
- エ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- オ その他必要事項

5 災害救助の実施方法等 【災害対策本部、生活福祉課】

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の 3 段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となるため、市長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告を行う。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」に記載のとおり。なお、基準額については、内閣府告示を受けて、県規則により原則として毎年改定が行われるので、確認を要する。

→ 資料編 [資料 2-15] 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第8節 避難活動

地震時の津波、火災、土砂災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となっていく応急対策の中でも最も重要なものである。避難の指示の伝達や避難誘導は、防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速、的確に行わなければならない。

避難誘導に当たっては、要配慮者（高齢者・障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等）の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。

なお、観光施設・大型店等において、施設の被災、交通機関の途絶等により多数の要避難者が発生することが予想されるため、適切に避難の指示の伝達、避難誘導を実施するよう心がける。

1 要避難状況の早期把握・判断 【防災危機管理課、消防本部】

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

市長は、避難措置実施の第1次責任者として、災害の危険のある場合に時期を失しないよう、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する等の措置を行う。この場合、必要に応じて警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な避難措置を講じる。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。その際、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、被災地近傍の支所等において判断する等、適時適切な避難誘導を行う。

ア 津波への自衛措置

強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、地震発生とともに地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

(7) 市のとるべき措置

- 直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに津波警報発表以前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。
- 津波予報の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、発震後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、津波警報が放送された時には住民等に対して直ちに避難のための立ち退きを指示する。このほか県、警察及びNTT事業所等から津波警報が伝達された場合にも同様な措置をとる。
- 津波予報及び避難の指示の伝達にもれがないようにするため港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

(イ) 海上保安官署等のとるべき措置

- 海上保安官署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。
- 入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避できない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

(ウ) 関係住民のとるべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、避難指示等の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取する。

イ 被災建物からの避難

地震により被災した建物・宅地の応急危険度判定を速やかに実施し、避難の可否を判断する。また、避難先となる避難所についても、早急の実施し、余震等に対しての安全性を判断する。

ウ 火災、危険物等からの避難

同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合には、消防本部等と協力して状況を的確に把握し、避難の必要を認める場合には、混乱防止措置とあわせて必要な対策を講じる。

エ 土砂災害からの避難

地震に伴う土砂災害、がけ崩れ等が発生する危険性の高い地域（（土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊、土石流）、土砂災害警戒区域（地すべり）、堤防の決壊危険箇所等））において避難を要する場合が想定されるため、当該地域の状況を的確に判断し、避難の必要性を認める場合には、必要な対策を講じる。

2 避難指示等の実施 【災害対策本部、防災危機管理課、消防本部、教育総務課、交通局、市立病院、各施設の管理者】

(1) 避難指示等の実施責任者及び時期

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等を行う。なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づき自立可能性を判断し、避難指示等を行う。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

避難指示等の実施責任者及びその時期については次のとおり。

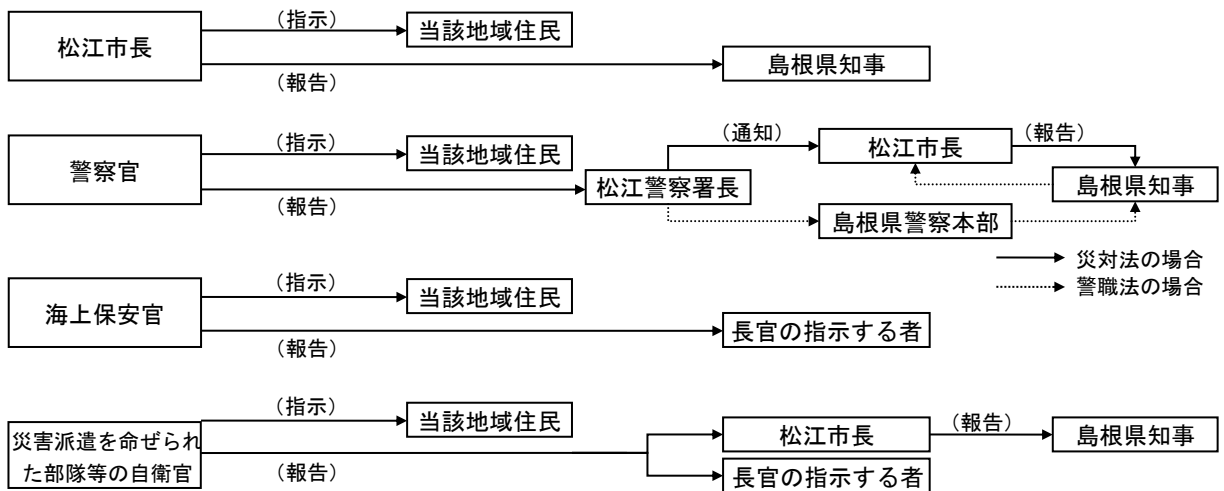
避難指示権者及び時期

指示権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長（委任を受けた吏員、消防団幹部又は消防職員）	災対法第60条第1項、第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置	知事に報告（窓口：防災危機管理課）
	災対法第60条第3項	全災害 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	緊急安全確保措置	知事に報告（窓口：防災危機管理課）
知事（委任を受けた吏員）	災対法第60条第6項	災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなかった場合	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置	事務代行の公示
警察官	災対法第61条、第1項、第2項	全災害 市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 緊急安全確保措置 立退き先の指示	市長に通知（市長は知事に報告）
	警察官職務執行法第4条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難の措置（特に急を要する場合）	

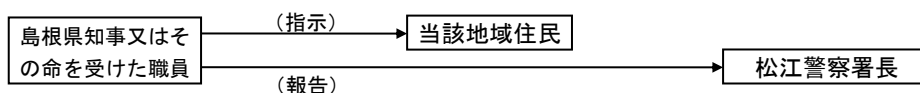
指示権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
海上保安官	災対法 第61条 第1項、 第2項	全災害 市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 緊急安全確保措置 立退き先の指示	市長に通知 (市長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置(警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事(その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事(その命を受けた県職員)、水防管理者	水防法 第29条	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	水防管理者が指示する場合には、その区域を管理する警察署長に通知

図：避難指示等の指示系統図

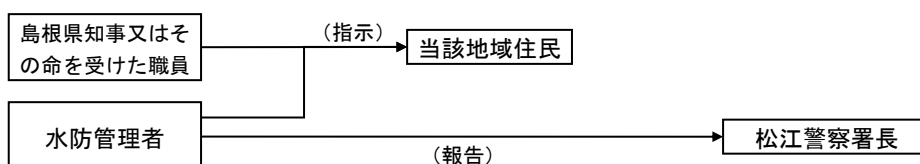
一般災害の場合



地すべり災害の場合



洪水、雨水出水、津波又は高潮災害の場合



(2) 避難指示等の基準と区分

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

ア 避難指示等の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の生命及び身体を保護するため必要とする場合等に発する。

イ 相互の連絡協力

関係機関は、避難の必要があると予想されるとき、又は避難のための立退きの指示の措置をとった場合は、相互に通知・報告し、避難措置が迅速・的確に実施されるよう協力する。

(3) 市の実施する避難措置

ア 避難者に周知すべき事項

市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者等に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知する。

- (ア) 避難すべき理由（危険の状況）
- (イ) 避難経路及び避難先
- (ウ) 避難後における財産保護の措置 他

イ 避難対策の通報・報告

- 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- 避難のための立ち退きの準備、勧告又は指示、屋内での待避等安全確保措置など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部）に報告する。
- 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

(4) 病院、社会福祉施設等における避難措置

当該施設の管理者は、入院患者、来診者、入所者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力を行う。

ア 避難体制の確立

- あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- 特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。
- 市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

災害に備え整備されている装置（消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用し、施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(5) 観光施設・大型店等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

当該施設の管理者は、避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力を行う。

→ **資料編** [資料 4-(2)-45] 災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書（イオンリテール（株））

ア 避難体制の確立

- あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡

体制等に従い、館内放送設備、ハンドマイク等を活用し、的確な避難対策を実施する。

- 特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した安全な避難誘導を行う。
- 市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等との連携を図りながら、早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

(6) 車両等の乗客の避難措置

- 公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により実施する。
- 天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合、当該車両等の乗務員は、市に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(7) 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会等において別途定める。

3 避難指示等の伝達 【防災危機管理課、広報課、市民生活相談課、消防本部ほか関係各課】

(1) 避難指示等の伝達

市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険地域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は次のとおりとする。

無線通信・有線通信設備の活用	防災行政無線（同報系）及び屋内告知端末（おしらせ君）による音声放送を行う。
携帯電話のメール機能の活用	松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能及び防災情報X（エックス）やYahoo!防災速報等の文字情報により伝達する。
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ等の通常放送及びデータ放送により、避難情報の伝達を行う。
市ホームページ	市ホームページによる文字情報等により避難情報の伝達を行う。
町内会・自治会への伝達	確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難指示等に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。
広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。 消防車両においては、サイレン等も使用する
個別巡回による伝達	● 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う ● 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。

また、既に避難した者に対し適切な情報提供を行うことにより、避難指示等の発令中の帰宅等の防止を図る。

(2) 関係機関への報告・情報提供

- 避難の指示を行った場合、防災危機管理課は直ちに県（防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は松江地区災害対策本部）に報告する。
- 避難の指示を行った場合、島根県避難情報等情報伝達連絡会において定めた「避難情報等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者（高齢者、障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等）への伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努める。

4 警戒区域の設定 【防災危機管理課、消防本部】

(1) 警戒区域の設定権者

- 原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づき、それぞれ実施する。
- 市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事に対し災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部の代行を要請する（災害対策基本法第 73 条第 1 項）。

警戒区域の設定権者は次のとおり。

区分	実施者
災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員（災害対策基本法第 63 条第 1 項）
	警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）
	海上保安官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）
	自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第 28 条）
	警察官（消防法第 28 条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第 21 条）
	警察官（水防法第 21 条）
	消防吏員・消防団員（水防法第 21 条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第 36 条）
	警察官（消防法第 36 条）

(2) 警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

ア 実施に当たっての基準

- 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。
- 警察官若しくは海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。
- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

イ 実施方法

- 市長等が警戒区域を設定したときは、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び当該区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。
- 警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受け入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受け入れを行う。

5 避難の誘導等.....【防災危機管理課、消防本部ほか関係各課】

(1) 避難誘導の実施

地震災害時に津波、浸水、土砂災害、危険物漏洩等が予想され、地域の避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察機関、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施する。

避難誘導体制の確立	- 避難先が比較的遠距離であり避難に危険が伴う場合等は、集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等から選ぶ）を定め、警察機関等の協力を得て自動車・船舶等を活用し、早急に集団避難できるようにする。 - 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察機関等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。
避難経路	- 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。 - 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。
避難順位	- 避難誘導は原則として高齢者や障がい者等の要配慮者を優先し行う。 - 浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先する。
携帯品の制限	- 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。 - 避難が長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。
危険防止措置	- 避難先の開設に当たって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。 - 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置や誘導員の配置を行う。 - 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。
避難者の移送	- 被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先の受け入れ可能人員を超えた場合には、県、警察機関及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。 - 避難者の他地区への移送等について、必要と認める場合は、県に対し、関係機関への応援要請を行うよう協力依頼する。

(2) 自主避難の実施

災害発生の危険性を感じた場合や自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合っ

て自主的に避難するよう、市民に対し呼びかけを行う。

なお、自主避難の呼びかけの際には、上記のほか次の点に留意し行う。

自主避難の受け入れ	市民から指定避難所への自主避難の申し出があった場合、防災危機管理課は、災害の状況（気象条件）、緊急性、避難者数などを考慮し、避難所となる施設の担当部署と職員配置等を協議したうえで、適切な避難所を開設する。なお、指定避難所を開設するに当たっては、各地区公民館における受け入れについてをまずは検討する。
携行品	避難所への自主避難に際しては、身の回り品、寝具、防寒具、当面の食料等を持参するよう要請する。
自主防災組織、町内会・自治会等の協力	避難所へ安全に避難できないと判断される場合は、自主防災組織、町内会・自治会等に対し移送を要請する。

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

避難誘導の実施に当たってのその他の留意事項は次のとおり。

避難行動要支援者 事前の避難誘導・移送	- 避難行動要支援者名簿に基づき、要配慮者支援組織や自主防災組織などの避難支援等関係者の協力を得る等により、地域ぐるみで避難誘導や安全確保を図る。 - 自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、自主防災組織、避難支援等関係者の協力を得る等により地域ぐるみで安全確保を図る。 - 状況によっては市が車両、船艇等を手配し、社会福祉施設又は福祉避難所等に事前に移送する措置をとる。
避難が遅れた者の救出等	避難の遅れた者を市において救出できない場合は、直ちに県又は関係機関に応援を要請し、救出と避難所への受け入れを図る。
避難誘導時の安全確保	避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援等の緊急支援を行う。
被災者の運送	避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、車両等を手配し、福祉避難所等に事前に移送するなどの外を取る。

6 避難所の開設、運営 【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、住宅政策課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】

実施目標	避難指示等の実施から1時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から72時間以内に指定避難所の自主運営体制への移行準備を開始 (災害救助法適用時) 避難所の開設…災害発生の日から7日以内
------	---

(1) 指定避難所の開設

ア 開設の方法

- 指定避難所、福祉避難所*の開設の決定は、災害対策本部（又は警戒本部、防災危機管理課）が行う。また、必要に応じ児童・乳幼児を抱える被災者のための避難所等（幼稚園・保育所など生活に適した施設）の開設に努めるものとする。

*福祉避難所：避難生活が困難な、高齢者、障がい者等のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、施設のバリアフリー整備状況等を勘案して選定した指定避難所。令和6年10月1日現在、養護学校、福祉施設等54施設を指定。

- 開設作業は当該施設の所管課、施設管理者及び避難所担当市職員が行う。
- 指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で管理者の同意を得て開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 指定避難所を開設したときは、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受け入れと保護を行う。
 - ① 指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
 - ② 松江警察署等との連携
 - ③ 既存の施設を使用する場合、当該施設の職員との連携
 - ④ 開設指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
 - ⑤ 避難所担当職員、施設管理者等の役割の明確化
 - ⑥ 避難者名簿の作成
 - ⑦ 要配慮者に対する配慮民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市に提供する。

イ 関係機関への連絡

指定避難所を開設したときには、次の事項を速やかに県、松江警察署及び消防本部等の関係機関に連絡する。また、必要な場合は応援要請を行う。

- (ア) 指定避難所開設の目的、日時及び場所
- (イ) 開設箇所数、受け入れ可能人員及び受け入れ状況
- (ウ) 開設期間の見通し
- (エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- (オ) 指定避難所で生活せずに食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(2) 指定避難所の運営

指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等、指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備について可能な限り避難者のニーズに応じ必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所運営について、専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等のほか、必要に応じ他の市町村及び県に対して協力を求める。運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

さらに、感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

指定避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

- ア 避難者のグループ分け
- イ 要配慮者への配慮
- ウ 男女双方のニーズの違いや子育て家庭等のニーズへの配慮
- エ 避難者への情報提供と避難者のニーズの把握
- オ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給
- カ 指定避難所の共通理解ルール（消灯時間、トイレの使用等）の作成徹底
- キ 指定避難所及び不在となった家屋のパトロール（警察機関、消防団及び自主防災組織等と連携）
- ク 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送

- ケ 福祉避難所(要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けることのできる体制を整備した避難所)の開設検討と、要配慮者の移送・誘導
- コ 食事供与の状況把握
- サ 福祉避難室の設置
- シ 避難所担当職員、施設管理者及び避難者代表等により構成される「避難所運営委員会」による自主運営体制の確立と避難所運営委員会への男女の委員の配置
- ス 避難者の健康、生活全般に関する巡回相談の実施
- セ プライバシーの確保
- ソ 授乳室、女性専用など性別その他に配慮した物干し場及び更衣室等の設置
- タ 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止、男女ペアによる巡回警備など安全性の確保
- チ 警察、病院、女性支援団体等との連携による被害者への相談窓口情報の提供
- ツ 救護所の設置
- テ 仮設トイレ(多目的トイレ)やマンホールトイレの確保
- ト 暑さ寒さ対策
- ナ 入浴、洗濯対策
- ニ 食品衛生対策
- ヌ し尿及びごみ処理等の指定避難所の衛生対策
- ネ 家庭動物のためのスペースの確保
- ノ 感染症対策
- ハ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

(3) 避難が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

避難生活が概ね一週間を超え長期化する見通しの場合、具体的には次の点に留意し運営を行う。

- ア 公営住宅、仮設住宅等の確保と避難者の受け入れ
- イ 指定避難所となる施設(学校等)の機能復旧
- ウ 食料の確保、食事供与の状況把握
- エ 心のケア対策

(4) 指定避難所の閉鎖

災害の規模等に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

(5) 指定避難所に滞在することができない被災者への対策

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

7 広域避難等.....【防災危機管理課】

(1) 広域避難・広域一時滞在の協議等

災害の予測規模、避難所数等にかんがみ、市外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において、広域避難又は一時滞在に関する協議の実施、協議を求めることができる。

- 県内の他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。
- 他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 他の市町村からの避難者受入れ施設の検討

避難所を指定する際には併せて広域避難又は広域一時滞在の観点から、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

8 一時帰宅の実施.....【防災危機管理課、建築審査課、消防本部】

- 市長は、応急危険度判定等により「要注意」又は「危険」と判定された家屋において一時的な安全が確保できると判断した場合、被災者の一時帰宅を認めることができる。
- 一時帰宅の実施に当たっては、警察機関、消防本部及び自衛隊派遣部隊等との連携により、安全の確保に万全を期し行う。

第9節 消防活動

消防本部は、消防団との連携のもとに、住民、自主防災組織、町内会・自治会、各事業所の自衛消防組織等と協力し、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ消防活動を行う。

1 消防本部・消防団による消防活動 【消防本部、各支所】

(1) 消防本部による消防活動

ア 災害状況の把握

消防活動に際しては、119 番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員の情報等により情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

イ 通信体制の確立

消防・救急無線網を効果的に運用し、市及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

ウ 災害状況の報告

消防長は、応援要請等の手続に遅れのないよう、災害の状況を市長に対して逐次報告する。

エ 同時多発火災への対応

同時に複数の延焼火災が発生した場合には、次の点に留意して消防活動を行う。

消 防 水 利 の 確 保	防火水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水からの取水等、消防水利の多様化に務める。
避難地・避難路の確保	人命の安全を最優先し、避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。
重 要 地 域 の 優 先	重要かつ危険度の高い地域を優先して消防活動を行う。
消火活動地域の優先	消火可能地域を優先して消防活動を行う。
市街地火災消防活動	市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報伝達に努め、避難指示等を行う必要が生じた場合、適切な広報を実施する。
重要対象物の優先	工場や大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

オ 火災現場活動

出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先にして、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、概ね次のとおり行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したとき	積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したとき	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火構造物、空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

カ 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

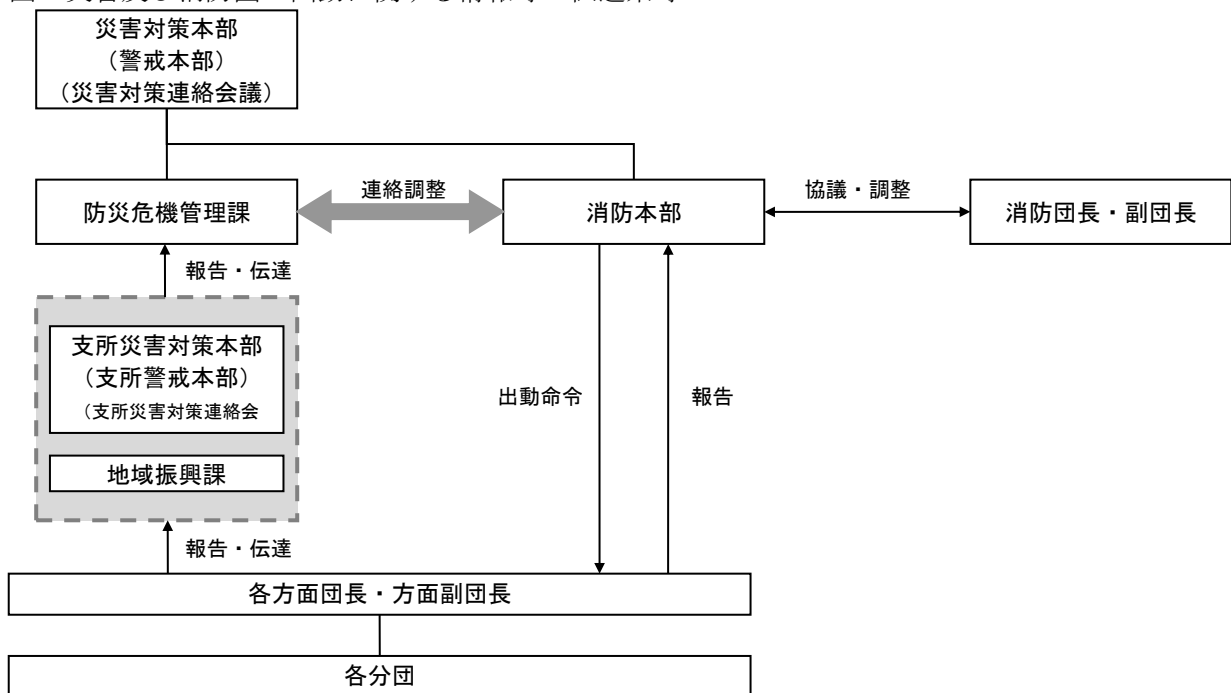
(2) 消防団による消火活動

ア 出動命令系統

消防団の出動の要否判断、出動区分等については、消防本部において定める。

災害及び出動に関する情報等の伝達系統は次のとおり。

図：災害及び消防団の出動に関する情報等の伝達系等



イ 出火防止

災害等の発生により、火災等の発生が予測された場合には、消防団員は居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を行う。

ウ 消火活動

- 単独又は消防本部と協力し、地域における消火活動と主要避難路確保のための消火活動を行う。
- 損壊家屋や避難後の留守宅における、通電時の出火等の警戒活動を行う。

エ 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 市民の対策

出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

(4) 惨事ストレス対策

消防活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

2 他の消防機関に対する応援要請 【消防本部】

他の消防機関に対する応援要請については、本章第4節「広域応援体制」を参照のこと。

「消防における相互応援協力」→ **震災対策編** 本章第4節

第 10 節 救急・救助活動

災害時には、広域的あるいは局地的に救急救助を必要とする多くの傷病者が出ると予想されるため、県及び関係機関と連携して初動体制を確立し、一刻も速い救助・救急活動を実施する。

実施目標	(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から 3 日以内
------	---------------------------------------

1 救急・救助活動の実施……………【消防本部、市立病院】

(1) 市及び関係機関

ア 活動及び出動の原則

救命処置を要する重傷者を最優先とする。

イ 出動の原則

救助を要する救急事案の場合は、救急隊と他隊が連携して出動するよう努め、救助活動を要しない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- (ア) 延焼火災が多発し多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- (イ) 延焼火災は少ないが多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命の救護を最優先する。
- (ウ) 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先し、その他の傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携し救急・救助活動を実施する。

ウ 救急搬送

- 傷病者の救急搬送に当たっては、緊急度・重症度に応じて振り分けを行い、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要するものを優先して搬送する。
- 搬送に際しては、消防本部、医療救護班及び県等の車両を活用するほか、重症患者等は必要に応じ県、自衛隊のヘリコプター等により行う。
- 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関と協力し行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

- 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- 収容先医療機関の被災状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できる情報体制を確立する。
- 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

オ 警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊間の活動調整

- 県及び市の災害対策本部は、国と共に活動調整会議等を開催し、救助・救急、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、安全確保に資する情報、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有や活動方針等の調整を行う。
- 必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、相互協力を行う。また、災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図り連携して活動する。
- 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

(2) 住民及び自主防災組織

自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力する。

(3) 惨事ストレス対策

救急・救助活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

2 救急・救助用資機材等の確保.....【消防本部、市立病院】

- 初期段階においては、原則として各機関が整備・保有している資機材等を活用する。
- 資機材等に不足を生じた場合は、関係機関又は民間業者からの借入れ等により調達する。
- 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、民間業者から調達する。
- 消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第 1 1 節 医療救護

地震災害時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関の被災による混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携のもと医療情報の収集伝達に努め、一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに、後方医療体制の確立を図る。

県、市、医療機関及び各防災機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、医療救護の具体的事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T 実施要領」による。

実 施 目 標	(災害救助法適用時) 医療…災害発生の日から 14 日以内 (災害救助法適用時) 助産…分べんした日から 7 日以内
---------	---

1 緊急医療の実施 【健康推進課、保健衛生課、市立病院】

(1) 医療救護活動

- 災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は、災害の種類及び程度により、市立病院や後方医療機関に医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。
- 災害の程度により、市単独での対応が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。
- 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。
- 広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に情報収集・伝達を行う。
- 必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、市だけでの対応が困難な場合においては、地域災害保健医療福祉対策会議（保健所）に支援を要請する。
- 消防本部は必要と判断した場合、県に対し災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要請を行う。派遣されたD M A Tは、日本D M A T活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。
- 必要に応じ、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請を県に対して行う。派遣されたD P A Tは、D P A T活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害された既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

(2) 災害拠点病院における活動

- 災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として被災地からの重症患者やD M A Tの受け入れ及び派遣などの活動を行う。

(3) 助産救護活動

- 必要に応じて市立病院において助産救護班を編成し出動するとともに、市長は災害の種類及び程度により、医療救護活動に準じ他の医療機関及び医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。
- 災害の程度により、市単独での対応が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

2 医薬品・医療用資器材等の調達 【保健衛生課、市立病院】

医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等が不足する場合には、県（薬事衛生課）に対して災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保及び緊急輸送を要請する。

3 傷病者等の搬送 【健康推進課、保健衛生課、消防本部、市立病院】

(1) 傷病者等の搬送先医療機関の確保

傷病者の医療機関への搬送を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に行うこととするが、これが困難な場合はその他後方医療機関等の協力を求める。

市内における病院の一覧は資料編に記載のとおり。

→ **資料編** [資料 2-18]市内の病院一覧表

(2) 広域災害救急医療情報システム（E M I S）の活用

関係機関において広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床数も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するよう努める。

(3) 特別に配慮を要する患者への対応

ア 透析患者への医療対応

県、医師会、臨床工学技士会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対応できる体制をとる。

イ 在宅難病患者への対応

平常時から松江保健所を通じて把握している在宅難病患者を、県及び医療機関等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

ウ 出産予定日が近い妊婦への対応

県医師会との連携により、分娩取扱施設へ搬送する。

第 1 2 節 警備活動

県（警察本部）が島根県警察災害警備計画に基づいて実施する警備活動について、警備体制の確立及び避難誘導、救出・救助、交通対策等が速やかに実施されるよう配慮し、協力する。

1 災害警備体制の確立

以下の区分に従って実施される県警察本部等の警備体制と連絡を密にし協力する。

島根県警察甲号災害警備本部	島根県内で震度 5 強以上の地震が発生し、若しくは県沿岸に大津波警報が発表された場合又は大震災が発生し、若しくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。
島根県警察乙号災害警備本部の設置	島根県内で震度 5 弱の地震が発生し、若しくは県沿岸に津波警報が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。
警察署災害警備本部	震度 5 弱以上を観測した地域及び津波警報が発表された沿岸部を管轄する警察署並びに被災地を管轄する警察署に、警察本部に準じて警察署災害警備本部を設置する。

2 災害警備措置 【防災危機管理課、市民課、市民生活相談課、道路課、消防本部、各支所ほか関係各課】

(1) 災害情報の収集

次の事項について、警察機関が実施する情報収集に協力する。

初期段階	その後の段階
1 死傷者、行方不明者等の状況	1 人的・物的被害状況
2 家屋、ビル等の倒壊状況	2 行方不明者の捜索実施状況
3 火災の発生状況	3 交通規制の実施状況
4 主要道路・橋梁の損壊状況	4 ライフライン等の復旧状況及び見通し
5 ライフライン及び J R 等交通機関の被害状況	5 関係機関の行った救護対策
6 重要施設等の被害状況	6 被災者の動向
7 津波の到達状況	7 被災地、避難所等の治安状況
8 被害の拡大状況及び見通し	8 流言飛語の発生状況
9 住民の避難状況	9 火災の原因及び被害拡大の要因
10 救出救護の実施状況	10 その他必要と認められる事項
11 その他必要と認められる事項	

(2) 避難誘導

警察機関が実施する以下の避難誘導措置に際し、円滑に行われるよう必要な協力を行う。

- ア 被害状況に応じて、あらかじめ指定された避難場所及び避難路の利用の可否を総合的に判断し、関係機関等に必要な指示・連絡を行うものとする。この場合において、県外への避難等広域避難の必要性が認められるときは、避難経路、避難場所の調整等のため、関係県警察と連携する。
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は関係市町村長等と連携し、必要に応じて住民の避難のための立退きを次により指示するものとする。

(ア) 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護するため特に立退きが必要な場合に、市長が住民避難の立退きを指示できないとき又は市長から要求があったときは、災対法第 61 条第 1 項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。

なお、上記の指示を行った場合は直ちに市長に対し指示を行った日時・対象・避難先等を通知する。

- (イ) 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、市長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。

(3) 救出救助活動

警備本部が実施する救出・救助活動について、消防本部、自衛隊等関係機関と連携し、捜索活動等の現場活動が円滑に行われるように調整し連携を連携を図る。

(4) 緊急交通路の確保

警察機関が行う交通規制・緊急通行車両の確認等については本章第13節「交通確保、規制」に記載。

(5) 遺体の検視、身元確認

警察機関が実施する遺体の検視、身元確認にあたり、次の事項に留意し協力する。

- 検視場所及び遺体安置場所の確保の協力
- 各遺体の発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過を明確化
- 所持品等の管理の徹底
- 外国人の遺体については、領事機関へ通報及びその国の慣習への配慮
- 身元不明遺体は警察機関の身元確認後に所持金品とともに引き受け、市の責任で埋・火葬を行う。

(6) 各種相談窓口の設置

警察機関が行う以下の相談対応にあたり、緊密な連携及び情報共有を図る。

ア 行方不明者相談への対応

行方不明者の届出や相談内容の重複を排除する「名寄せ」や、住民基本台帳、避難者情報との突き合わせ等の精査を行う。

行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している市町村との情報共有を図る。

イ 相談窓口の設置等

行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、警察本部及び警察署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を設置する。

避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

(7) 地域安全対策

警察機関の実施する次の地域安全対策について、必要な協力を行う。

ア 巡回連絡及び巡回相談

被災家屋・避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確実に記録する。

イ 各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、地域の民間防犯団体のボランティア等と連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たる。

ウ 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努める。

エ 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯・知能犯・窃盗犯・粗暴犯、暴力団

による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを重点的に行う。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

第13節 交通確保、規制

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されるため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

実施目標	災害発生から6時間以内に障害物除去作業を開始
------	------------------------

1 交通規制の実施 【防災危機管理課、農林基盤整備課、水産振興課、道路課、各支所】

(1) 基本的事項

交通規制の実施者及び方法は、次のとおり。

実施者	実施方法	
道路管理者	道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査を行い、災害により交通施設等の危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに必要な規制を行う。	
公安委員会 警察機関	交通情報の収集	- 航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 - 隣接県の警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	交通安全のための規制	危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに、必要な規制を行う。
	緊急通行車両の通行確保のための規制	緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、一般車両の通行制限等の車両別交通規制、被災地の周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
港湾管理者	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。	

(2) 交通規制に当たっての留意事項

交通規制の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 市による交通規制の実施

(ア) 調査の実施や住民からの通報等により、危険な状態を予想又は把握したときは、早急に市道の交通規制を実施する。

(イ) 市道以外の道路において交通規制を緊急に実施する必要がある、管理者が規制をする時間がない場合は、松江警察署に通報して規制又は混雑緩和の措置を実施する。この場合、できる限り速やかに当該道路の管理者又は松江警察署に連絡し、正規の規制を行う。

イ 警察機関との相互連絡

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は松江警察署と密接な連絡をとり、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に連絡する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

ウ 交通規制情報の提供

交通規制の実施に当たっては、国、県及び警察機関等に通知するとともに、次のとおり市民、道路利用者及び報道機関等に対し情報提供を行う。

(ア) 市民・道路利用者への周知

市民及び道路利用者に対し、インターネット（「島根県道路規制情報」システム等）、防災メール、防災行政無線（同報系）、屋内告知端末及びケーブルテレビ等を通じて、交通規制情報の周知徹底を図る。

(イ) 報道機関への伝達

交通規制による全面通行止めを実施する場合は、報道機関に対し緊急道路情報の提供を行う。

なお、報道機関への情報提供は、「島根県道路規制情報」システムを活用するなどしてリアルタイムで情報を発信していく。

エ 迂回路等の設定

緊急交通路及び迂回路の指定に当たっては、緊急輸送ルート、道路障害物除去活動等との調整を図るため、松江警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。

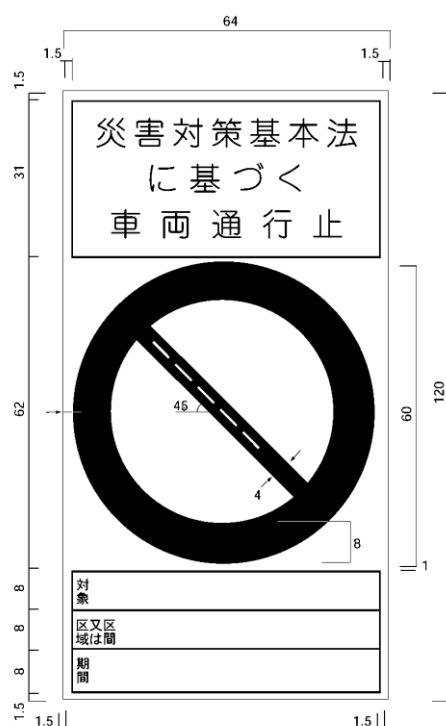
才 路上放置車両等に対する措置

- 路上放置車両等の効率的な排除のため、警察機関等との連携を密にする。
- 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急車両の通行の妨げとなり、その通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対して車両の移動を命令することができる。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行うことができる。なお、上記措置のためにやむを得ない必要がある時には、道路管理者等は、他人の土地の一時使用や竹木その他の障害物の処分を行うことができる。
- 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第 76 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。
- 自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用は消防吏員又は消防用緊急車両の通行を確保するため上記の措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

力 規制の標識等

交通規制を行う場合は、法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

災害対策基本法に基づく規制の標識の様式は次のとおり。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

キ 規制の解除

- 交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行う。
- 交通規制を解除した場合は、速やかに当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては県（土木部道路維持課）又は日本道路交通情報センターに連絡する。

2 緊急通行車両等の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号票を有しているものを除く。）を除く。）を使用する場合は、県知事（防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に対し、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。

イ 確認対象車両

確認対象の車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（市及び関係する公共機関等）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両である。

ウ 標章の掲示及び証明書の提示

申請を受けた県知事（防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）が緊急通行車両であることを確認したときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

→ **資料編** [資料 2-21] 緊急通行車両等の確認証明書

(2) 規制除外車両の確認

ア 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請を行う。

イ 確認対象車両

確認対象の車両は、緊急車両以外の車両であって事前届出の対象とする以下の車両又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両である。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限り）
- (エ) 建設用重機、道路障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両

ウ 標章の掲示及び証明書の提示

申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）が規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

→ **資料編** [資料 2-21] 緊急通行車両等の確認証明書

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

規制除外車両の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

→ **資料編** [資料 2-22] 規制除外車両の事前届出・確認手続要領

3 発見者等の通報と運転者に求める行動

(1) 発見者等の通報

地震災害時に道路、橋梁等の危険な状況や、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報を行う。通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又は松江警察署、消防本部に通報する。

(2) 災害発生時において運転者に求める行動

ア 地震災害や大規模な車両事故等が発生したとき

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
- (イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 道路の通行禁止等が行われたとき

- (ア) 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
- (イ) 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車する等緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車すること。

4 道路障害物除去 【道路課、各支所】

(1) 緊急に障害物を除去すべき道路の把握と優先順位の決定

- 緊急啓開*道路（「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路）に指定された路線について、障害物除去に関する情報収集・提供を行う。
 - *啓開：土砂や災害廃棄物等を除去し、交通確保を図ること
- 障害物の除去が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し優先順位を決めて実施する。

(2) 道路障害物除去作業の実施

ア 資機材等の確保

- 保有する資機材及び応援協定等により、人員・資機材等を確保する。
- 人員・資機材等が不足する場合は、県及び関係団体等に対し、必要な応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会）
[資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
[資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設協会）
[資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市北建設業連絡協議会）

イ 障害物除去作業

所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を県及び関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を実施する。なお、次の事項に留意し行う。

- (ア) 道路の啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、障害物除去路線を決定する。
- (イ) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。
- (ウ) 道路障害物除去に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける。
- (エ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- (オ) あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者等と調整した上で、重複等のないように調達する。
- (カ) 公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- (キ) 道路障害物除去により発生する土砂・流木や災害廃棄物等の仮置場等について、関係機関との調整を行う。

5 港湾及び漁港障害物除去 【水産振興課、各支所】

(1) 緊急に障害物を除去すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定され、障害物の除去が必要な港湾及び漁港についての情報収集を行い、優先順位を決めて障害物除去作業を実施する。

(2) 港湾及び漁港障害物除去作業の実施

県と協力し、港湾及び漁港並びに臨港道路の障害物除去を的確かつ迅速に行う。また、障害物除去により発生した土砂、流木等の仮置場について、関係機関との調整を行う。

(3) 航路等の障害物除去

所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、及び漂流物、大量かつ広範囲に漂流する軽石等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物等の除去に努める。

第 1 4 節 緊急輸送

地震災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要であるため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

1 緊急輸送の実施 【防災危機管理課、交通政策課、資産経営課、交通局】

(1) 実施責任者

輸送対象別の緊急輸送の実施責任者と、輸送に当たっての配慮事項は次のとおり。

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者	市長	1 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資	災害応急対策を実施すべき機関の長	2 被害の拡大防止 3 災害応急対策の円滑な実施

(2) 対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、次の各段階において必要な対象を優先的に輸送する。

段階	輸送対象
第 1 段階 (警戒避難期)	1 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 輸送施設、輸送拠点の復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階 (事態安定期)	1 上記第 1 段階の続行 2 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階 (復旧期)	1 上記第 2 段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

2 緊急輸送手段の確保 【防災危機管理課、交通政策課、資産経営課、水産振興課、建設総務課、交通局】

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち市が確保可能なものから実施し、他の緊急輸送支援機関へ要請する必要がある場合は、その都度関係機関と調整のうえ要請する。

緊急輸送手段	確保順位・方法等
自動車	1 応急対策実施機関所有の車両等 2 公共的団体の車両等 3 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 4 その他の自家用車両等 なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、島根県トラック協会及び貨物自動車運送事業者等に対し、保有する営業用車両等の応援要請をする。

緊急輸送手段	確保順位・方法等
鉄道	次の場合において、それぞれの実施機関に直接要請する。 1 道路の被害等によって自動車による輸送が不可能な場合。 2 遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合。
船舶等	県に輸送条件を明示して要請を行う。
航空機	県に輸送条件を明示して要請を行う。

→ **資料編** [資料 2-23] 運送事業者名簿
[資料 2-24] 緊急輸送及びライフライン関係機関の連絡先一覧表

(2) 輸送条件

市長は、車両、船舶等の調達を必要とする場合、次の点を明示して要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

(3) 費用の基準及び支払

- ・ 輸送業者による輸送及び車両等の借り上げは、国土交通省の許可・届出を受けている料金による。
- ・ 自家用車の借り上げについては、借り上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。
- ・ 輸送費あるいは借り上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

(4) 緊急輸送のための燃料の確保

関係機関と連携し、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保……………【防災危機管理課、交通政策課、資産経営課、水産振興課、建設総務課、交通局】

(1) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路のうち、本市における主な指定道路は次のとおり。

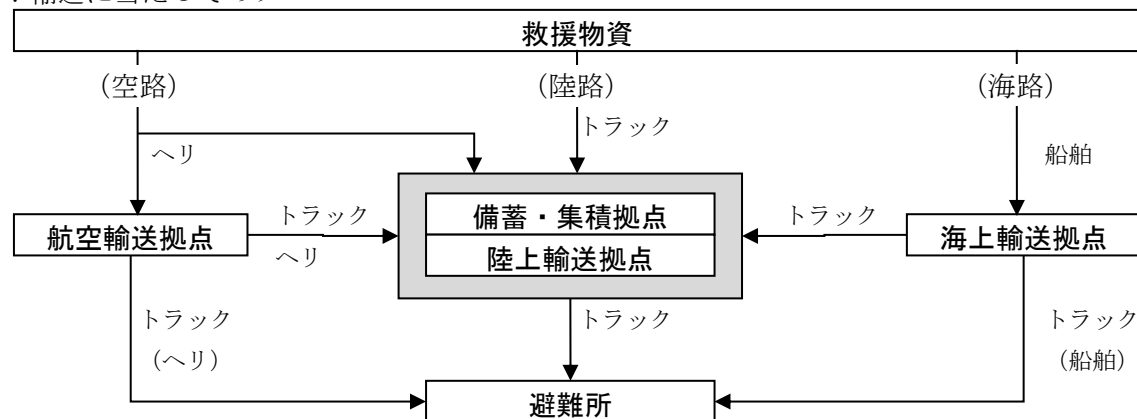
区分	緊急輸送道路の内容	主な指定道路
第1次 緊急輸送道路	県庁、県警察本部、市役所本庁舎及び救援物資等の備蓄・集積拠点となる広域的な防災拠点（七瀬港、消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫）と接続する道路。	山陰自動車道 国道9号（松江道路を含む） 国道54号、国道431号 国道485号（松江だんだん道路を含む） 主要地方道松江木次線
第2次 緊急輸送道路	支所、松江警察署、北消防署、災害拠点病院等の病院、ライフライン施設、広域避難地及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、漁港、駅前広場等）の所在地と接続する道路。	国道432号 主要地方道松江鹿島美保関線 主要地方道松江島根線 一般県道美保関八束松江線

区分	緊急輸送道路の内容	主な指定道路
第3次 緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要な施設（県・国の関係庁舎、郵便局、放送局、ヘリポート、病床数の多い病院等）に接続する道路。	主要地方道玉湯吾妻山線 市道大正町西津田線 市道大森上来待線

(2) 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を次のとおり確保する。輸送に当たってのフローは次のとおり。

図：輸送に当たってのフロー



ア 輸送拠点

市外から搬入される救援物資等を受け入れる輸送拠点は、次のとおりとする。

島根県緊急輸送道路ネットワークに定める輸送拠点等			
	地区名	拠点名称	所在地
陸上輸送拠点	旧市	島根県消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫 J R 松江駅広場 J R 東松江駅広場 一畑電車松江しんじ湖温泉駅広場 道の駅秋鹿なぎさ公園 松江市立病院 松江赤十字病院 松江生協病院 島根県赤十字血液センター 松江記念病院 道の駅本庄	乃木福富町 735-157 朝日町 八幡町 中原町 岡本町 1048-1 乃白町 32-1 母衣町 200 西津田 8-8-8 大輪町 420-21 上乃木 3-4-1 野原町 401-8
	玉湯町	宍道湖サービスエリア 玉造病院	玉湯町湯町 玉湯町湯町 1-2
	宍道町	宍道インターチェンジ	宍道町佐々布
海上輸送拠点	鹿島町	恵曇漁港	鹿島町恵曇
	美保関町	七類港	美保関町七類
	市外	(境港)	(鳥取県境港市)
航空輸送拠点	旧市	島根県消防学校 島根県警察学校 松江総合運動公園 松江 B & G 海洋センター	乃木福富町 735-157 西浜佐陀町 582-2 上乃木 10-4-1 西浜佐陀町 1012
	島根町	島根スポーツ広場	島根町野波 2376-1

島根県緊急輸送道路ネットワークに定める輸送拠点等			
	地区名	拠点名称	所在地
航空輸送拠点	美保関町	美保関総合運動公園	美保関町下宇部尾 872-12
	八雲町	八雲山村広場	八雲町西岩坂 1074
	玉湯町	玉湯野球場	玉湯町湯町 682-2
	宍道町	宍道総合公園	宍道町白石 1405-1
	東出雲町	錦浜（訓練場）	東出雲町錦浜
	市外	（出雲空港） （米子空港）	（出雲市斐川町） （鳥取県境港市）

イ 備蓄・集積拠点

救援物資の備蓄・集積拠点としては、原則として次の施設とする。

施設名称	所在地	備考
島根県消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫	乃木福富町 735-157	県集積拠点等
宍道インターチェンジ	宍道町佐々布	

(3) 関係機関及び住民等への周知

緊急輸送の実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、緊急物資等の備蓄・集積拠点等について、報道機関等を通じる等により関係機関及び住民等へ周知する。

第 15 節 浸水対策

地震の発生に伴い、ため池及び河川等の堤防決壊による浸水被害が生じるおそれがあるため、過去の地震発生時の事例、自然条件及び水防施設状況をもとに、重点的に浸水対策を実施すべき地域について、点検及び監視を行う。

1 浸水防止体制の確立 【防災危機管理課、広報課、農林基盤整備課、水産振興課、市民生活相談課、建設総務課、道路課、河川課、建築審査課、消防本部、各支所、上下水道局】

市街地を中心とした低地盤地域や海岸沿いの集落における浸水被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を、「松江市水防計画」に定めた方法により確立する。

2 浸水被害の拡大防止 【防災危機管理課、農林基盤整備課、建築審査課、建設総務課、道路課、河川課、各支所、上下水道局】

(1) 点検・警備活動

- 河川・砂防施設等の所管課は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。
- 許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。
- 市内の浸水被害箇所等、災害情報を地域から得ることができるよう、地域と連携を図る。

(2) 水門及び樋門の操作

農林基盤整備課及び河川課は、所管する水門及び樋門について、沈下や変形等により開閉操作に支障がないか点検を行う。

(3) ダムの点検

- 上下水道局は、ダム周辺地域について発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合、直ちに「地震発生後のダム臨時点検結果の報告について（平成 24 年国水流第 4 号）（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長）」に基づいて臨時点検を行い、中国地方整備局長に報告する。なお、市以外の管理者がある場合は、点検を要請する。
- 上記の点検の結果、破堤等の危険がある場合、周辺住民に対し速やかに避難指示等を行うとともに、緊急工事を実施する。

(4) ため池の点検

- 農林基盤整備課は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、県を通じて中国四国農政局長に報告する。なお、市以外の管理者がある場合は、点検を要請する。
- 上記の点検の結果、破堤等の危険がある場合、周辺住民に対し速やかに避難指示等を行うとともに、緊急工事を実施する。

第16節 土砂災害対策

地震災害時において降雨等がある場合には、土砂災害の発生が予想されるため、降雨等の情報を把握するとともに必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を行う。

1 土砂災害防止体制の確立 【農林基盤整備課、建設総務課、道路課、都市政策課、消防本部、各支所】

気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を行う。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報 【農林基盤整備課、建設総務課、道路課、都市政策課、消防本部、各支所】

- ・ 地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、警戒監視体制を強化する。
- ・ 土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努めるとともに、所管施設の被害の把握に努める。
- ・ 土砂災害発生後は、特に二次災害の発生に対処するため、降雨地の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害等による被害の拡大防止 【農林基盤整備課、建築審査課、建設総務課、道路課、消防本部、各支所】

(1) 土砂災害の防止措置

- ・ 土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者と協力し、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等による応急的な再崩壊防止措置を講じる。
- ・ 土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等により緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

ア 情報の指示・伝達

土砂災害の発生が予想される場合は、防災メール、屋内告知端末（おしらせ君）その他により住民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

イ 警戒区域の指定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ 専門家等の派遣による支援

必要に応じ、アドバイザー制度^{*1}の活用や砂防ボランティア^{*2}、山地防災ヘルパー^{*3}の派遣等の要請を行う。

^{*1} アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

^{*2} 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。急傾斜地崩壊や地すべり等砂防の専門知識を活用し、危険箇所を点検した結果を警戒避難活動に役立てるもの。斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

^{*3} 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防災ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

第 17 節 施設等の応急対策

建築物、危険物施設及び電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、鉄道、港湾・漁港・空港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、市、県及びライフライン施設管理者等が相互に連携し、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

1 建築物及び宅地の応急対策……………【資産経営課、都市政策課、住宅政策課、建築審査課、道路課、学校管理課】

(1) 応急対策実施体制の確立

建築物及び宅地に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、関係各課を中心に応急対策実施体制を確立するとともに、県と密接な連携をとり応急対策にあたる。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

- 市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。
- 十分な職員を確保できず、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する。

(3) 建築物応急危険度判定の実施

- 地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は、実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。なお、市で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。
- 判定によって、建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する。
- 被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する。

(4) 宅地危険度判定の実施

- 地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民への周知を行う。
- 判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する。

2 危険物施設の応急対策……………【市民生活相談課、公共建築課、消防本部】

(1) 消防法に定める危険物施設の応急措置

県及び消防本部と連携し、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

危険物の取扱い作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合は、直ちに取扱い作業等中止し、弁の閉鎖又は給油の緊急停止措置を行う。
危険物施設の緊急点検	危険物取扱施設、消火設備及び保安電源並びに近隣状況の把握等の緊急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等の異常が発見されたときは、必要に応じて応急補修及び危険物の回収等の適切な措置を行う
災害発生時の応急活動事態の確立	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した者は、速やかに防災関係機関に状況を報告する。

従業員及び周辺地域住民 に対する人命安全保障措置	災害発生事業所は、防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。
-----------------------------	--

(2) 高圧ガス施設の応急措置

県及び消防本部と連携し、次の措置を講じる。

被害状況の把握	早急に正確な被害状況の把握に努め、適切な緊急措置を講じる。
二次災害の防止	1 ガスの漏洩を防止し、爆発等の二次災害を防止するため、弁の閉鎖等の緊急停止措置を行う。 2 応急点検の実施、ガス濃度の測定等を実施する。 3 施設に損傷等が発見されたときは、応急補修、ガス抜き等 の措置を行う。漏洩が確認されたときは、漏洩防止措置を行うと ともに、ガスの性状により火気使用禁止措置等を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに防災関係機関に通報する。
従業員及び周辺地域住民 に対する人命安全保障措置	災害発生事業所は、防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺住民の安全を図るため、必要に応じて避難、広報等の措置を行う。

(3) 火薬類施設の応急措置

火薬類取扱施設に災害が発生した場合は、県及び防災関係機関等と連携し、火薬類取締法第45条に基づく緊急措置を命ずる。また、各事業者は、次の措置を講ずる。

- ア 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕があるときは、速やかにこれを安全な場所に保管し、見張り役をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険又は運搬に余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈める等の安全措置を講ずる。
- ウ 運搬の余裕がないときは、火薬庫の入り口及び窓等を密閉し、可燃部については防火措置を講じ、かつ必要に応じ付近の住民に避難を呼びかける。

(4) 毒劇物取扱施設の応急措置

毒劇物等による災害が発生した場合は、特に住民の保健衛生上の危害を最小限にとどめるため、県及び防災関係機関等と連携し、関係事業所等に次の措置を講ずるよう指導する。

- ア 保健所又は消防本部等への報告・届出
- イ 毒劇物の流出等の防止措置及び中和等による除害措置
- ウ 被災していない貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置
- エ 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- オ 緊急連絡等情報網の確立による状況に即した活動体制の確保

3 ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）

(1) 電気施設……………【中国電力ネットワーク（株）】

災害発生時においては、中国電力ネットワーク（株）の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送を図る。復旧に当たっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。また、応援要請により最大限の要員・車両（工事力）を投入するとともに、公衆の安全対策・作業安全対策を徹底し二次災害の防止を図る。

ア 応急復旧

災害発生直後は被害規模及び被害状況の把握を最優先し、巡視へ優先的に要員を配置する。巡視は公共機関・社会的影響の大きい箇所から優先的に実施する。あらかじめ定めおく重要設備等については、被害状況の確認と各作業班の調整を行いながら当該区域・設備の復旧を行う。

なお、復旧作業に当たっては二次災害防止に留意し、高圧線全送電を最優先に実施する。

(7) 通報連絡

関係機関への通報連絡は、連絡箇所一覧表を活用し、各種の通信方法・経路を確保し迅速かつ的確に実施する。

(イ) 応急復旧用資機材の確保

- 災害復旧資機材等の在庫を常に把握し、調達を必要とする資機材は、他ネットワークセンター・応援ネットワークセンター・協力会社の在庫品の流用、本部の災害対策本部への要請等により確実に確保する。
- 行政機関との連絡を密にして道路状況の把握を行い、資機材の運搬方法・ルート等を検討し、適正な輸送手段の選定・確保により目的地までの輸送の迅速化を図る。
- 災害発生後、復旧資機材の設置場所が必要な場合は、関係機関等との協議により用地を確保し早期送電に資する。

イ 拡大防止対策

(7) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講ずる。

(イ) 災害時における広報

- 停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。
- 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、市民に対し次の事項を広報する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対に触らず中国電力ネットワーク（株）へ連絡すること。
 - ② 火の元を確認しアイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。
 - ③ 家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。
- 広報に当たっては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関やインターネット、SNSを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する。

(ウ) 復旧要員の広域運営

必要に応じて、関係会社及び他電力会社等に応援を要請する。

(2) 都市ガス施設……………【ガス局】

ア 応急復旧

大規模災害時には、ガス導管等の何らかの被災は免れないため、二次災害防止に全力を傾注する。
なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保をしておく必要がある。

(7) 初動対応

災害発生時は、あらかじめ定めた動員基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制により即応する。

出 動	1 需要家等からの連絡、災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。
情 報 収 集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家等からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。
緊急巡回調査	1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。
供 給 停 止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。
応 援 要 請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

(イ) 災害時における広報

- 供給停止を行うときは、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知を徹底する。
- 供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。

- 復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の徹底に努める。
- 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

(ウ) 復旧

- ①病院、療養施設等、②被災住民の避難場所、③公共施設等の順に優先的に復旧を行う。
- 復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

イ 拡大防止対策

応急復旧措置に準じ、必要な広報、巡回監視活動を行う。

(3) L P ガス施設……………【島根県L P ガス協会、L P ガス販売事業者】

県L P ガス協会及び県と協力し、L P ガス販売事業者に対し次の事項を指導するとともに、L P ガス施設の応急復旧体制確立のための必要な措置を講じる。

ア 応急復旧

(7) 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

(イ) 二次災害の防止

- 危険箇所（損壊、焼失等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示を行う。
- 流出容器の被害状況確認の指示を行う。
- 臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用するL P ガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理を行う。

(ウ) L P ガス設備の修復と早期安全供給の開始

病院、避難場所等を優先し、L P ガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

(エ) 動員・応援体制

- L P ガス設備の被害を覚知した場合、L P ガス事業者は地域の県L P ガス協会支部長に通報し、緊急措置を行う体制を整える。
- 県L P ガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対する支援要請の連絡体制を確立する。
- L P ガスの漏洩、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を消防本部、警察機関及び県（防災危機管理課）等の関係機関に通報する体制を確立する。

(オ) 電話相談窓口の開設（臨時）

県L P ガス協会は、避難所等での応急的なL P ガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

イ 拡大防止対策

- L P ガス販売事業者、保安機関及び容器検査所等は相互に協力し、L P ガス設備の安全点検を行い、被害の拡大防止に努める。なお、点検に当たっては、避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者施設を最優先する。
- 県L P ガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。
- 県L P ガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブ閉止の確認等、二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

(4) 上水道施設……………【上下水道局】

ア 応急復旧

- 応急復旧計画に基づき、①送配水幹線、給水拠点、②その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。
- 必要な応急復旧資機材については備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

- 水道施設並びに道路の図面により、迅速な被害状況の把握に努める。

イ 拡大防止対策

- 浄水場、配水池付近の斜面崩壊、基幹施設が埋設されている道路の崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊等の危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。
- 関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。
- 被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。

(5) 下水道施設.....【上下水道局】

ア 応急復旧

- 下水管渠の被害に対し、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じる。
- 管渠のマンホールが水没している場合は、マンホール内への浸水の防止措置を講ずる。
- 停電のためポンプ場及び処理場が停止した場合、自家発電装置により排水機能を維持する。
- 雨水渠については、樋門が機能停止することがないように措置を講ずる。

イ 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

(6) 電気通信施設.....【西日本電信電話（株）島根支店、（株）NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）】

各社において、次の措置を講じる。

西日本電信電話（株）島根支店	応急措置	1 電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。 2 非常電報・緊急電報『115』による非常通信の確保を行う。 3 災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難場所等に特設公衆電話の設置を行う。 4 広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
	通信設備の応急復旧	1 関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 2 災害用伝言サービスの運用を行う。 3 被災状況、復旧見込時期等について広報車により広報活動を行う。 4 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を市に依頼する。
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	設備に被害が発生した場合の措置	1 携帯電話、衛星携帯電話の貸出しにより、最低限の通信確保を行う。 2 移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 4 契約約款の定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して取り扱う。 5 必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。
	通信途絶時、利用制限時の措置	トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 1 通信途絶利用制限の内容と理由 2 通信の被害復旧に対しとられている措置 3 通信利用者に協力を要請する事項 4 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況

	復旧対策	1 復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 2 移動基地局車及び移動電源車等の発動を行う。 3 直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 4 通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制等を行う。 5 設備の監視強化及び巡視点検を実施する。
(株) KDDI	防災組織	状況に応じ、社内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。
ソフトバンク(株)	防災組織	状況に応じ、対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を行う。
	応急措置	輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制し、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保する。
	応急復旧	1 基地局・移動局の停電対応として、移動電源車・移動無線基地局車を出動させ、電源・通信エリアの確保を推進する。 2 被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。 3 災害用伝言版、災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に努める。 4 借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。
楽天モバイル(株)	防災組織	別途定める緊急事態区分により対策本部を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。
	応急措置	災害等に際し、臨機にそ通確保の措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
	応急復旧	災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当てを行う。

4 交通施設の応急対策

(1) 道路施設……………【農林基盤整備課、道路課、各支所】

道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通を確保する。なお、被害及び措置状況については速やかに県に連絡する。

(2) 鉄道施設……………【西日本旅客鉄道(株)、一畑電車(株)】

それぞれの鉄道事業者において実施する応急対策は次のとおり。

ア 西日本旅客鉄道株式会社

(ア) 災害応急計画及び実施

- 災害の復旧に当たっては地震災害対策本部を設置し、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。
- 本復旧工事の実施に当たっては、被害内容の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮してその適正を期する。

(イ) 地震発生時の運転規制（地震警報機の感知する地表加速度による）

80gal 以上	運転規制区間の列車の運転を中止する。
40～80gal	運転規制区間内の列車を一旦停止させた後、最初に運転する列車は15 km/h以下の速度制限を行い、その後の列車については45km/h以下の速度制限を行う。

(ウ) 情報の収集及び連絡

情報を迅速かつ適確に収集するため、県、市及び関係機関と緊密な連絡をとる。

(エ) 旅客に対する案内、避難誘導

震災が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被災状況等を迅速かつ的確に把握し、旅客等に周知するとともに、避難誘導体制を確立する。

(オ) 建設資材、技術者等の現状把握及び運用

- 応急作業に必要な応急用建設資材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査し把握し、借用、運用を行う。
- 災害復旧に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握し、関係箇所及び関係協力事業者に対し技術者等の派遣を要請する。
- 震災時の応急作業に必要な資材の供給については、災害予備用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力事業者から緊急調達する等、迅速な供給体制を確立する。

(カ) 通信連絡の方法

震災時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じて非常用電話等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信規約に基づき通信手段を確保する。

イ 一畑電車株式会社

(ア) 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

(イ) 運転規制

発令は気象庁の発表又は体感により運転指令がその区間に進入する乗務員に通報し、「徐行」「停止」の手配をとるとともに、関係箇所に連絡する。解除は区長等の行う線路点検結果に基づき、随時運転指令が解除を行う。地震が発生した場合の運転取扱いは次のとおりとする。

震度 5 弱以上	直ちに運転を中止する。
震度 4	最初の列車は 15km/h 以下で注意運転を、その後の列車は 30km/h 以下で運転する。
震度 3	最初の列車は 25km/h 以下で注意運転を、その後の列車は 40km/h 以下で運転する。

- (3) 港湾・漁港施設……………【水産振興課、各支所】
速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

5 河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策……………【農林基盤整備課、水産振興課、建設総務課、道路課、河川課、各支所】

(1) 河川施設

- 河川・海岸の堤防及び護岸等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。
- 水門及び排水機等については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。
- 津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。
- 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

(2) 砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）及び治山施設

速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(3) 応急復旧対策

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、速やかな復旧を図る。なお、復旧工事の実施に当たっては、主務大臣に災害の状況を報告し災害査定を受ける必要があるが、特に急を要する箇所については、災害査定を受ける前に事前工法協議を行った上で着工する。

第 18 節 要配慮者の安全確保

要配慮者は行動等に制約があるため、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等と連携し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

実施目標	災害発生から 1 時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から 24 時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始
------	--

1 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策……………【防災危機管理課ほか関係各課】

(1) 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要であるため、以下の点に留意し対策を実施する。

- ア 市において把握している要配慮者や新たに発生した要配慮者については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。
 - (ア) 自主防災組織、民生児童委員及び地域住民、NPO・ボランティア等と協力して避難所へ誘導する。
 - (イ) 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- イ 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣や補装具の提供等の福祉サービスを、発災から一週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後 2～3 日目から、すべての避難所を対象として、次の事項について要配慮者の把握調査を開始する。

要配慮者の被災状況把握事項	1 要配慮者の身体の状態 2 家族（介護者）の被災状況 3 介護の必要性 4 施設入所の必要性 5 日常生活用具（品）の状態 6 その他避難生活環境等
---------------	--

(2) 県への協力要請等

島根県社会福祉協議会に本部のある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣される福祉専門職員の協力を得るため、必要に応じて、県への協力要請を行う。

2 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動……………【健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、各支所】

避難所や在宅の一般の要配慮者に加え、次の点に留意して必要な対策を実施する。

また、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うよう努める。

各種の支援活動においては、「障害者差別解消法」に配慮した支援となるよう努める。

(1) 市が実施する支援活動

- ア 避難行動要支援者名簿により、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。
- イ 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者

等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

- ウ 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
- エ 避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- オ 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所への移動又は施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- カ 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- キ 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。
- ク 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

(2) 県への協力要請等

必要に応じて、県への協力要請を行う。

3 児童・ひとり親家庭等に係る対策【健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、学校教育課、生徒指導推進室、各支所】

(1) 要保護児童の援護

次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じて市へ通報がなされるような体制を確立する。
- イ 住民基本台帳による犠牲者の確認及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合は、親族による受け入れの可能性を探るとともに、県（児童相談所）へ連絡し、児童福祉施設への措置や里親への委託等の保護を要請する。
- オ 孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、児童扶養手当の支給及び母子父子寡婦福祉資金の貸付け手続を迅速に行うとともに、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続を迅速に行うよう要請する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

(3) 児童のメンタルケアの実施

災害後には、児童等に心理的な悪影響（PTSD：心的外傷後ストレス障害）が生じるおそれがある。教育長は、県（児童相談所）及び医師会等の関係機関及び専門家等と連携し、必要に応じたカウンセラーの派遣等、児童等の「こころのケア」対策を実施する。

(4) ひとり親家庭等の支援

- ア 被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。
- イ 県及び関係機関と協力し、母子父子寡婦福祉資金の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、

養育する児童のための資金貸与や手当の給付に関する情報の提供に努める。

- ウ 県及び関係機関と協力し、状況に応じ、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。

4 観光客及び外国人に係る対策 【観光振興課、国際観光課、観光施設課、文化振興課、松江城・史料調査課、松江歴史館、各支所】

(1) 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努めるとともに、関係機関と連携を図り、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動を行う。

観光客等の帰宅困難者の一時滞在施設において、観光客等の帰宅困難者に対し、飲料水・食料、毛布等を提供するほか、トイレの利用を提供する。

(2) 外国人の安全確保

ア 外国人住民への情報提供

ライフラインの復旧状況、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を、ホームページ・広報紙やパンフレット等に「やさしい日本語」や外国語による多言語で掲載し、情報提供を行う。

イ 外国人観光客への情報提供

観光客等の帰宅困難者の一時滞在施設等において、通訳・翻訳・サポート体制を整備し、掲示物・配布物の多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行う。

ウ 相談窓口の開設

外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、関係機関に通訳ボランティアの派遣の協力を依頼する。

5 社会福祉施設等に係る対策 【健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、介護保険課、障がい者福祉課、各支所】

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

イ 市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先を確保し、施設入所者の誘導を援助するとともに、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

ウ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

(2) 支援活動の内容

- ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるように優先的な対応を各事業者へ要請する。
- ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している食料、飲料水、生活必需品等を入所者に配布する等の対応をとる。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、市及び県が当該物資等を提供する等必要な措置を講ずる。
- ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供等を実施し、人員を確保する。なお、人員が不足する場合には、他の施設からの応援のあっせんを行う等の措置を講じる。
- 支援活動に必要な資機材等については、それぞれの施設で保有する資機材を相互に活用することとするが、不足が生じる場合は、市及び県が整備している資機材等を供与する。

第19節 孤立地区対策

地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認し被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

実施目標	災害発生から6時間以内に孤立解消のための応急対策を開始
------	-----------------------------

- 1 孤立実態の把握 【防災危機管理課、消防本部、各支所】
 - 通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、防災行政無線（戸別受信機を含む）、消防無線、衛星携帯電話等の通信手段のほか、職員の派遣、消防団や自主防災組織等の人力による等あらゆる方法により情報伝達手段を確保し、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な物など要配慮者の有無など、被害状況の把握を行う。
 - 必要に応じ、県の出動させる防災ヘリコプターから孤立地区のヘリテレ映像の提供を受ける。
- 2 物資供給、救助の実施 【防災危機管理課、資産経営課、商工企画課、道路課、消防本部、各支所、市立病院、交通局】
 - (1) 救助の実施
 - 人命の救助を最優先し、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用する等、迅速な救急・救助活動を実施する。
 - 負傷者が多い場合には、医療救護班の現地派遣について検討する。
 - (2) 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。
 - (3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。
- 3 道路の応急対策 【農林基盤整備課、道路課、各支所】

道路の被災情報を速やかに収集し、関係機関で共有するとともに、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ障害物の除去や復旧作業を行う被災箇所への迅速な対応を行う。

第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。

実施目標	(災害救助法適用時) 食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から7日以内 (災害救助法適用時) 生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から10日以内
------	---

1 救援物資の管理体制……………【防災危機管理課、資産経営課、商工企画課、農政課、上下水道局】

(1) 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各課の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、県の担当課と連絡を密にし、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制を整備する。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおり。

事項	市の担当課	県の担当課
救援物資の管理に関する総合調整	防災危機管理課	防災部防災危機管理課
自衛隊災害派遣要請に基づく輸送調整	防災危機管理課	防災部防災危機管理課
市の備蓄食料及び燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課	—
市の備蓄飲料水の確保	上下水道局	—
市及び県の備蓄物資を搬送する車両の手配	資産経営課	防災部防災危機管理課
民間業者を通じての輸送調整及び車両の確保	防災危機管理課	地域振興部交通対策課
流通備蓄業者を通じての飲料水の確保	防災危機管理課	健康福祉部薬事衛生課
流通備蓄業者を通じての食料の確保	防災危機管理課、農政課	農林水産部産地支援課
流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課、商工企画課	商工労働部中小企業課
協定に基づく食料及び燃料等生活必需品の確保	防災危機管理課	—

(2) 救援物資の供給体制

ア 救援物資の供給体制

地震災害時には、備蓄している食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災した市民に効果的に供給を行う。

イ 災害時の物資の供給方法

- 担当課は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資等の確保に努める。
- 被災地における需要の把握は基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。
- 救援物資は一元管理体制のもと、効果的な供給を継続して実施できるよう、担当課は災害対策本部との情報連絡を密にし、互いに連携して行う。
- 日本赤十字社及び災害ボランティア等と連携し、義援品の配分計画との調整を行う。

2 食料の確保及び供給……………【防災危機管理課、商工企画課、農政課、学校給食課】

(1) 食料の調達

ア 米穀の調達

- (ア) 市の備蓄食料のみでは十分な食料の供給ができない場合は、県から広域的見地による備蓄食料の補完を受ける。更に、食料の確保が必要であると認めた場合には、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給要請を行うよう、県に対し要請する。
- (イ) 米穀販売事業者の保有米穀をもってしても不足する場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し政府所有米の引き渡しを行うよう、県に対し要請する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合においては、災害救助用米穀として政府所有米の直接売却を受けることができるので、県に対し、他県からの応援及び政府所有米の直接購入による米穀の供給を要請する。

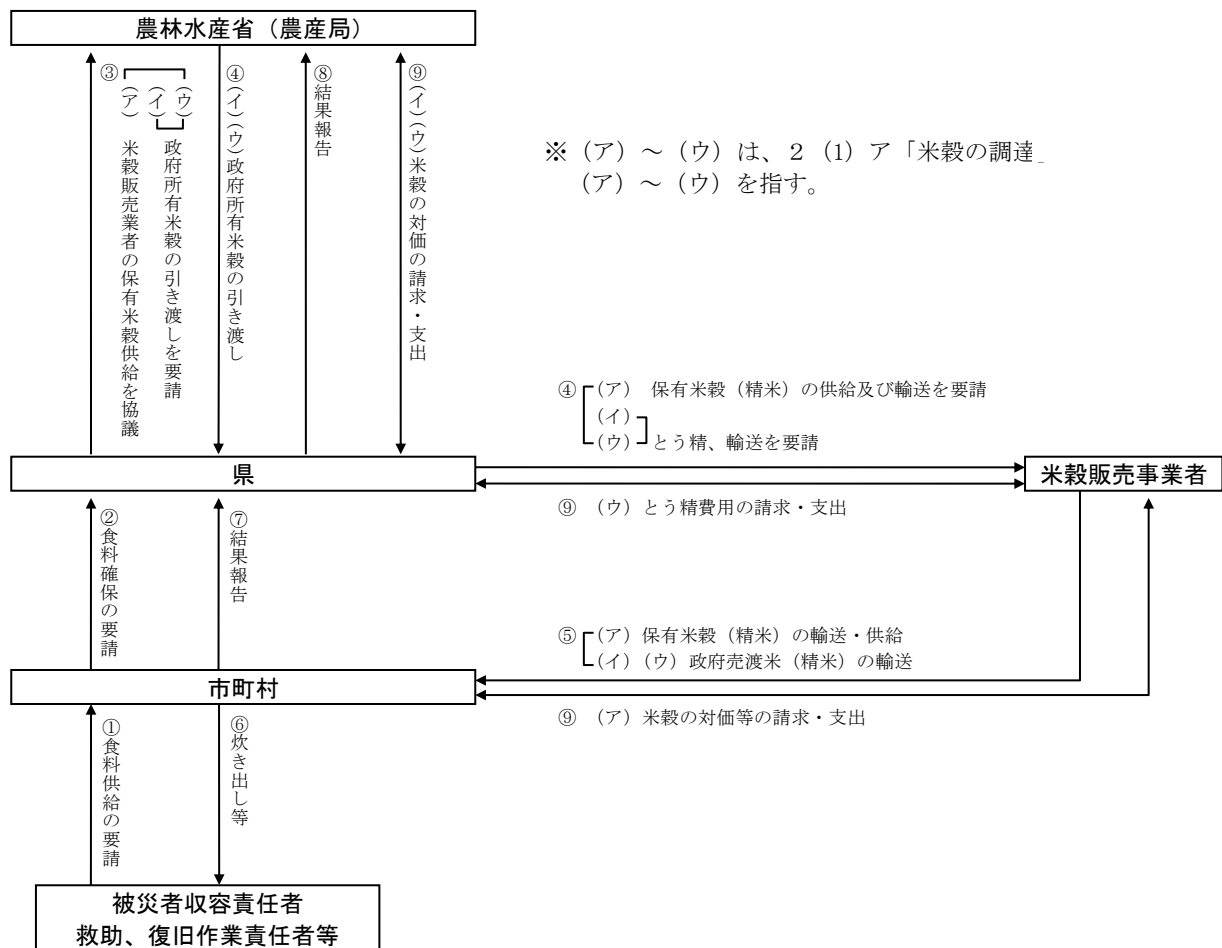
イ その他の食品等の調達

- 市において確保が困難な場合、必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。
- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握等を実施し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結した指定業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。

調理が不要なもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類
調味料	食塩、味噌、醤油

- **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）
 [資料 4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料 4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料 4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
 [資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター）
 [資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ）
 [資料 4-(2)-51] 災害救助物資の調達に関する協定（（株）ジュンテンドー）

図：食料の確保及び供給系統



(2) 食料の供給

ア 供給対象者

食料供給の対象者は次のとおり。

- (ア) 避難所に避難した者
- (イ) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (ウ) 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- (エ) 被災地において、救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない）

イ 食料供給の手段・方法

食料供給の手段及び方法は次のとおり。

- (ア) 被災者に対する食料の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- (イ) 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
 - 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - 住民への事前周知等による公平な配分
 - 要配慮者への優先配分
 - 食料の衛生管理体制の確保
- (ウ) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（調理の不要なもの）を支給する。
- (エ) 乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。
- (オ) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して行う。
- (カ) 炊き出しは、状況に応じて避難所又はその近くの適当な場所を選び実施する。また、次に示す

既存学校給食施設の活用又は仮設給食施設の設置を検討する。

資料：学校給食課（令和3年5月1日現在）

地区等	施設名	所在地	電話番号	調理場 種別	調理能力 (食/日)
旧市	北学校給食センター	西川津町 2760-2	26-9890	共同	5,600
	南学校給食センター	浜乃木 8-2-40	26-0876	共同	5,500
	西学校給食センター	比津町 241-3	55-8014	共同	5,000
鹿島町	鹿島学校給食センター	鹿島町名分 673	82-0346	共同	1,300
島根町	島根学校給食センター	島根町加賀 1389-1	85-2314	共同	400
八雲町	八雲学校給食センター	八雲町西岩坂 874-3	54-0073	共同	1,000
宍道町	宍道学校給食センター	宍道町白石 322-1	66-9222	共同	1,200
東出雲町	東出雲学校給食センター	東出雲町内馬 1662-4	52-2719	共同	2,000
計					22,000
関係機関	学校給食課	比津町 241-3	55-8008		
	(公財) 松江市学校給食会	比津町 241-3	21-5633		

- (キ) 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、自衛隊の災害派遣、日本赤十字奉仕団の派遣等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- (ク) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干し、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料を調達し、供給する。
- (ケ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保・供給する。
- (コ) 甚大な被害により、市において炊き出し等の実施が困難と認められるときには、県に対し炊き出し等についての協力を要請する。
- (サ) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

ウ 給食基準

(ア) 配食基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として島根県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(イ) 市の対応

あらかじめ定めた給食の順位、範囲、献立及び炊き出し方法等に基づき、食品等の給与を行う。なお、一人あたりの供給数量については次の基準を参考にする。

品目	基準			
米穀等	被災者（炊き出し）	1食あたり	精米換算 200 g 以内	
	応急供給	1人1日あたり	精米 400 g 以内	
	災害救助従事者	1食あたり	精米換算 300 g 以内	
乾パン		1食あたり	1包（115 g 入）	
食パン		1食あたり	185 g 以内	
粉ミルク	乳幼児	1日あたり	200 g 以内	

(3) 食料の輸送

ア 県及び市による輸送

- 広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、市の集積地等への輸送は県が行う。
- 県が調達した食料について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。

- 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から市の集積地への搬送が困難な場合、県は市と協議の上適切な場所を定め卸売業者に輸送依頼し、又は市長に対し引き取りを指示する。
- 市が調達した食料について、市の集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市が行う。
- 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点及び輸送・集積拠点において引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。

イ 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、自衛隊による被災地までの輸送を知事に対し要請する。

ウ 輸送手段等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、県防災ヘリコプター及び船舶等を利用する。

エ 食料集積地の指定及び管理

- 輸送拠点、備蓄・集積拠点の中から、適切な場所を食料の集積地及び集配拠点として選定するとともに、選定した集積地を速やかに県に報告する。
- 集積に当たっては、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

3 飲料水等の供給.....【上下水道局、公園緑地課、学校管理課、スポーツ課、各支所】

(1) 給水の実施

ア 情報の収集

次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (ア) 被災者や避難所の状況
- (イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (ウ) 給水状況
- (エ) 飲料水の汚染状況

イ 給水活動

給水活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

給 水 の 対 象	災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。
給水方法の選択	復旧の段階に応じ、次の方法により行う。 1 生命維持水量の確保（運搬給水） 2 最低限の生活用水の確保（仮設給水栓） 3 日常生活用水の確保（各戸最低1栓からの給水）
水 質 の 確 認	被害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合等は、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

ウ 広報

給水場所、給水方法、給水時間等について利用可能な広報手段を用いてきめ細かく住民に広報する。なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

エ 給水基準

被災地における最低給水量は、発生後3日間程度を限度として1人1日3ℓ（生命維持水量）の供給を目標とするが、復旧の状況に応じ給水量を増減する。

オ 要員の確保

応急給水活動は広範囲にわたる場合があるため、迅速に要員を確保する。また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を密にする。

カ 応援要請

激甚災害等のため市単独では最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資機材が不足す

る等により給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。
また、県企業局が管理する消火栓設備からの用水の使用について申請する。

- **資料編** [資料 4-(1)- 8] 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
[資料 4-(1)- 9] 山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書
[資料 4-(1)-11] 災害時における相互応援に関する協定書（福山市）
[資料 4-(1)-18] 災害時における相互応援に関する協定書（福山市、尾道市）
[資料 4-(2)-19] 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内 51 社）
[資料 4-(2)-34] 災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事事業協同組合）

キ 医療機関、社会福祉施設等の対応

臨時の活動班を編成する等により、迅速・的確な対応を図る。

(2) 給水の方法

ア 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

- 避難所への応急給水は、原則として上下水道局が給水車・給水タンク及びポリ容器等により行う。
- 市内の大型医療施設はすべて受水タンク等の一次貯水設備を備えているので、短期間はこの貯留水で対応し、必要に応じて給水車等による搬送を行う。
- その他の医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等により行う。

イ 拠点給水

市では災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり緊急用地下貯水槽及び緊急時給水拠点、浄化装置付きプールを整備している。災害時にはこれらの施設から有効利用を図る。

緊急用地下貯水槽設置施設（9 箇所）				
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量
旧市	乃木	湖南中学校	浜乃木 8-2-60	50m ³
	城西	内中原小学校	内中原町 225	50m ³
	津田	津田小学校	東津田町 1166	50m ³
	朝日	中央小学校	大正町 398	50m ³
	城東	北公園	学園南 1-21-1	50m ³
	川津	川津小学校	西川津町 500	50m ³
	古志原	古志原小学校	古志原 4-6-1	50m ³
	大庭	湖東中学校	山代町 680	50m ³
	乃木	松江総合運動公園	上乃木 10-4-1	50m ³
緊急時給水拠点（5 箇所）				
施設名		所在地	有効貯水量	
乃白ポンプ井		乃白町 112-2 ほか	3, 000m ³	
北陵町水道用地		北陵町 127	5, 000m ³ 以上	
皆美が丘女子高グラウンド		西尾町 540-1		
松江市役所		末次町 86		
サンライフ松江駐車場		大庭町 1751-14		
浄化装置付きプール設置施設（2 箇所）				
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量
旧市	乃木	乃木小学校	浜乃木 5-1-10	357m ³
	本庄	本庄小学校	邑生町 76-3	307m ³

ウ 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

- 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
- 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

エ ペットボトル等による応急給水

必要に応じ、備蓄用ペットボトルの活用や、製造業者への提供要請等により応急給水を行う。

(3) 生活用水の確保・供給

- 上下水道局は、水道水の安定供給に努める。
- 上下水道局及び関係各課は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、緊急用地下貯水槽等の活用による生活用水の確保を行う。
- 市民は、貯留雨水、井戸水、風呂の溜水の活用による生活用水の確保を行う。
- 県企業局が管理する消火栓設備からの用水の使用について申請する。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置

- 地震災害のために現に飲料水を得ることができない者を対象に、市が実施する。
- 支出できる費用は、水の購入費、資器材の借上費、修繕費、燃料費、薬品及び資材費とする。
- 期間は、災害発生の日から7日以内とする。

4 生活必需品等の確保及び供給……………【防災危機管理課、商工企画課、健康福祉総務課】

(1) 生活必需品の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、日本赤十字社島根県支部等と協力し、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品及び簡易トイレ等について、それぞれの備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により供給する。

ア 災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

(ア) 被災者や避難所の状況

(イ) 医療機関、社会福祉施設の被災状況

イ 生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

ウ 市単独での対応が困難な場合には、隣接市町村又は県に対し応援を要請する。

→ **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）

[資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）

[資料 4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）

[資料 4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）

[資料 4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

[資料 4-(2)-41] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター）

[資料 4-(2)-44] 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ）

(2) 生活必需品等の給与

ア 配布基準（対象者）

原則として、島根県災害救助法施行細則の定めるところによる。なお、生活必需品として認められる品目は次のとおり。

生活必需品として認められる品目	● 被服、寝具及び身のまわり品 ● 日用品 ● 炊事用具及び食器
-----------------	--

• 光熱材料

→ **資料編** [資料 3-3] 島根県災害救助法施行細則

イ 給与又は貸与の方法

- (ア) 冬期、夏期それぞれについて、世帯の構成員別の被害状況に応じ配分計画を作成し、給与又は貸与する。
- (イ) 生活必需品を自力で受け取ることが困難な者への支援を行う場合、被災者が多数発生した場合等においては、ボランティア等との連携を図り、配布要員を確保する。
- (ウ) 激甚災害等のため市だけで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。
- (エ) 救助物資とその他の義援物資とは、明確に区分する。

ウ 給与又は貸与のための費用

給与又は貸与のため支出できる費用は、島根県災害救助法施行細則の定める金額の範囲内とする。

→ **資料編** [資料 2-15] 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
[資料 3- 3] 島根県災害救助法施行細則

エ 経費の負担区分

給与又は貸与のため必要な経費の負担は市長が行う。ただし、災害救助法の適用を受けた場合の経費（限度額内）の負担は知事が行う。

オ 給与又は貸与の期間

災害救助法の適用時においては、物資が最終的に被災者の手に渡るまでの期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、知事の承認を受けて期間を延長する。

(3) 生活必需品等の輸送

本節「2 食料の確保及び供給」の「(3) 食料の輸送」に記載する方法に準じ、実施する。

第21節 災害ボランティアの受け入れ、支援

地震災害発生時には、ボランティアによるきめ細かな支援が期待される一方で、ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整等の体制が整備されないと、効果的な活動ができない場合があるため、関係機関、団体相互の連携体制を確立し、活動を促進する。

実施目標	災害発生から48時間以内に災害ボランティアセンターを設置
------	------------------------------

1 ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収.【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課 学校管理課、生涯学習課】

(1) 災害救援ボランティアセンターの開設

災害発生時には、県、市社会福祉協議会及びボランティア団体等と連携の上、必要に応じて市社会福祉協議会内に「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。なお、具体的には、市社会福祉協議会等において策定する「松江市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル」（令和4年4月）に基づき実施する。

また、島根県から事務の委任を受けたときのボランティア活動と市の実施する救助の調整事務をボランティアセンターに委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

→ **資料編** [資料4-(2)-50] 松江市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（松江市社会福祉協議会）

(2) 災害救援ボランティアセンターの機能

ア ボランティアニーズの把握

各種ボランティア団体等と連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。

イ ボランティアの確保

- 市社会福祉協議会を通じ、あらかじめボランティアとして登録している民間団体又は個人に対し、救援活動への協力を依頼する。
- 各種ボランティア団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員及び活動拠点等について情報提供を行う。

ウ ボランティアの受付、派遣先の選定並びに派遣・撤収の指示

- ボランティア活動希望者の受付・登録を行い、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動可能地域及びボランティア活動保健の有無等を把握する。
- 被災者のニーズとボランティア活動希望者の能力及び経験等に基づき、ボランティア活動希望者のグループ編成を行い、派遣先を選定するとともに派遣・撤収の指示を行う。

エ ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体との連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(3) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会と連携し、市庁舎、公民館、学校の一部を提供する等により災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整備し、活動に必要な物資の提供を行う。

(4) 被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、近隣市町村及び社会福祉協議会等の関係機関と連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

2 海外からの応援の受け入れ.....【国際観光課、健康福祉総務課】

海外からの救援隊の派遣にあたり、県の実施する通訳の確保、食事、宿泊等の手配の措置が円滑となるよう、協力を行う。

第 2 2 節 文教対策

学校において、乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施する。また、学校及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、早期復旧に備える。

実 施 目 標	（災害救助法適用時）教科書及び教材の給与…災害発生の日から 1 ヶ月以内 （災害救助法適用時）文房具及び通学用品の給与…災害発生の日から 15 日以内
---------	--

1 初動対応……………【こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、教育総務課、学校管理課、学校教育課】

(1) 児童等の在校時に災害が発生した場合

- ・ 児童等及び教職員の安全対策（二次避難の指示、人員確認等の初期対応）を迅速かつ的確に行う。
- ・ 初期対応が終了した後、施設の被害拡大を防止するための応急対策、保護者との連絡、教育委員会との連携等の対応を行う。

(2) 休校日及び夜間等、児童等の不在時に災害が発生した場合

- ・ 施設の被害状況の迅速な把握と、被害拡大防止のための応急措置をとる。
- ・ 応急措置の後、校外の児童等及び教職員の安否確認、教育委員会との連携等の対応を実施する。

2 応急対策の実施…【こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、各支所】

- ・ 所管する学校と連絡をとり、気象情報、通学路の状況及び公共交通機関の運行状況をもとに、臨時休校・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校へ避難の指示及び関係機関への支援要請を行う。
- ・ 人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を図り、以下の応急対策を講ずる。

応 急 対 策	1 校長・園長は状況に応じ、教職員、児童等に対し適切な指示をする。校長・園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めおくものによる。なお、教育委員会への報告は、早さを旨とし、報告できるものから逐次行う。 2 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止する等の措置をとり、二次災害の防止に努める。 3 校長は施設の状況、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ、臨時休校等適切な措置をとる。 4 学校に避難所が開設される場合には、防災危機管理課及び市の担当部局に可能な範囲で協力する。 5 人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。
---------	--

3 応急教育の実施……………【こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、公共建築課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課】

(1) 学校における被害状況の把握

- ・ 校長・園長の指揮のもと関係各課は相互に連携して、校舎等の被害状況、二次的災害の誘発危険性の有無、教育の継続可能性、教育用備品の損害程度等を早急に把握する。
- ・ 校長・園長は、把握した被害状況に関し、応急教育の実施又は避難者の受け入れにあたり早期に対策を講じなければならないものと、時間を置いても支障のないものとに分けて優先順位を定め

るとともに、教育委員会又は子育て政策課、防災関係機関に報告を行う。

(2) 応急教育の実施準備

- 被害状況を把握した後、建築物の応急危険度判定の結果等を踏まえ、建物の安全性に関し、応急教育の実施が可能か否かの検討を行う。なお、専門家の判断を求めることができない場合においては、あらかじめ定めおく安全点検マニュアル等によるものとする。
- 応急教育の実施に際しては、次の項目について点検し、総合的に判断を行う。

応急教育の実施にあたり点検する内容	1 教職員の確保の可否 2 学用品の調達可否 3 施設等の機能面から見た安全性確保の可否 4 危険建築物や危険区域への立入禁止措置の必要性 5 応急復旧方法と復旧に要する期間 6 仮設校舎の建設とそれに要する期間 7 避難所になったことによる教育活動の場の縮小状況と影響 8 衛生管理の可否と児童等の健康教育（特に心のケア）方法 9 給食の可否 10 教育可能人数
-------------------	---

(3) 応急教育の実施方法

応急教育に当たっては、校舎等の被害状況に応じ、概ね次により実施する。

校舎等の被害が比較的軽微なとき	- それぞれの学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。 - 学校が避難所として利用されている等により、体育館・運動場等が使用できない場合は、カリキュラムの編成等を変更する。
校舎等の被害が相当に大きなとき	残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。
校舎等の使用は全面的に不可能だが、短期間の復旧が見込まれるとき	臨時休校の措置をとり、その期間中は家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示及び家庭訪問等により教育を行う。
校舎等が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき	- 近隣に被害の軽微な学校があるときは、その学校において二部授業等を行う。 - 児童等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。 - 児童等が集団避難を行う場合は、避難先の教育委員会等と十分連携をとり、速やかに受け入れが図られるよう努める。 - 児童等を遠隔地へ集団で転校させる場合は、当該校の教職員が付き添うことが望ましいため、要員確保について配慮する。

4 文教施設の応急復旧【こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、公共建築課、教育総務課、学校管理課】

(1) 応急措置及び応急復旧工事の施工

- 被害状況の把握を行った後、二次被害防止のための立入禁止措置等の応急措置を講じる。
- 応急復旧工事の発注及び施工に当たっては、各学校と教育委員会及び関係各課との間で工事の実施区分を明確に定め、迅速に着手・実施する。その際、ピアノや実験具等の施設備品についても整理を行う。

(2) 避難所として使用された場合の措置

本来の機能を早期に回復させるため、学校としての機能と避難所としての機能の境界を明確にする

とともに、避難所において設置される避難所運営委員会との連携を図る。

避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。

5 学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置 . . . 【教育総務課、学校管理課、学校教育課】

(1) 学用品の給与の対象

- 災害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程児童、特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（義務教育学校後期課程児童、特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市長により被災者として確認された児童等を対象とする。
- 被災児童等の調査は、市長が各学校、教育委員会等を通じて行う。

(2) 学用品の給与の時期

教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具・通学用品については15日以内とする。

(3) 学用品の給与

ア 学用品についての被害状況の把握

各学校において、学年ごとに最低限必要な学用品のリスト（品目、量）を作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、学校単位及び市全体での集計を行い、知事に報告する。

イ 学用品の調達

- 文房具及び通学用品の調達は原則として市が行うが、市において調達が困難なときには、知事に要請を行う。
- 教科書については、市の報告に基づき、県が教科書提供所から一括調達を行う。なお、教科書、教材が県内の地域、学校によって異なる場合は、市長が学校長や教育委員会又は私立学校長の協力を得て、調達から配分まで行うこともある。

ウ 学用品の配給

- 調達された学用品については、可能な限り速やかに被災した児童等に平等に配給する。
- 支援により外部から提供された学用品等を配給する場合は、搬入される基地をあらかじめ定め、学校ごとに一定の整理をした後に速やかに配給する。

(4) 教職員の確保

避難所の運営業務等により教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会に応援要請を行い、県及び近隣市町村の教育委員会等からの派遣を受ける。

(5) 授業料等の減免措置

被災により費用の支払が困難と認められる児童等について、費用の支払の延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

6 文化財の保護 【文化振興課、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館】

(1) 被害の把握

- 文化財の所有者及び管理責任者は、被災後速やかに巡回を行って被害状況を把握し、その内容を施設関係課に連絡するとともに、自らが必要な応急措置を講じる。

- 施設関係課は、被害の把握が確実に行われるよう、必要な体制の整備について指導・協力する。

(2) 被害の拡大防止

二次的な被害の拡大防止のため、概ね次の対策を講ずる。

火災予防	発災後早急に文化財の巡回を行い、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、必要な自衛消防体制を構築するよう指導する。
倒壊防止	半壊状態で倒壊の危険がある文化財について、建造物は支柱設置等の応急補強対策を講じ、美術工芸品等搬出可能なものは安全な場所に収納するよう指導する。
盗難対策	監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等の措置を講じる。
風雨対策	ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管及び調達に留意する。

(3) 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

(4) 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起する上で重要な役割を果たすものもあるため、助成措置や保護のための措置を検討する。

第 2 3 節 廃棄物等の処理

災害により排出された廃棄物等については、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 9 月策定）により迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

実施目標	災害発生から 24 時間以内に処理方針・体制を確立 災害発生から 72 時間以内に処理活動を開始 （災害救助法適用時）障害物の除去…災害発生の日から 10 日以内
------	---

1 廃棄物の処理……………【環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、公共建築課、建築審査課ほか関係各課】

(1) 廃棄物の発生量

災害時に排出されるごみとして、倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋外の破損落下物等が考えられる。これらの廃棄物について、事前に想定した排出量と、運搬に使用するトラックの積載量をもとに発生量・処理量を推定し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の処理

ア 災害時の収集運搬

- 災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類（道路障害物、仮設トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物、腐敗性廃棄物）、必要な機材、収集運搬方法・ルート等について、平時に想定しておく。
- 収集運搬ルートは、島根県地域防災計画に示されている緊急輸送道路を基本に、状況に応じ選定する。機材が不足する場合は、県に要請し、県内市町村や協定締結団体による支援を受ける。

イ 仮置場の管理運営

- 仮置場を設置する場合は、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備の設置を検討し、汚水による公共水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。
- 災害廃棄物は、仮置時点で可能な限り分別を進め、円滑に処理、再資源化が進むよう配慮する。
- 仮置場を閉鎖する際には、土壌汚染等の防止措置の状況（舗装の割れ、シートの破れ等）や目視等による汚染状況の確認を行うとともに、土壌分析など必要な措置を講じる。

ウ 倒壊家屋からの災害廃棄物及び焼失家屋の焼け残り等

- 倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが、市の指定する場所に搬入する。なお、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。
- 建物等の解体現場ではアスベストや粉塵の発生防止に努めるとともに、有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行うとともに、可能な限りリサイクルを図る。
- 市が損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

エ 災害廃棄物の処分

- 災害廃棄物については、原則として再資源化を行うが、再資源化できないものについては焼却または埋立処分を行う。
- 最終処分場の容量に余裕がない又は被害を受けて使用が不可能な場合等においては、事前に県と協議の上、代替措置を講ずる。

本市における廃棄物等処理施設は、次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場 他2施設

2 し尿の処理.....【環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

(1) し尿処理量

あらかじめ想定した1人1ヶ月あたりのし尿排出量510をもとに、避難所の状況及び仮設トイレの設置状況等を踏まえ、処理計画を策定する。

(2) 処理対策

ア 倒壊家屋等

- 倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、処理体制の確立を図る。
- 被災地における防疫面から、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

イ 避難所等

- 避難所等より排出されたし尿の収集は、優先的に実施する。
- 避難所等において、必要に応じ、災害用仮設トイレを設置する。なお、設置場所周辺に公共下水道等が整備されている場合、付近のマンホールを利用したの設置を検討する。

ウ 水洗トイレ

- 水洗トイレを使用している世帯に、使用水の断水に対処するための水のくみ置き等を指導する。
- 水洗トイレを使用している団地等において、必要により、臨時の貯留場所の設置や民間のリース業者の協力による共同仮設便所の設置等の対策を講ずる。

エ 処理場への搬入

- し尿の処理については、原則として次に示す施設において行う。処理に当たっては計画的な搬入の実施に努め、場合によっては近隣市町村の処理場に処理を依頼する。
- 処理場への搬入のための輸送道路が確保できない場合、公共下水道等が整備されている区域においては、下水道管理者との間で処理方法を検討する。

処理内容	処理施設
し尿	松江市川向クリーンセンター

3 応援協力体制の確保.....【環境エネルギー課】

被害状況を勘案し、市又は許可業者では被災地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援協力を要請する。

4 廃棄物処理機能の復旧.....【施設管理課】

- 被害状況を把握し、処理機能の応急復旧を図る。なお、復旧に時間を要し収集作業に影響を与えるような場合には、県と協議の上期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動を行う。
- 災害復旧補助金を受ける場合には、県に対し早急に報告を行う。

第24節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

感染症の発生・流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

実施目標	災害発生から48時間以内に防疫・保健衛生活動、入浴施設確保対策を開始
------	------------------------------------

1 防疫活動.....【健康推進課、こども家庭支援課、保健衛生課】

(1) 活動体制

健康推進課は、県及び防疫薬剤取扱業者等と連携し、職員の動員と資材確保に関する計画を立て、活動体制を確立する。

(2) 活動内容

- 被災状況及び県の指導等に基づき、消毒方法等の指導を実施する。

2 保健活動.....【健康推進課、こども家庭支援課】

被災地（特に避難所）においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

ア 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

イ 保健師による避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

3 精神保健活動.....【障がい者福祉課、家庭相談課、健康推進課、こども家庭支援課】

(1) 活動体制

市及び県の保健師、松江保健所の精神保健福祉相談員、児童相談所の職員等と連携し、相談窓口の設置や避難所における巡回相談等による精神保健活動を行う。

発生した地震災害の規模に応じ、D P A T（災害派遣精神医療チーム）が組織された場合は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

(2) 活動内容

一般の被災者のほか、要配慮者、災害救助要員等を対象に、次の活動を行う。

ア 被災者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

4 食品衛生指導.....【健康推進課、こども家庭支援課、保健衛生課、学校給食課、上下水道局】

災害状況に応じて県が次のとおり実施する食品衛生指導に対し、補助・協力を行う。

ア 臨時給食施設（避難所及びその炊き出し施設）の把握及び衛生指導

イ 備蓄食品及び救援食品の衛生指導

ウ 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導

エ 飲料水の衛生確保

オ その他食品に起因する危害発生防止の指導

5 環境衛生対策.....【健康推進課、こども家庭支援課、保健衛生課】

災害状況に応じて県が次のとおり実施する環境衛生指導に対し、補助・協力を行う。

- ア 滞水期間の営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃・消毒
- ウ 使用水の衛生管理等
- エ その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導

6 動物愛護管理対策.....【健康福祉総務課、保健衛生課、リサイクル都市推進課】

(1) 被災地域における動物の保護

家庭動物が災害により飼い主のわからない負傷動物や放浪動物となった場合、動物愛護の観点から、県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、それらの動物の保護、相談の受付、保健所における一時預かり等を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

県及び県獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。主な実施内容は次のとおり。

- ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等）
- イ 避難所における飼育場所の指定
- ウ 動物の食料・生活必需品等の提供
- エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに飼育等に関する相談

7 入浴施設確保対策.....【観光施設課、健康福祉総務課ほか関係各課】

(1) 入浴施設等の一般開放

大型浴槽を有する市内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放を要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

(2) 仮設入浴施設等の設置

上記によっても入浴施設が不足する場合は、関係業者等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置することにより入浴環境を確保する。

第25節 遺体の搜索、収容及び埋・火葬

災害により発生した行方不明者の搜索、遺体の搜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について、県・警察・海上保安本部・自衛隊・消防機関等と十分協議の上実施する。

実施目標	災害発生から72時間以内に遺体収容所（安置所）を開設 （災害救助法適用時）遺体の搜索・処理・埋葬…災害発生の日から10日以内
------	---

1 行方不明者及び遺体の搜索……………【市民課、消防本部】

(1) 実施者及び方法

- ・ 行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者及び遺体の搜索は、松江警察署及び消防本部等関係機関との連携のもと、市において実施する。
- ・ 必要に応じ、搜索に必要な車両、船艇及び建設重機等の借り上げを行う。

(2) 行方不明者の届出安否確認

- ・ 行方不明者の届出等については、市民課の窓口において行う。
- ・ 行方不明者の届出に併せて、その場でコンピュータ等を用いて安否確認も併せて行えるよう、情報の一元化（誰が行方不明捜査願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。

(3) 応援の要請等

市による遺体の搜索ができないとき、又は流失等により遺体が他市町村にあると認められるとき等は、県に対し搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、関係市町村に直接要請する。

2 遺体の収容及び検視……………【市民課】

(1) 遺体の搬送

安置場所までの搬送に当たっては、市の所有する車両等で対応することを原則とするが、必要な場合は民間業者からの借り上げにより実施する。

(2) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

- ・ 市内の葬祭施設において遺体収容所（安置所）を開設し、遺体の収容を行う。なお、災害の規模により収容所が不足する場合、被害の状況等により設置が困難な場合には、災害による被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建築物、公園等収容に適当なところ）に収容所を開設し遺体の収容を行う。

→ **資料編** [資料4-(2)-17]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭相互協会）
[資料4-(2)-18]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか）

- ・ 収容所の開設に当たっては、避難場所と適当な距離を置く等、関係部局で調整を行う。
- ・ 関係業者等に依頼し、棺桶や遺体保存のためのドライアイス等の確保を行う。
- ・ 建物内に安置できない場合には、テント等を確保する。

(3) 遺体の検視

検視は警察機関により現地にて行われるので、必要に応じ、医師会等に対し協力を要請する。

(4) 身元確認及び遺留品の保管等

市は身元確認等について、県その他関係機関と連携し協力する。実施に当たっては次の点に配慮し、必要な協力を行う。

- 身元不明者の人相・特徴・身長・体重・着衣及び発見場所等の状況を記録するとともに、遺留品の保管を行う。
- 後日の身元確認作業に備え、写真撮影を行う。

3 遺体の埋・火葬.....【市民課】

(1) 遺体の火葬

- 身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市において行う。
- 大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。
- 円滑な火葬を行うために、市内の火葬場の被災状況調査と死者数の把握を行う。
- 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送して行う。
- 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡しを行う。
- 速やかな火葬を望む遺族のため、必要に応じて、本庁、支所等に火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等の情報を提供する。
- 大規模災害により多数の死者が発生した場合は、市の火葬場の持つ処理能力を超えることが考えられるので、知事に対し、広域的な火葬の実施に当たっての支援を要請する。

(2) 遺体の仮埋葬

- 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。
- 遺族等の都合により納骨できない場合や身元不明者の焼骨が多数に及ぶ場合は、応急的な納骨場所を確保する。

第26節 住宅確保及び応急対策

住宅が災害により倒壊・損傷を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理又は応急住宅の提供を行う。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介・あっせんを行う。

実施目標	災害発生から24時間以内に応急危険度判定を開始 災害発生から3週間以内に応急仮設住宅の建設を開始 （災害救助法適用時）応急仮設住宅の供給…災害発生の日から20日以内に着工 （災害救助法適用時）住宅の応急修理…災害発生の日から1ヶ月以内
------	---

1 応急住宅の提供……………【スポーツ課、資産経営課、生活福祉課、健康推進課、こども家庭支援課、住宅政策課、建築審査課、公共建築課、学校管理課】

(1) 入居者の選定等

ア 入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

イ 対象者

- 1 住家が全壊、全焼又は半壊、半焼、流出して生活できない状態(これらと同等と見なす必要がある状態を含む)となった世帯
- 2 居住する仮住宅がなく、また借家等の借り上げもできない世帯
- 3 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

ウ 必要住宅戸数の把握

災害対策本部において住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめ、県に報告する。

(2) 公的住宅の提供

ア 方針

- 公的住宅の空き家のうち、提供可能なものを提供する。
- 公的住宅の提供によっても不足する場合は、応急仮設住宅を建設し提供する。

イ 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及び家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

ウ 提供可能住宅戸数の把握

提供可能住宅戸数を把握する。

エ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たず、県及び他の市町村から提供を受ける必要がある場合には、県に援助を要請する。この場合、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 方針

- 応急仮設住宅の建設は市が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が建設し提供する。
- 敷地については、できる限り集団的に建築できる場所を公共用地等から優先し、市が選定する。
- 病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合は、交通手段の確保に配慮する。
- 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造又は木造等とし、規模は入居世帯の人数に応じて定める。

- 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

イ 建設場所

建設予定場所は原則として市有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

なお、応急仮設住宅の建設候補地は以下のとおりとする。

楽山野球場	美保関総合運動公園多目的運動場
県立プール跡地	旧野波小学校グラウンド
松江第三中学校第2グラウンド	穴道総合公園多目的広場
旧中島小学校グラウンド	玉湯野球場
旧長江小学校グラウンド	東出雲中央公園多目的グラウンド
八雲山村広場	八束総合運動場
鹿島総合体育館	

ウ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

エ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

オ 災害救助法の適用の場合

災害救助法の適用時においては、県との協議により決定した建設場所、建設戸数、規模・形及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県に要請する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

- 応急仮設住宅における安心・安全の確保
- 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア対策の実施
- 入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等による、女性をはじめとする生活者の意見の反映
- 応急仮設住宅への家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに飼養に当たってのルールづくりや飼い主に対する適正な飼養指導や支援の実施

2 住宅応急修理.....【公共建築課】

(1) 方針

災害救助法適用時、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

(2) 対象者

- 住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理を行うことができない世帯
- 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した世帯

(3) 修理家屋の選定

民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(4) 応急修理

応急修理は、災害救助法に則って行い、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

3 障害物の除去.....【公共建築課、建築審査課】

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、同法に則って行う。

4 災害復旧用材の確保.....【公共建築課】

建設資材は原則として請負業者が確保するものとするが、必要な場合には森林組合その他の関係機関及び県に対して協力を要請して調達し公給する。

5 民間賃貸住宅の紹介、あっせん.....【住宅政策課】

県が民間賃貸住宅の紹介・あっせんについて、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し協力要請を行った場合、被災者に対する制度の周知のため必要な措置を講じる。

6 応急対策業務への応援.....【建築審査課】

被災者から被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合、当該相談に対応する島根県被災住宅応急復旧相談員の派遣を県に要請することができる。

第27節 農林漁業関係被害の拡大防止

災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1 農産物、家畜対策.....【農政課】

(1) 農産物対策

ア 被害状況の把握

農業協同組合等と相互に連携し、農産物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、東部農林水産振興センターを通じ県農林水産部に報告する。

イ 水稻改植用苗の確保

水稻の改植の必要を認めたときは、県に対して、改植用苗の補給等の措置を要請する。

ウ 病虫害防除対策

災害により発災が予想される農産物の病虫害防除対策は、次により実施する。

防除の指示及び実施	県の指示により、防除班等を組織して防除の実施にあたる。
防除の指導	特に必要があると認めたときは、県及び農業協同組合等と相互に連携し、防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。
集団防除の実施	被災地域が広大で、集团的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときは、県に対して農林水産大臣への緊急防除（植物防疫法第4章）の申請を行うよう要請するとともに、県、農業協同組合等関係機関と連携を図りながら一斉防除の実施に協力する。
農薬の確保	災害により緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県に対して、全国農業協同組合連合会島根事務所及び農薬取扱業者等の手持ち農薬の被災地向け緊急供給を依頼するよう要請する。
防除機具の確保	区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり集中的に防除機具の使用ができるように努める。

(2) 家畜対策

ア 実施責任者

家畜伝染病に対処するため、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を県が編成するにあたり、農業協同組合及び家畜診療所等とともに必要な協力を行う。

イ 家畜伝染病の発生及びまん延措置

県の指示に従い薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。なお、災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長への届出を行わせ、埋却又は焼却の指導を行う。

ウ 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行われるが、平常時の方法による家畜の診療が不可能又は不適當であると認めるときは、県に対し被災地域内に診療等組織の派遣による診療の実施を要請する。

エ 家畜の防疫

診療等組織は、次に示す防疫活動を実施する。

(ア) 畜舎の消毒等の実施

(イ) 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

(ウ) 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣の処理

オ 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について飼育者に指導を行い、安全な場所に避難させる。

カ 飼料の確保

飼料の確保が困難な場合は、飼料販売業者に対し必要数量の確保、供給について要請を行う。

2 林産物対策.....【農林基盤整備課】

(1) 被害状況の把握

発災後速やかに巡視を行い、造林地、栽培施設等の被害状況を把握し、危険な場所への立ち入り禁止措置及び応急処置を行う。

(2) 災害対策技術者指導

県や森林組合等の協力を得て、苗木生産者、森林所有者等に対し、苗木の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

3 水産関係対策.....【水産振興課】

(1) 被害状況の把握

水産事務所の行う漁業施設等の被害状況把握について、必要な協力を行う。

(2) 陸上施設の被災対策

県及び漁業協同組合等と連携し、施設の被害状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整を行う。

イ 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整を行う。

ウ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等を行う。

第28節 帰宅困難者対策

本市は、事業所、学校及び商業施設等が集中していることに加え、多数の観光客が訪れる等、多くの流入・滞在人口を内包している。災害により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予想される。

このため、帰宅困難者に対し、次のとおり情報提供、保護支援及び交通手段の確保対策を講じる。

1 予測される事態

(1) 群集の発生

外出先において被災した場合、家族や自宅の状況等が不明なことから不安が増大するものと考えられる。特に、路上を移動中の者や買い物等で繁華街にいる者は、帰属する場所がないことから、無統制な群集となって駅へ殺到する等、パニック発生の大きな要因となることが予測される。

(2) 安否確認電話の集中

阪神・淡路大震災においては、最大で平常時の約50倍の電話が集中し、電話が繋がりにくい状態が発生した。本市には公共機関や事業所等が集中しているため、発災時には大きな混乱が予想される。また、安否確認ができるか否かは、帰宅困難者の行動パターンに大きな影響を及ぼすと考えられる。

(3) 帰宅行動の発生

本市における通勤・通学手段は、大都市圏と比べ自動車に依存する割合が高いが、バスや鉄道も重要な交通手段であり、南北市街地を連絡する幹線道路が不通となった場合、多数の徒歩帰宅者が発生し、時間の経過とともに増大することが考えられる。

(4) 帰宅困難者の発生

交通途絶により即時帰宅をあきらめ、事業所内での残留を決意する者や、徒歩での帰宅を開始したものの途中で帰宅が困難となり、保護が必要になる者の発生が予測される。

(5) 公的施設や民間施設等への集中

一時休息や情報収集のため、被災者が公共施設等へ集まることが予想される。

2 対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【防災危機管理課ほか関係各課】

(1) 基本原則

- 「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者対策の基本原則とする。即ち、学校や事業所等組織のあるところは、発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅する者については駅等に殺到することがないように、安全確保に留意し緩やかに順次帰宅させる。
- 帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでいるため、関係機関、事業所及び帰宅困難者自身の責務と役割を明確にし、分担して必要な対策を講じる。
- 事業所、学校及び関係機関と相互に連携・協力し、発災時における交通関係情報等の提供・交換、食料や飲料水の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保等について、支援体制の構築を図る。

→ **資料編** [資料4-(2)-33] 一時滞在施設への帰宅困難者の受入れに関する協定書（(株)島根銀行）

[資料4-(2)-42] 松江合同庁舎への帰宅困難者の受入れに関する協定書（中国財務局松江財務事務所）

[資料4-(2)-51] 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（しまね信用金庫）

(2) 平常時における対策

ア 市

(ア) 被害情報の収集・伝達体制の構築

- 関係機関と連携し、有線通信手段の途絶に備えた道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。
- 幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保に努める。
- 隣接自治体との間で、交通に関する相互情報交換体制を確立する。

(イ) 安否確認手段の確保

- 個人の安否確認手段としての災害用伝言サービスの普及・啓発を図る。
- 遠隔地の親戚や知人等を中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。

(ウ) 食料・飲料水等の備蓄

- 帰宅困難者を対象とした一定量の備蓄並びに調達体制の充実を図る。
- 事業所に対し、従業員用の食料及び飲料水の備蓄を指導する。

(エ) 帰宅困難者輸送手段の確保

交通事業者との間で、輸送手段の確保体制について事前に取り決めを行う。

(オ) 訓練の実施

帰宅困難者の発生を想定した訓練（従業員や顧客の混乱の防止・誘導訓練、情報の収集伝達・安否確認訓練、徒歩帰宅訓練等）の実施について検討する。

(カ) 事業所及び市民への啓発

- 事業所等に対し、従業員の保護、情報の確保、食料の備蓄等に関する啓発を行う。
- 市民に対し、徒歩帰宅時の経路、必要な装備、家族との連絡手段等の事前確認の重要性について、印刷物の配布や講習会の開催等により啓発を行う。なお、次に掲げる帰宅困難者心得 10 箇条を、啓発促進に活用する。

1 慌てず騒がず、状況確認	6 事前に家族で話し合い（連絡・集合法）
2 携帯ラジオをポケットに	7 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
3 つくっておこう帰宅地図	8 歩いて帰る訓練を
4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）	9 季節に応じた冷暖準備（カイロ、タオル）
5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）	10 声を掛け合い、助け合おう

イ 関係機関・団体等

関係機関・団体等における対策は次のとおり。

名称	対策の内容
松 江 警 察 署	1 交通規制に必要な資機材の整備 2 交通規制計画の周知
消 防 本 部	消防計画及び避難訓練の指導
松 江 中 央 郵 便 局	災害時における協力内容を局の窓口等の目立つ箇所に掲出
鉄 道 事 業 者 バ ス 事 業 者	1 運行情報の提供体制の検討 2 代替バス運行方法の検討 3 バスターミナルや駅における混乱防止策の検討
西日本電信電話（株）	災害用伝言サービスの普及啓発
中国電力ネットワーク（株） （中国電力（株）と連携）	帰宅者の集中が予想される幹線道路等の早期電力復旧等
学 校	1 食料、飲料水等の備蓄 2 携帯ラジオ・テレビ等の整備 3 保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童等の保護体制の整備

ウ 事業所及び市民

事業所及び市民の責務は次のとおり。

事業所	1 事業所施設の安全化対策の徹底 2 従業員用の食料及び飲料水の備蓄 3 バッテリー式ラジオ・テレビの配備 4 従業員の安否確認方法や連絡手段の検討
市民	1 食料、飲料水及び装備等の準備 2 災害用伝言サービスや遠くの親戚等、災害時の連絡先の取り決め 3 徒歩帰宅の場合における帰宅経路の確認（実際に歩いてみる等）

(3) 災害時における対策

ア 市

- (ア) 交通情報を収集し、ラジオや情報拠点において周知
- (イ) 幹線道路沿いに食料、飲料水等の配布拠点を設置
- (ウ) 代替バス輸送の実施
- (エ) 幹線道路沿いに救護所を設置
- (オ) 徒歩帰宅者の誘導
- (カ) 簡易地図等の配布による帰宅経路の周知
- (キ) 観光客等の帰宅困難者の一時滞在施設において、飲料水・食料、毛布等を提供するほか、トイレの使用を提供する。
- (ク) 公共施設の一時開放と仮泊、休憩所及びトイレ等の情報提供
- (ケ) 必要に応じた避難指示等の実施

イ 関係機関・団体

災害時に関係機関・団体等が行う対策は次のとおり。

名称	対策の内容
松江警察署	1 道路交通情報の収集、伝達 2 避難道路における混乱防止、誘導対策の実施 3 一般車両に対する交通規制の実施 4 必要に応じ、事業所や学校に対し時差退社、下校等を要請
消防本部	必要に応じた避難指示の実施
松江中央郵便局	郵便局における休憩所・トイレ等の提供
鉄道事業者 バス事業者	1 駅やバスターミナルにおける混乱防止と休憩所・トイレ等の提供 2 他の交通事業者との連携による行政区域境から先の輸送体制の確立
西日本電信電話(株)	災害用伝言サービスの起動、維持
中国電力ネットワーク(株) (中国電力(株)と連携)	幹線道路等の早期電力復旧等
学 校	1 ラジオ・テレビ・校内放送等の活用による情報伝達 2 保護者への連絡及び引き渡しまでの保護

ウ 事業所及び市民

災害時における事業所及び市民の責務は次のとおり。

事業所	1 従業員や顧客への食料及び飲料水等の配布 2 情報の収集とラジオ・テレビ・社内放送等による周知 3 従業員の安否確認及び報道機関への連絡 4 事務室、会議室、ロビー等の開放
市民	1 慌てずラジオ等で状況を確認してから行動する。 2 家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅は行わない。

This page intentionally left blank